

## 第2節 隈府地区の調査

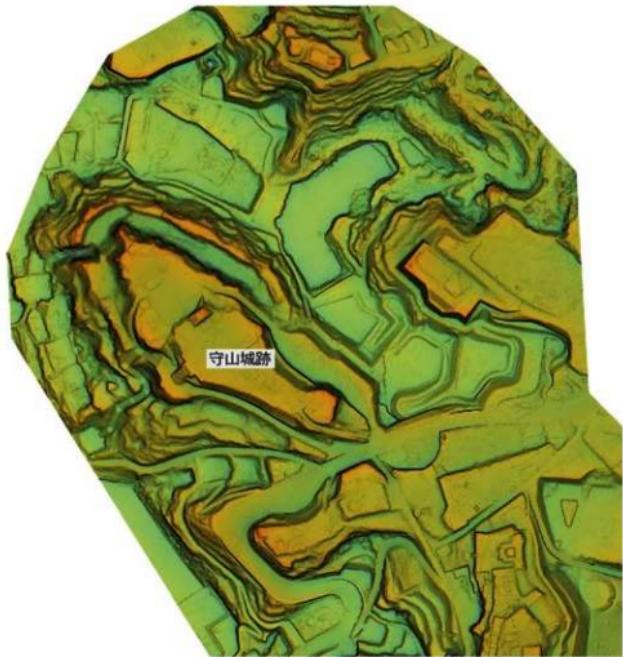
### (1) 守山城跡の測量調査

平成27年9月、菊池神社の北側の目視できる範囲について土壙実測調査を行った（第63図）。守山城跡周辺は菊池神社の敷地であるため、樹木が茂り、目視では遺構の全容を把握するのが困難であった。そのため、平成28年9月、航空レーザー測量を実施し、地形起伏図を作成した（第64図）。

第63・64図を見ると、菊池神社が建っている平坦な地形は、北西方向から南東方向に伸びる舌状の丘陵地であることが分かった。この平坦地の南東部は北西部より一段高くなっている。一段高い部分の北西端部に、長方形の平面形をした旧地形を留めていると思われる高まりが残っている。舌状の上下二段の平坦地がいつ築造されたか不明であるが、現状では守山城跡の主郭と推定されている。主郭推定地より約10m～30m離れた北東部から北西部にかけて連続した土壙状の高まりが確認できる。この土壙状の高まりと主郭推定地の間には四部がある。土壙状の高まりは内側で約10mの比高差があり、土壙状の高まりの頂部には平坦面があり、最大で7mを測る。主郭推定地、土壙状の高まりや空堀推定地の確認調査は未実施であり詳細は不明である。



第63図 守山城跡平面図



第64図 守山城跡周辺航空レーザー測量図

## (2) 領府城下遺跡の確認調査

平成28年11月、菊池市ふるさと創生市民広場の南西側隣接地点にある熊本県県北広域本部の施設改修事業に伴って、県教育庁教育総務局文化課が確認調査を行った（第65図1）。2基のトレンチで溝跡を確認し、溝跡覆土から土師器が出土している。二箇所で確認した溝跡の伸びる方向はほぼ直交しており、この場所に方形の区画が存在していた可能性が高い（第66図）。第67図2～4は1トレンチ、第67図5・6は2トレンチから出土した土師器で、底部調整が判断できるものは回転糸切痕を確認できる。

平成29年4月、菊池市ふるさと創生市民広場の再整備に伴って、市立体育館・青少年ホーム跡地の確認調査を実施した（第65図2）。確認調査は1～10トレンチで行った。各トレンチの土層を観察すると、地表から18m～24mまでは後世の客土であった。その客土の下から2箇所のトレンチで遺構を確認した。また、旧体育館建物の西側角付近で井戸跡を確認した（第68図）。3トレンチではピット1基（第69図1）、9トレンチでは溝跡1条を確認した（第69図2）。この溝跡は菊池神社の参道に直行する方向に伸びている。第70図2は6トレンチ①層から出土した土師器高台付塊片である。第70図3・4は9トレンチの客土層から出土した土師器小皿底部片である。2点とも外底部には回転糸切痕、板状压痕が確認できる。また、体育館解体時に、建物の角隅から井戸跡1基を検出した。井戸跡は上端が約1.2m～1.3mの円形の平面形で、断面形は長い筒状を呈し、深さ約10mを測る。井戸跡は略楕円形の河原石を積んで築造しているが、最下部には石積ではなく、一回り小さな円形に土の掘り込み状のものが観察できる。これは最下部に木製の桶を設置していたのが消滅

した状態と考えられる（第69図3・第71図）。深さ約10mの井戸跡の内部に入ると、酸欠状態の危険性が想定されるため、第71図は上から目視できる範囲で実測した。井戸跡などの遺構を確認したので、市民広場の当初の工事内容を変更し、遺構は埋め戻し、砂利敷きの仮設駐車場として保存している。また、井戸跡は仮保護施設を設置し、埋め戻さず確認時のままで保存している（第69図4）。

平成29年9月、菊池市ふるさと創生市民広場の再整備に伴って、旧物産館横の確認調査を行った（第65図3）。第70図1はトレンチの客土から出土した瓦質土器の擂鉢底部片で、内器面に4条一単位の擋目を放射状に施し、その目に交差するように斜めの同擋目を加えている。



第65図 隈府地区の確認調査・踏査位置図(国土地理院地図を一部加工して作成)

### (3) 隈府院馬場遺跡の確認調査

平成30年12月、民間開発に伴う確認調査を行い、約2mの客土の下から河原石の石組井戸跡の約半分を確認した（第65図4）。残りの半分は土地境界の外にあるため、詳細は不明である。後述する隈府土井ノ外遺跡で検出した井戸跡と比較すると規模、石材、石の積み方に共通点がある。この場所は盛土を行って工事を実施したので、遺構等は現地に保存されている。

### (4) 立石遺跡の確認調査

立石遺跡は碁盤目状に区画された隈府町の北西隅で、守山城跡（現菊池神社）の西側裾部から直線距離で約1.6km離れた箇所に位置する。航空写真を見ると、迫間川が南側に大きく湾曲する箇所からほぼ南側に向けて直線的に土壙跡と考えられるものが伸びている（第72図1・2）。土壙跡の長さは直線距離で約168m、幅は約7～10mを測る。第72図2にはその土壙跡の撮影箇所、方向を示した。第72図4はその土壙跡の一部を南東側から撮影したもので、現状で土の高まりが確認できる。第72図5は土壙の南側端部付近を南西方向から撮影したもので、土壙の西側に築地堰から取り入れた水が流れる井手（用水路）が土壙に沿った状態で造られている。

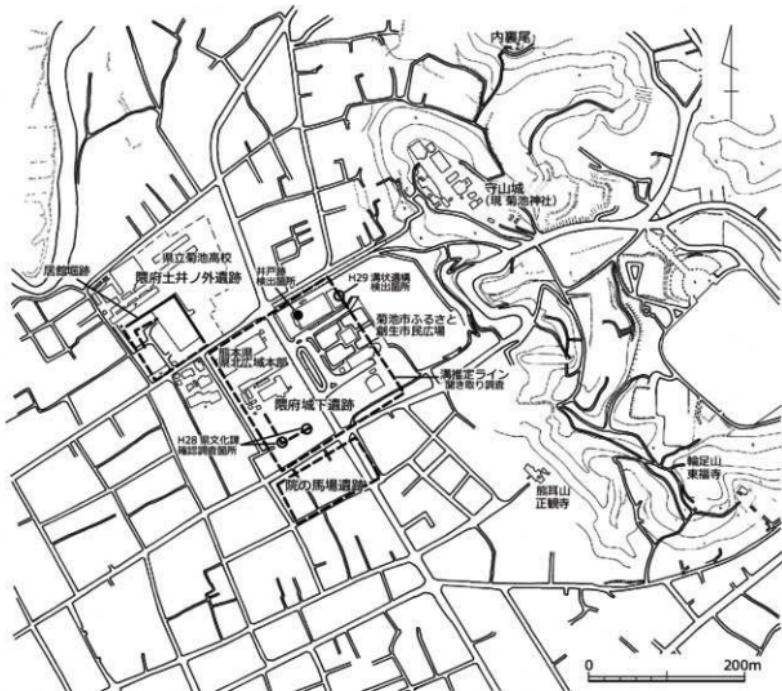
この場所に記念碑を建造する工事に伴って、平成22年3月に遺跡範囲確認調査を実施した。確認調査の結果から、土壙跡には影響がない平坦面に記念碑を建てることになった。その確認調査の概要は以下のとおり

である（菊池市教育委員会2017）。

【トレンチ】

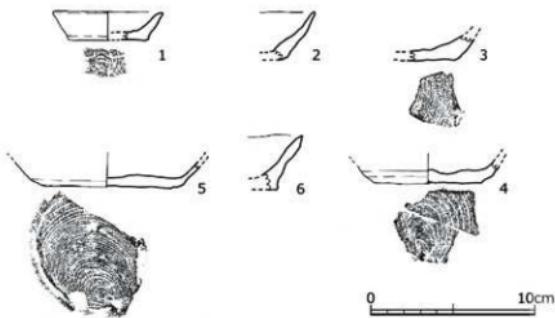
トレンチ1はほぼ南北方向にのびる土壠跡のほぼ中央部に設定した(第73図1)。このトレンチでは約3mの厚さの盛土を確認した。盛土内には人頭大の河原石を多量に含んでおり、人工的に固めたと考えられる層も確認した。備前焼の擂鉢片、瓦質土器片が出土した。第72図3はトレンチ1の東壁の土層写真である。トレンチ1の層序は下記のとおりである(第73図2)。

- ①層：表土である。  
②層：暗褐色土で、きめが粗くしまりがない砂質である。人頭大の河原石、円礫を特に大量に含む。

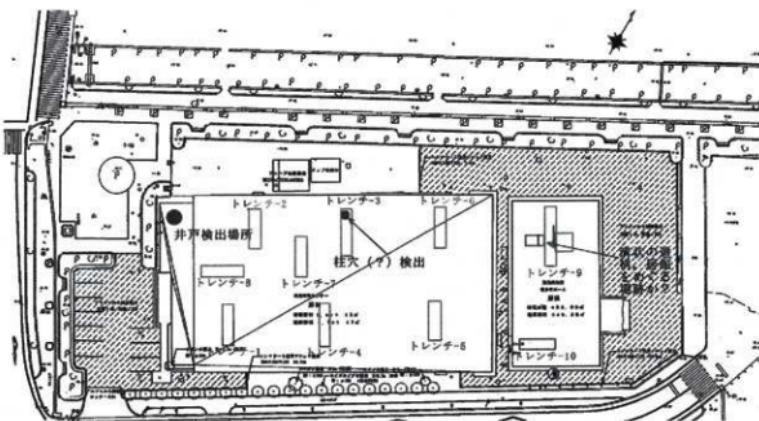


第66図 確認調査等による隈府城下遺跡周辺想定図

- ③層：暗褐色土で②層に比べて暗く、河原石、円礫が少ない。
  - ④層：暗褐色土で、きめが粗くしまりがない砂質土で、①層より暗い。中心部に近い箇所で、人頭大よりもやや小さい円礫を多量に含む。
  - ⑤層：暗褐色土で、きめが細かく硬くしまる。人為的に固められたと考えられる。中心部に近い箇所には円礫を多く含むが、それ以外の箇所では河原石、円礫は少ない。
  - ⑥層：暗灰茶褐色土で、きめが細かく硬くしまる。人為的に固められたと考えられる。河原石、円礫は少ない。
  - ⑦層：暗褐色土である。⑤層に類似するが、きめが細かくしまらない。河原石、円礫は少ない。



第67図 隅府城下遺跡表採・出土遺物実測図



第68図 隅府城下遺跡（市立体育館・青少年ホーム跡地）確認調査平面図

⑧層：黄褐色のきめが粗くしまりがなく、明るい砂質土である。地山と思われる。最上面から擂鉢片が出土した。

#### 【トレンチ2】

トレンチ2はほぼ南北方向にのびる土塁跡の南側寄りの箇所に設定した（第73図1）。トレンチ2では約3mの厚さの盛土を確認した。盛土内には人頭大から一抱えの大きさの河原石や円礫を多量に含んでいる。人工的に固めたと考えれる層も確認した。盛土から須恵器片が出土した。トレンチ2の層序は下記のとおりである（第73図3）。

- ①層：表土である。
- ②層：暗褐色のきめが粗くしまりがない砂質土である。人頭大から一抱え大きさの河原石、円礫を特に多量に含む。
- ③層：暗褐色土で、きめが粗くしまりがない。②層に類似するが②層よりはややしまっている。河原石、円



1 隅府城下遺跡 3 トレンチ（南から）



2 隅府城下遺跡 9 トレンチ（東から）

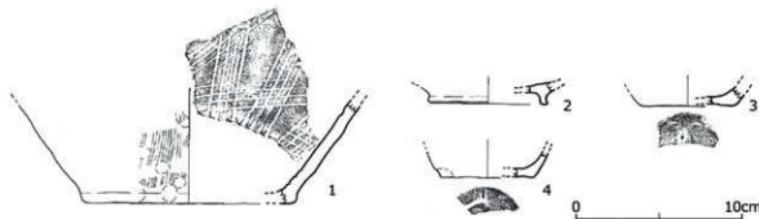


3 隅府城下遺跡井戸跡（南から）



4 隅府城下遺跡井戸跡  
現地保存状況（東から）

第69図 隅府城下遺跡の確認調査写真



第70図 隅府城下遺跡出土遺物実測図

礫が少ない。裾部の一部で硬くしまっており、人為的に固められた層と考えられる。

- ④層：黒色土である。③層よりも暗くしまりがある。きめがやや細かく小礫を含む。上面で硬くしまる。  
 ⑤層：黒色土で、きめが細かく硬くしまる。全面に硬くしまるが、上面のしまり度合いが顕著である。人為的に固められた層と考えられる。河原石、円礫は少なく、須恵器片が含まれる。

⑥層：暗褐色土で、きめが細かく硬くしまる。

人為的に固められた層と考えられる。人頭大の河原石、円礫を含む。

⑦層：暗黄褐色土で、きめが粗くしまりがない砂質土である。礫を多く含み、地山と考えられる。

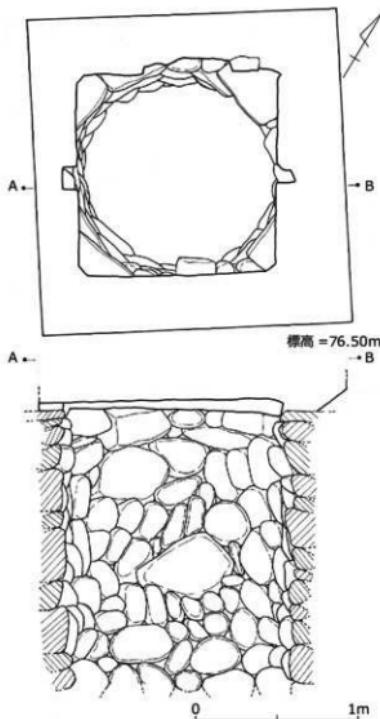
⑧層：暗褐色土で、裾部に見られる。崩落土の可能性もある。硬くしまり、河原石、円礫は殆ど含まれない。

⑨層：黄色土で、きめの粗い砂質土である。②層に類似している。

⑩層：暗褐色土で、きめが粗くしまらない砂質土である。

#### 【出土遺物】(第74図)

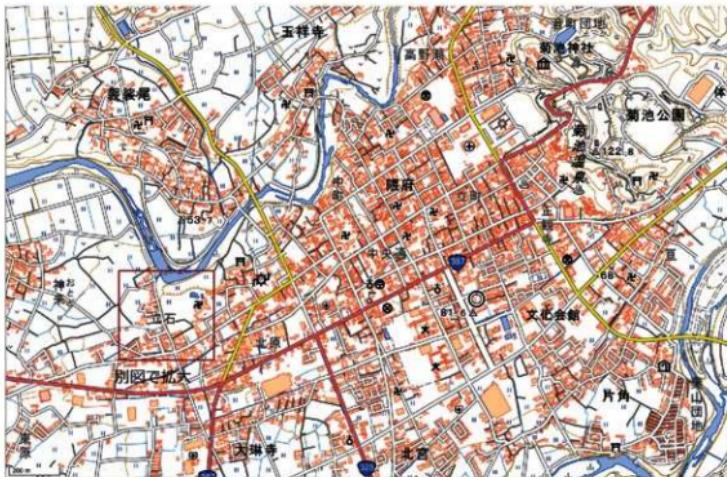
第74図1はトレンチ1の⑧層最上面から出土した備前焼の擂鉢の口縁部から体部にかけての破片である。口縁部には端部が突起状に突出する口縁帯があり、端部はほぼ直上に立ち上がり、丸く收まる。中世5期(15世紀第三四半期～15世紀末)と考えられる(乗岡2005)。第74図2はトレンチ2の盛土から出土した瓦質土器の口縁部片で、器種不明である。外反しながら直線的に立ち上がると思われる。



第71図 隅府城下遺跡井戸跡実測図

#### (5) 隅府周辺の現地踏査

平成30年4月、菊池市文化財保護委員会元会



1



2



3

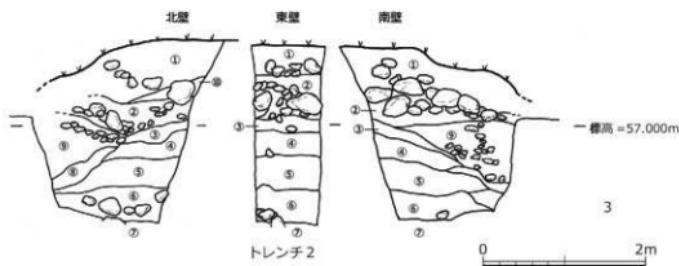
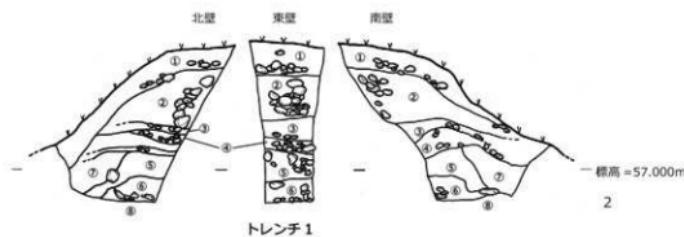


4

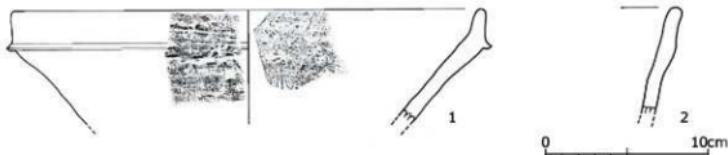


5

第72図 立石遺跡位置図、トレンチ1土層写真、現況写真



第73図 立石遺跡トレンチ配置図・土層断面図



第74図 立石遺跡出土遺物実測図

長の坂口金次郎氏のご指導により、隈府周辺の現地踏査を行った。坂口氏から、昭和20年代の隈府周辺の旧地形の状態を聞きながら現地踏査を行った。その時の踏査地の一つである隈府城下遺跡から土器片を表探した。この場所は隈府城下遺跡の南端部に約1m低くなる段差があり、その低い面で土器片を表探した（第65図5、第75図1）。第67図1はその土器片小皿の実測図で、回転糸切痕が外底部に残る。

坂口氏の話によれば、隈府城下遺跡の段差は、旧地形のままで、この段差は熊本県北広域本部の敷地の西側端部にある南北方向に伸びる約1m低い段差と一連のものであり、この両方の段差の交わりはほぼ直角である。つまり、直交する状態で塹が存在していたと考えられる。この段差の低い箇所は現在、菊池高校の第2運動場（テニス場）となっている（第65図6、第75図2）。この菊池高校第2運動場の南西隅には、周囲より一段高くなった箇所が帶状に残っている。この高まりは坂口氏の記憶では土壘がかつて存在したとのことであった。敷地境の樹木根元付近には土墨跡と考えられる高まりが残っている（第65図7、第75図3）。さらに、坂口氏の記憶では、菊池神社の参道の南側には塹が存在していて（第65図8）、隈府城下遺跡の市立体育館・青少年ホーム跡地の確認調査で、菊池神社参道と直交する状態で存在する溝跡は、この塹と一連のものと考えられる。第76図2は菊池神社参道南側の塹の写真で、菊池市中央図書館のデジタルアーカイブ中にあり、1930年代のものとされている（菊池市2017）。さらに、第76図3・4には菊池神社の参道の南側に土墨と考えられる高まりとその北側に塹と考えられるものが写っている。この写真は坂口金次郎氏（菊池公歴史研究会会長）から、令和3年度に資料提供を受けたもので、1955年頃の写真と思われるとのことであった。また、熊本県北広域本部の場所には以前、県立菊池蚕業高校学校があった。その絵ハガキを入手することができ、その写真に今回の確認調査で明らかになった9トレンチの溝跡の箇所が塹と土墨として写っていると考えられる（第76図1、菊池市2017）。写真の左奥にある大きな屋根の建物は明治45年に完成した「桜座」であると坂口氏からご教示を受け、この写真は明治45年～大正時代の頃の様子であることが分かった。また、坂口氏から菊池神社参道南側の塹と元県立菊池蚕業高校学校東側の塹は、昭和35年の熊本国体会場となり、安全上の理由で埋められたとの情報も得た。隈府城下遺跡の土器片を表探した第65図5の地点南側で、字境となっている道路の北側寄りの箇所には、以前土墨が残っていたと坂口氏は記憶されている（第65図9、第75図4）。これらのことから、隈府城下遺跡の内部に塹と土墨で囲まれた方形区画が存在した可能性がある。

## (6) 隈府土井ノ外遺跡の発掘調査

県教育庁教育総務局文化課は、熊本県立菊池高校校舎改築工事に伴い、平成17年11月～平成18年3月、平成18年4月～11月に隈府土井ノ外遺跡の発掘調査を行った。発掘調査報告書より概要をまとめる（熊本県教育委員会 2009）。調査区は1区～3区で、1区はアリーナ建設箇所、2区は地下貯留槽建設箇所、3区はブルーム建設箇所である。遺構は3時期の変遷が考えられている。各時期ごとに特徴的な遺構を見てみる（第77図）。

①1期（14世紀後半～末頃）（第78図）

【塹跡】



1 隣府城下遺跡表探地点（東から）



2 隣府城下遺跡の段差（北から）



3 隣府城下遺跡の土壘跡推定地（北から）



4 隣府城下遺跡の南端部付近（西から）

第75図 隣府城下遺跡の踏査写真



1 (菊池市2017より)



2 (菊池市2017より)



3 (菊池公歴史研究会会長 坂口金次郎氏提供)



4 (菊池公歴史研究会会長 坂口金次郎氏提供)

第76図 隣府城下遺跡の古写真

1区では4・5号塙跡を確認した（長さ約73m、幅約2.6m）。断面形は略台形である（深さ約2.1m）。2区では99号塙跡を検出した（長さ約20m、幅約2.75m）。断面形は略台形である（深さ約1.6m）。この塙跡は両者の位置関係から、同一のものと考えられ、1区の北西側の調査区外で直交すると想定できる。さらに、2区では99号塙跡の内側（南西側）で直角方向に交わる186号塙跡の角周辺を確認した。北東から南西方向に伸びる塙跡は、99号塙跡と並行した状態で、長さ約12m、幅約1.6m、断面形は略台形で深さ約0.64mである。これと直交する状態で伸びる塙跡は長さ約4.8m、幅約1.76m、断面形は略台形で、深さ約0.72mである。4号・5号・99号塙跡と186号塙跡から、二重の塙跡が存在することが明らかになった。186号塙跡の南西方向の角周辺を確認調査で明確にでき、長さ約58mの地点で直角に屈曲している。

これらの塙跡から、二重に囲まれた塙跡内部に居館跡が存在していたと考えられる。外側の塙跡は未調査部分に伸びており、一辺が約90m～100mの規模に推定できる。

#### 【井戸跡】（第80図）

1区に1号井戸跡（SE1）がある。1号井戸跡の平面形は円形に近い梢円形で、長軸約2.05m、短軸約1.85mを測る。断面形は深い筒状で、深さ約2.85mを測る。底部から上端部付近にかけての表面には円礫を積んでおり、上端部には大型礫を配置している。第80図1は1号井戸跡から出土した土師器坏で、外底部に回転糸切り痕が残る。

#### ②2期（14世紀末頃～15世紀初頭）（第78図）

##### 【塙跡】

1区には掘り直しを行った4・5号塙跡が引き続き存在するが、2区の99・186号塙跡は消滅すると考えられる。

#### ③3期（15世紀初頭～前半）（第79図）

##### 【塙跡】

2期と同様に1区に4・5号塙跡が存在する。

#### 【井戸跡】（第80図）

1区に2号井戸跡（SE2）がある。2号井戸跡の平面形は円形に近い梢円形で、長軸約1.95m、短軸約1.63mを測る。断面形は略台形で、深さ約1.40mを測る。底部に大型礫を置き、底部から上部に向かっての中程までは素掘りのままで、中程から上部にかけて円礫を積んでいる。

#### ④土坑

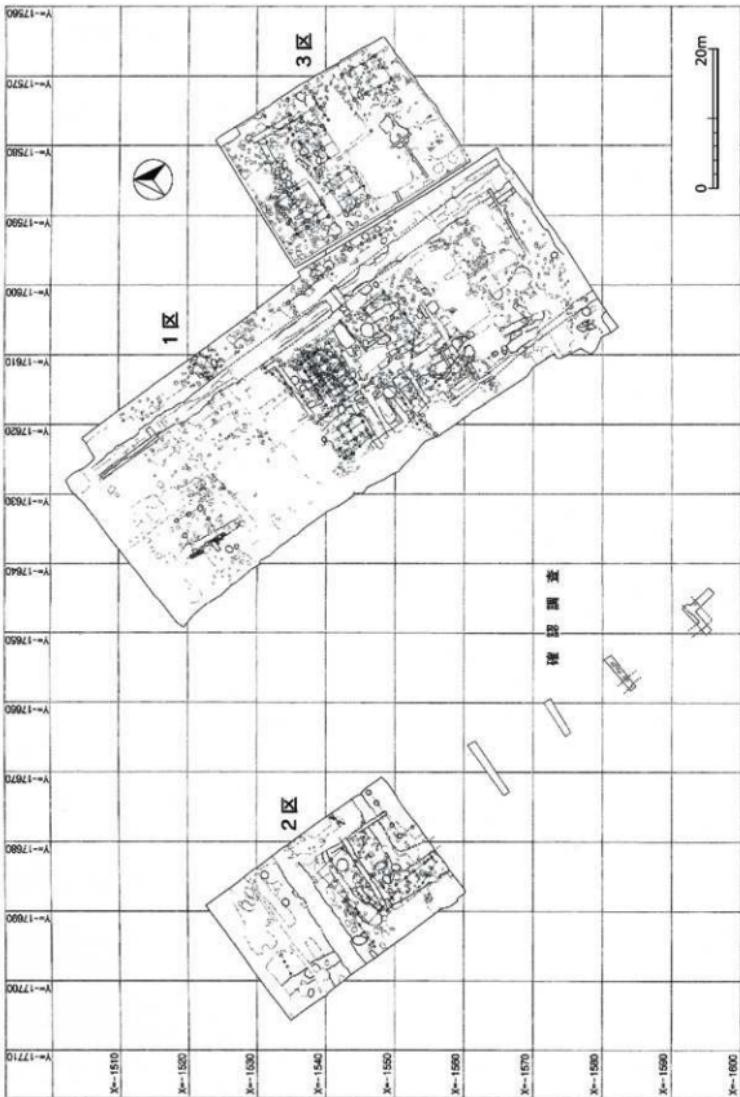
この遺跡では土師器を一括廃棄した土坑が確認できている。これらは遊興後の食器等をまとめて廃棄した跡と想定できる。ここでは代表的な2基の土坑について述べる。

#### 8号土坑（SK8）（第81図・第82図）

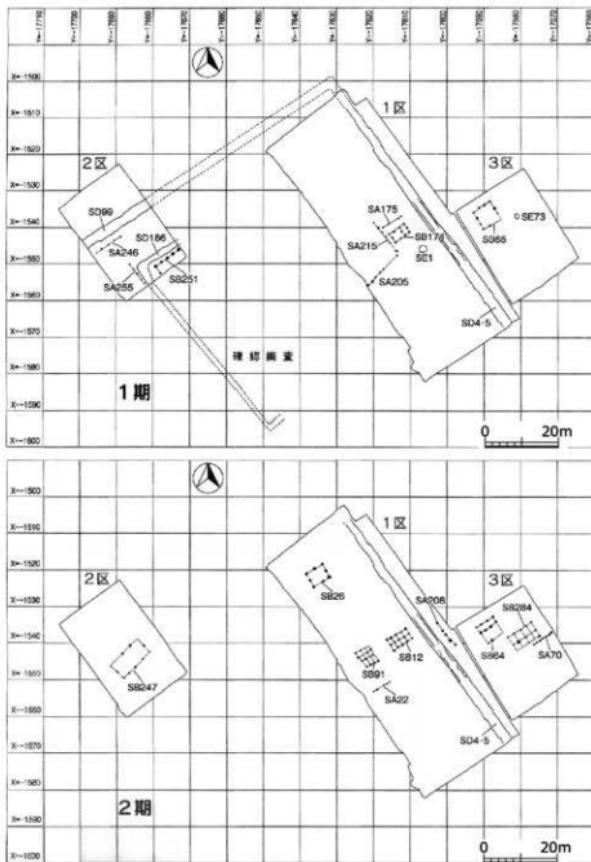
8号土坑は1区の南側に寄った箇所で確認した。平面形は梢円形で、長軸約0.84m、短軸約0.68mである。断面形は略台形で深さ約0.44mである。土師器は土坑の西壁に寄った箇所からまとまった状態で出土した。第81図1～34、第82図35～69は出土した土師器で、外底部に回転糸切り痕が残る。第81図1～33は口径約6～7cmの小皿で、第81図34、第82図35～69は口径約10～11cmの坏である。第82図40・43・44・54・56・60・65・67の外底部には板状圧痕が確認できる。

#### 9号土坑（第83図）

9号土坑は10号土坑（長軸約0.67m、短軸約0.36m、深さ約0.31m）と同一場所にあり、両者は一つの土坑と考えられる。第83図1～38は9号土坑出土遺物で、38の青磁碗以外は外底部に回転糸切り痕のある土師器である。1～23は口径約6～7cmの小皿で、24～37は口径約10～11cmの坏である。25・31・32の外底部には板状圧痕が残る。



第77図 畿府土井ノ外遺跡全体遺構配置図



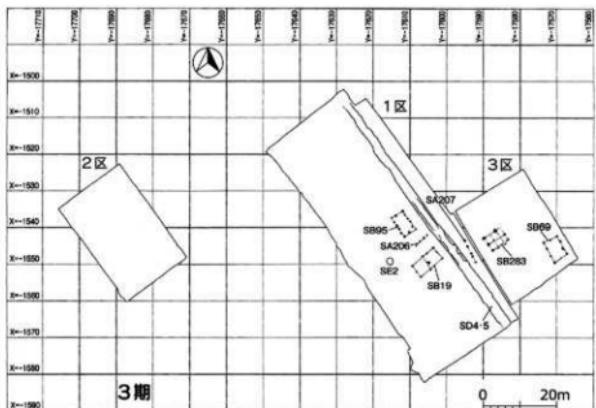
第78図 隣府土井ノ外遺跡遺構分布図（1・2期）

#### (7) 隣府土井ノ外遺跡出土陶磁器の再評価

菊池市では令和元年度から図書館内に菊池文化研究所を設置し、菊池に関する調査・研究を公募する事業を開始した。各年度3名の採用者を決定し、一人30万円の研究助成費を支給する新たな取り組みを行うことで、菊池に関する研究を深化させることをねらいとした。令和2年度、第2回目の調査・研究の採用者の一人が中山 圭氏であり、隣府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器について考察を行った。この研究は、上記(6)の報告書の既報告の遺物と未掲載の遺物の中で、特殊な器種に注目して、検討を加えている。以下、陶磁器の種別・器種に分けて研究要旨を述べる（中山2021）。

##### ① 龍泉窯系青磁（第84図・第85図）

1は青磁琮形瓶である。釉色は涼やかな粉青色で南宋期のものである可能性が高い。2は装飾のない方形

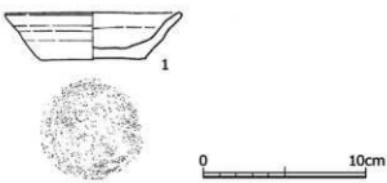
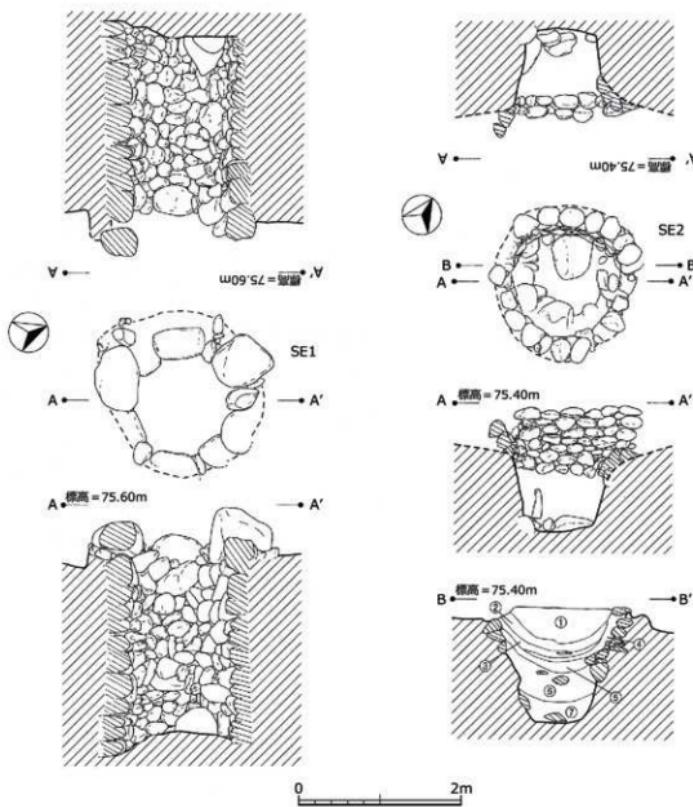


第79図 鎌府土井ノ外遺跡遺構分布図（3期）

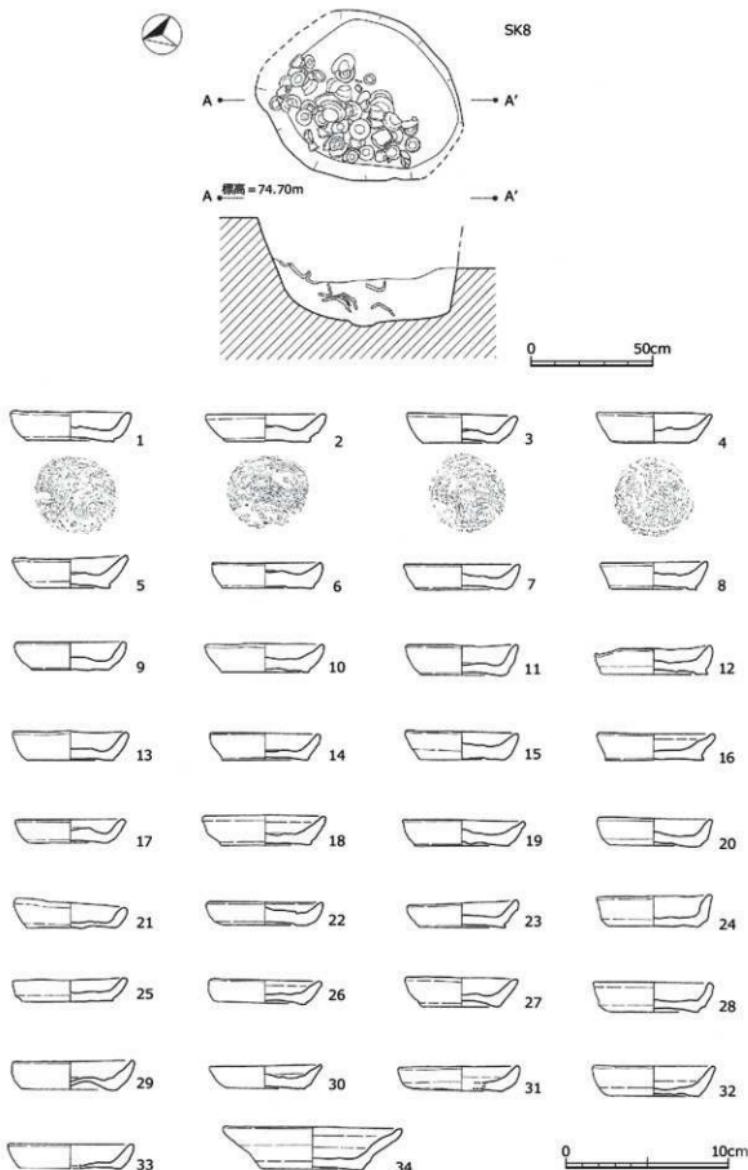
耳である。砧形等頭部の長い瓶類に付属していたと考えられる。3は水注の注口部である。頭部に接続する一部分が残っており、巻雲文が施されている。4は瓶類の頭部である。段の凹凸があり、破断面が橢円形を呈しており、この先に獸口・龍頭等の突起が付き、さらに不進環が取りつくと推定できる。5は小皿と報告してあるが、体部がやや外に張る砧形瓶等の口縁部と考えられる。6は体部が外反しながら立ち上がる瓶口縁部で、端部はほぼ直角につまみ上げている。7は薄手の瓶口縁部である。体部は内傾気味に立ち上がり、口縁部は「く」の字形状の断面になる。頭部ではまらずそのまま径で胴部にいたると想定できる。9は肩が張る瓶で、肩付近に段をもち、その下部に文様を施している。頭部は直立している。10は器形不明で、外器面に陽刻で文様を焼き、隙間に細線を加えている。11は瓶の底部で、高台付近に蓮弁帯が巡る。12は瓶の体部で、然による器面の荒れが観察できる。13は頭部で屈曲して立ち上がる小型の壺である。肩が張り、口唇部は露胎である。14は胴部が丸みを帯びた瓶である。外器面に唐草文を刻み、その下部に二条の圓線を施す。15は蓋のつまみで、内器面は露胎である。16は酒海壺の蓋で、つまみ部は欠損している。17は薄手の蓋類であろう。内器面は口縁部付近以外が露胎であり、外器面には文様を密に施している。18・19は器台の透かし部付近の破片であろう。20は小型器台の口縁部で、やや外反している。21は外器面に雷文帯をもつ鉢である。内外器面に花文が刻まれている。22は擂鉢で、器壁は薄く、口縁部は玉縁状になる。23は強く屈曲する盆の口縁部であろう。屈曲部の上面・内器面に鏽蓮弁を施しており、装飾的な作りである。24は盤の見込み部片で、方形枠の七宝繋ぎ文がある。25は厚さ約3cmの分厚い盤底部片である。外底部には蛇の目釉剥がれが施される。白色帯は化粧下地であろう。26は折れ縁直立口縁の盤である。復元口径が40cmを超える遺跡の中では最大級のものである。

## ② 青花（第85図）

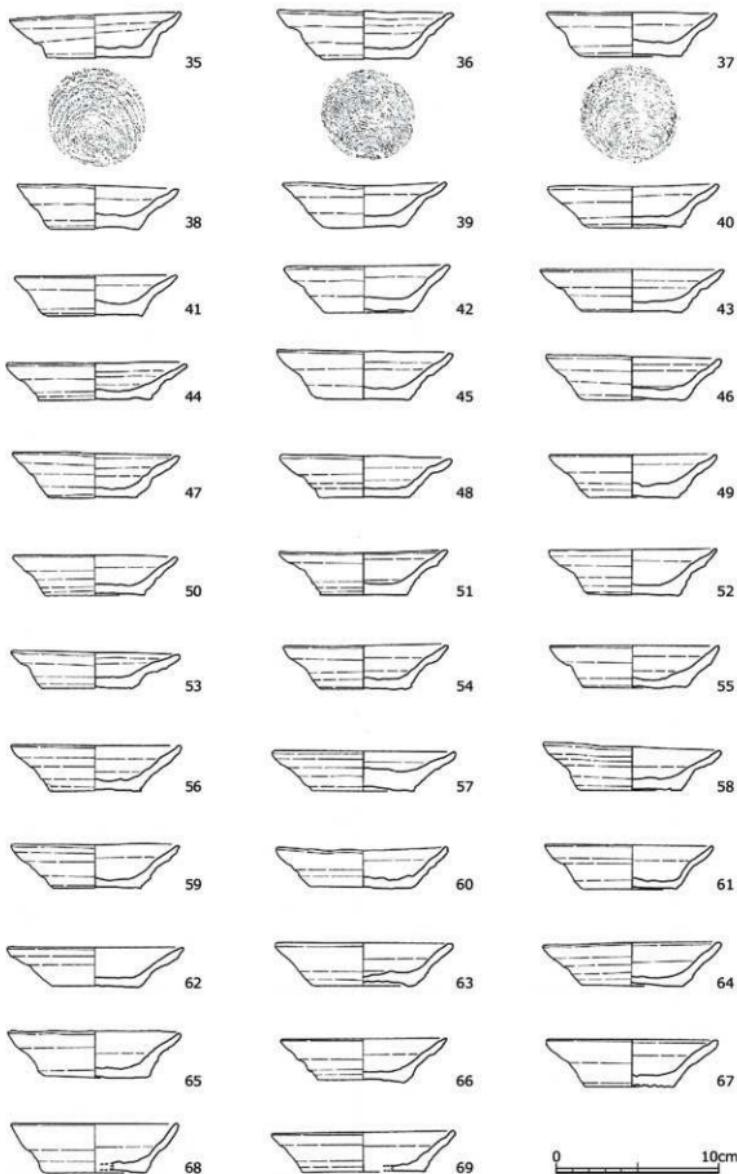
27は見込みに「福」字文と二重圓線、腰部にも圓線を施す。疊付から外底部の黒色は焼成時の変色とすれば、首里城京内の出土の福字文タイプの類品と考えられる。変色でなく着色であれば、ベトナム産の青花の可能性もある。28は口縁部が強く外反した折縁タイプの大皿で、復元口径は約31cmになる。縁は型打ちで稜花になっている。高台は内傾し、見込みはやや窪んでおり、外器面に唐草文を描く。29は皿の破片で、高台がやや内傾し、28に近いタイプである。30はラマ式蓮弁文を施す瓶である。31は碗の底部で、見込みに水草文を描き、高台内側を斜めに成形している。疊付から高台にかけて露胎である。沖縄分類のB 1類碗であ



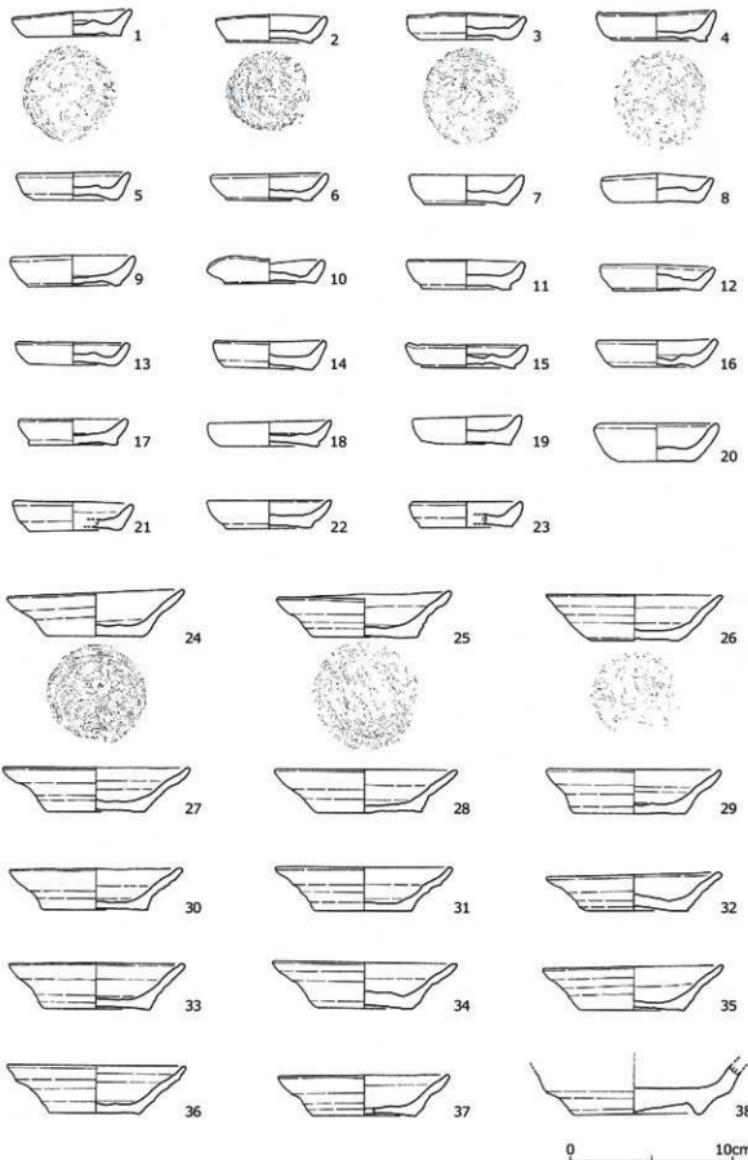
第80図 墓府土井ノ外遺跡 1号・2号井戸跡実測図



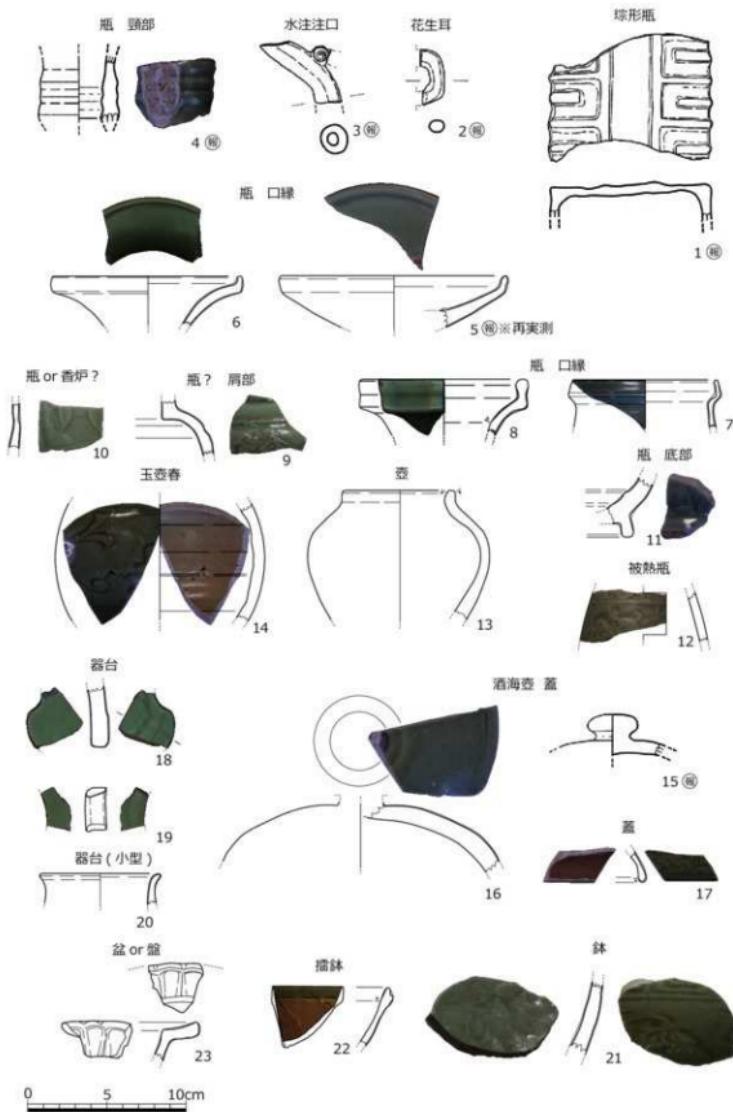
第81図 畿府土井ノ外遺跡 8号土坑・出土遺物実測図



第82図 隅府土井ノ外遺跡 8号土坑出土遺物実測図



第83図 肥府土井ノ外遺跡 9号土坑出土遺物実測図



第84図 隈府土井ノ外遺跡出土輸入陶磁器・青磁類

り、15世紀前半から16世紀前半の期間が想定されている。27~31は15世紀を主体とする資料である。

32はいわゆる饅頭心タイプの小野E群の碗で、外底部には「大明年造」の銘がある。33は見込みに人物を描く小野E群の皿で、高台内の銘は残存した文字から「大明洪武年造」に復元できる。34は漳州窯系の大皿で、高台付近に砂が付着している。32~34は16世紀中葉~後半の製品である。

ここでは小野E群を図示しているが、15世紀後半~16世紀前半の小野C群碗皿・B1群皿も出土している。15世紀代の青花が存在しており、16世紀後半まで青花の各分類が出土していることが明確になり、隈府土井ノ外遺跡の存続期間が16世紀後半まである可能性がある。

#### ③ 彩釉陶磁器・朝鮮半島産陶磁器・陶器壺（第86図）

35は法花壺片で、外器面に堆線で卷雲文・蓮弁文を盛り上げている。文様部はマリンブルー、下地はネイビーブルーで彩色している。内器面はやや濃い緑色の釉が施されている。景德鎮窯系の製品と考えられ、出土例が少ない希少な輸入品である。15世紀~16世紀の時期が考えられる。36は華南系縁輪の香炉で、竹筒を表現したものである。外器面が一定間隔で厚くなり、肥厚部に二条の界線を入れる。内器面は口縁部以外が露胎である。37~40は景德鎮窯系の掲軸磁器小坏で体部端部が外反する。38~40は同一個体と思われる。いずれも外器面は掲軸、内器面は白磁釉を施す。これまで、中世の掲軸磁器は沖縄以外での出土例はない。41は景德鎮窯系の壺嘴釉碗の腰部片である。内器面にかすかに呉須による圈線が確認でき、内面は青花になる。42は高麗青磁で、黑白象嵌が施されている。形状から梅瓶であろう。43も朝鮮半島産で、雜釉陶器の碗と思われる。44是中国産の掲軸壺で、口縁部が扁平な環状になっている。

#### ④ 見込釉剥ぎ・皿（第86図）

見込釉剥ぎは重ね積みを行い生産数を増やすための痕跡である。45~47は青磁碗で、見込に釉剥ぎが確認できる。奢侈品が出土する一方で、品位・等級が落ちる製品も存在している。46は釉剥ぎの中心に工具の釉刷りと思われる小穴がある。48は白磁皿で見込が無釉で、体部下半が露胎である。49は白磁碗で、見込に釉剥ぎが確認できる。

#### ⑤ 茶道具類（第86図）

50は中国産天目茶碗である。体部下半の釉端には釉だまりがある。50以外に中国産と考えられる天目茶碗の被片3点が出土している。51・52は青磁の香炉で、聞香炉と考えられる。52は円盤高台に脚部が装飾されている。53~55は瓦質土器の風炉である。53は張り出した肩部で、連珠文帯が施されている。54は脚部片で、突帯上部に帶状の蓮弁文・菊花文がある。55は脚部片で、脚の両端に透かしが確認できる。53~55は胎土から同一個体と考えられる。56は白磁、57は青磁の香炉である。58は小型の陶器瓶の底部片で、茶入れと考えられる。外底部は糸切り痕があり、内器面にはロクロ目が明瞭に残っている。外器面には褐色の釉が垂れながらかかっている。59~61は茶臼片である。59は上白で、挽き木穴周辺に菱形の装飾を施す。60・61は下白受け皿部片である。

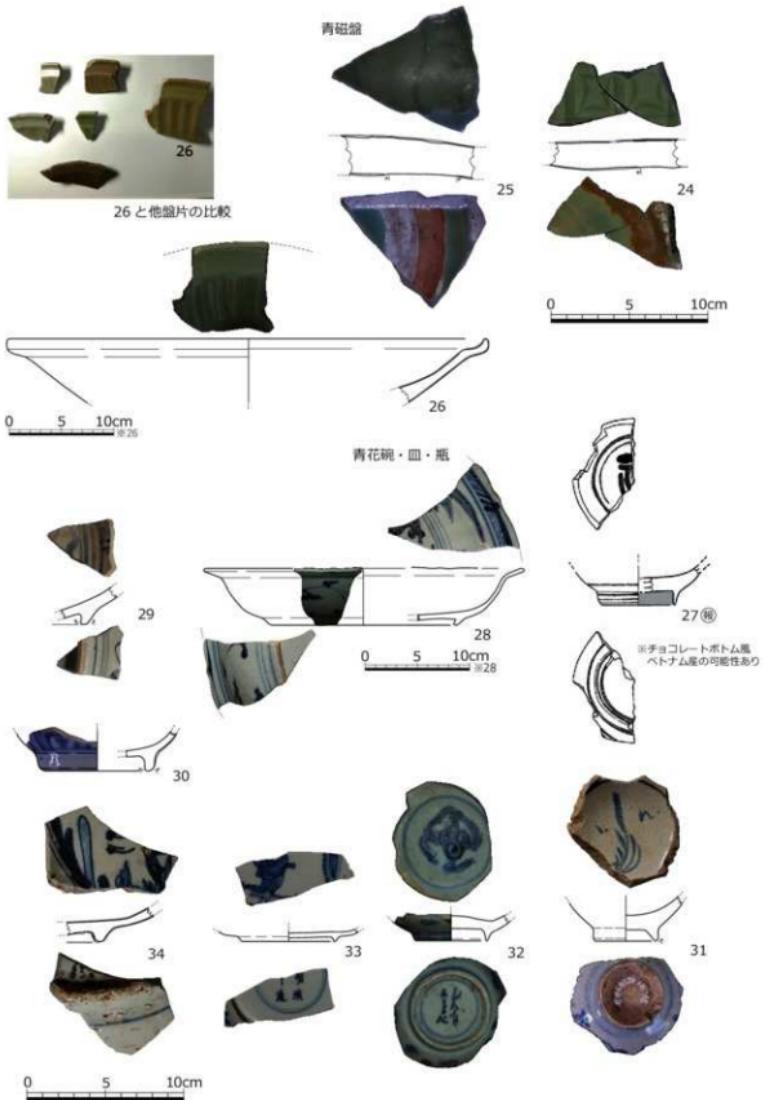
#### ⑥ 文房具（第86図）

62は粘板岩製の硯で、色調は黒色である。海部は木瓜形に作り、装饰性に富む。

#### ⑦ 出土陶磁器の類例（第87図）

##### 青磁琮形瓶

第84図1は青磁琮形瓶の方形の胴部片で、上下に円形の口縁部と高台部が付く。類似品として第1図アが挙げられる。徳川美術館所蔵の尾張徳川家の伝世品とされている。また、東京大学本郷構内遺跡の旧富山藩邸跡からも出土している（第87図ウ）。その他に姫崎市新府城跡・福井市一乗谷朝倉氏遺跡第108次調査・京都平安京左京4条3坊12町などがある。第87図イのように志野・備前等で模倣品も制作されている。近世大名家の茶道具類として長く珍重されていたと考えられる。九州での出土例は無いようである。



第85図 隣府土井ノ外遺跡出土輸入陶磁器・青磁盤・青花



第86図 墓府土井ノ外遺跡出土輸入陶磁器・彩釉陶・釉剥ぎ碗皿・茶道具・観

### 青磁各種瓶

第84図2の方形耳は第87図エ・オのような鶴頭形の瓶頭部に付いていた可能性が高い。第84図4は不遊環へ接続する破断面があるので、第87図オの不遊環瓶と同様な器形になると思われ、明代のものと考えられる。第84図6も同タイプの瓶口縁部と考えられる。第84図7は頭部がすぼまらない器形から、第87図カに類似している。第84図8の口縁部に近いものが第87図キの朝倉氏遺跡第24次調査出土品である。ただ、口縁部の文様は異なる。

### 青磁水注

第84図3の注口部が無文で、プリッジが巻雲文になっているので、第87図クの首里城跡京の内跡出土品が類似している。15世紀頃の時期が考えられる。

### 青磁細口壺

第84図13は肩が張る壺の上半分で、口縁部は直立する。この形状と口縁部から第87図ケの渡地村跡出土、第87図コの龍泉窯大窯楓洞窯址出土の壺に類似する。楓洞窯址出土品は永楽年間の官器とされている。

### 青磁玉壺春形瓶

第84図14は玉壺春瓶の可能性が高い。外器面の唐草文と下部の圈線の配置は、第87図サの首里城跡京の内出土の玉壺春瓶に似ている。第87図サの頭部には芭蕉文が施され、底部の高台には蓮弁文帯があるので、第84図11は第84図14の底部になるかもしれない。

### 青磁酒海壺蓋

酒海壺は全国各地の大名クラスの城館跡等で出土しており、奢侈品の代表格である。隈府土井ノ外遺跡では胴部片は確認できなかったが、第84図16は厚い器壁の特徴から酒海壺の蓋と判断できる。この製品は柴田主子氏の編年研究では第87図シ（首里城跡二階殿地区出土）に類似しており、15世紀後半の年代に位置づけている。

### 青磁器台

第84図18・19は同一個体と考えられる青磁器台片で、器壁の厚みからある程度の大きさの透かしがあると考えられる。柴田氏の研究から、沖縄県以外の出土例は豊後府内の大友氏館跡・町跡、東京都八王子城跡、秋田県脇本城跡の4例で、隈府土井ノ外遺跡が5例目になるとしている。参考資料として、第87図スの沖縄県大城城跡出土青磁器台、第87図セの龍泉窯大窯楓洞岩窯址出土品を挙げている。

### 青磁鉢

第84図21は外器面に雷文帯とその下部に唐草文の組み合わせ、内器面にアラベスク様の唐草文が施されている。この文様のパターンは第87図ソの首里城跡京の内出土の鉢と同類と考えられる。

### 青磁擂鉢

第84図22は小型の青磁擂鉢である。擂鉢は在地の瓦質土器、備前焼が普及しているため、青磁擂鉢は特殊な用途で使われた可能性が高い。この製品に類似しているのが第88図タの那霸市天界寺跡出土の青磁擂鉢である。参考資料として、第88図チの那霸市渡地村跡出土品を挙げている。

### 青磁盆

第84図23は折れ縁の上面・内面に鎬蓮弁を施し、菊花形に成形している。小破片であるため全体像が掴めないが、第88図ツの久米島村宇江城城跡出土盤、第88図テの新安沈船出土盆のようになると想定できる。

### 青磁盤

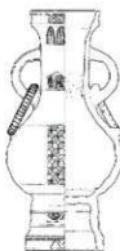
第85図24～26は特徴的なものである。24は見込みに七宝繋ぎ文が施されており、第88図トの首里城跡京の内出土青磁盤に類似している。第88図ナの例から龍泉窯大窯楓洞岩窯址で生産されたと考えられる。25は外底部にチャツを置く蛇の目釉剥がれ、器壁が厚い。見込みに描かれたのは唐草文であろうか。26は折れ



ウ 東京大学本郷構内遺跡出土青磁片

イ 美濃元尾畠家跡出土  
銅鑄井施錐木手花入

ア 徳川美術館所蔵青磁琮形瓶



丰 一乗谷朝倉氏遺跡出土青磁不透明白瓶



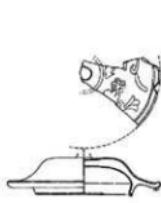
力 四川省遂寧市出土青磁瓶



オ 藤田美術館蔵青磁牡丹文不透明白瓶



工 徳川美術館蔵青磁耳瓶

シ 首里城跡二期段地区出土  
青磁西海亞皿

サ 首里城跡の内跡出土青磁玉香炉



ケ 淮地村跡出土青磁撇文瓶



ク 首里城跡の内跡出土青磁水注



ソ 首里城跡の内跡出土青磁盆



チ 鹿児島大原高向岩高址出土青磁壺



ス 大抵城跡出土青磁酉台

第87図 類例伝世品・他遺跡出土資料 1

縁の直立口縁タイプであり、復元口径は約46cmで大型である。龍泉窯の盤は口径30cm前後のものが普通であるので、40cmを超える製品は少ないと想われる。

#### 青花大皿

第85図28は外器面の唐草文や内傾高台に特徴があり、第88図ニの首里城跡京の内出土資料に類似している。異なる点は第85図28が口縁部を稜花型に成形し、波濤文を施すが、第88図ニは口縁部が外反し、縁に四方櫻文を巡らせており。第85図28の折れ縁口縁・稜花型打ち・波濤文が第88図メ南京明故宫玉帶河出土の青花大皿に確認できる。

#### 法花壺

第86図35の法花壺片の類例として、第88図ネの南島原市の日野江城跡出土品、第88図ノの沖縄県中城御殿跡出土品がある。

#### 掲軸磁器

第86図37～40は景德鎮窯系の掲軸磁器小坏である。首里城跡京の内から掲軸磁器碗が出土しており、「国内での出土例が無いもの」と報告されている。第88図ハの那覇市渡地村跡出土品が類例である。隈府土井ノ外遺跡の出土品は明代のものである可能性が高く、貴重な出土例である。

#### 掲軸陶器壺

第86図44の掲軸陶器壺の類例として、第88図ヒの首里城跡京の内出土品があり、沖縄で5類と分類されており、15世紀代におさまると考えられている。出土当時は沖縄以外での出土例は殆どなかったが、その後、いちき串木野市の椿城跡、南さつま市芝原遺跡、芦北町花岡古町遺跡などで出土している。

#### 風炉

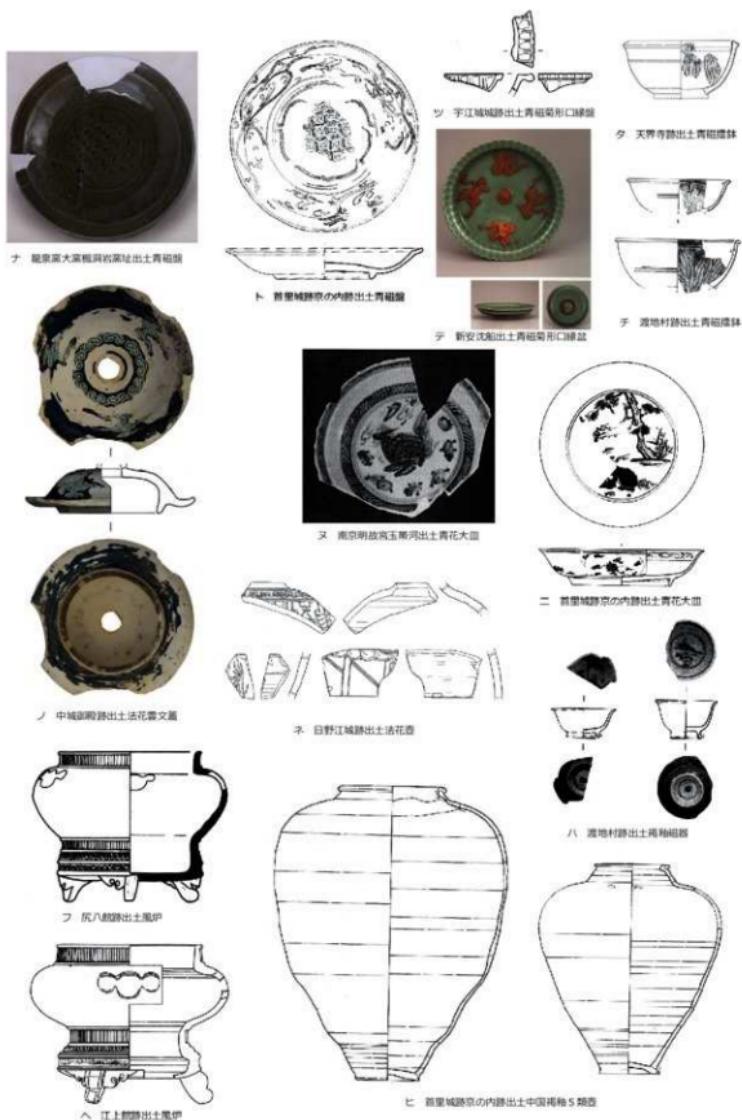
第86図53～55は胎土から同一個体と考えられる瓦質土器の風炉である。輸入陶磁器ではないが、類例を挙げると、第88図フの青森県尻八館跡出土品、第88図ヘの岐阜県江上館跡出土品がある。

### (8) まとめ

(1)～(7)で記述したことをまとめると、隈府土井ノ外遺跡は14世紀後半～15世紀前半（後半）の居館跡である。居館跡は一辺が約90m～100mに推定できる塹跡が北側と東側で確認され、その角がほぼ直角になっている。塹の埋土の状況から土壘の存在も想定されている。この二本の直交する塹跡の存在から約100m四方の塹に囲まれていると考えられる。この遺跡が位置する隈府の街並みの現況は碁盤目状に道路が交差している。これらの道路の中で、守山城跡（現、菊池神社）から南西方向に伸びる道路（現、御所通り）と遺跡の東側で確認された塹跡の位置関係をみると、両者はほぼ直交している。このことは隈府の現在の町割りは居館跡が存在した当時の区画を反映していると考えられる（第66図）。

立石遺跡では企画性のある隈府の町割りの北西隅にある土壘跡と考えられるものが確認された。この遺構は人工的に固めた盛土で、ほぼ南北方向に伸び、迫間川の左岸に接している。盛土中から出土した備前焼の擂鉢は15世紀第三四半期～末と考えられる。中世の土壘が隈府の町割りの北西隅に存在している。

上記の守山城跡から南西方向に伸びる道路の東側は菊池神社の参道になっており、その参道の南側に塹の存在が考えられる。その塹とはほぼ直角に交わるのが隈府城下遺跡で確認した溝跡であり、古写真の塹跡と土壘跡の存在が考えられる。この塹跡と菊池高校のテニスコートにあった塹跡との直線距離は約200mである。さらに、菊池神社参道の南側の塹跡と隈府院馬場遺跡と隈府城下遺跡の段差までの直線距離約200mある。つまり、約200m四方の区画の存在が推定でき、その区画内部で深さ約10mの井戸跡の存在から、大規模な居館跡が浮かび上がってくる。この居館跡の南側に隣接した状態で、隈府院馬場遺跡の区画が存在する。この「院馬場（いんのばば）」の地名は「犬追う物」を行った場所と考えられ、武士のステータスシンボルで



第88図 類例伝世品・他遺跡出土資料 2

ある（服部2012）。この居館跡は守護館の可能性が高い（第66図）。

出土陶磁器から隈府土井ノ外遺跡の姿を中山氏は次のように考えている（中山2021）。（7）で述べた陶磁器は各地の美術館で所蔵されているような奢侈品を含んでおり、全国的にみて出土例が希少である様相が明らかになった。その中でも、青磁瓶類は複数の器形の口縁部が確認でき、多様な器を所有していたことになる。これらは『立花岡巻』に記述された内容から花瓶として使用されたことになる。青磁の瓶類は全国各地から出土しているが、様々な器形が揃って出土している遺跡は一部の守護館跡や寺院等に限られる。さらに、中山氏は書院造成立後の室礼を記述した『君台観左右帳記』の降矢哲男氏の分析研究成果に基づいて、飾りについて検討を加えている。第86図62の硯は書院飾り等に使用された可能性が高い。また、第86図53～55の風炉は違い棚に飾られていたと考えられる。隈府土井ノ外遺跡出土の輸入陶磁器には、日常に使用する用具だけでなく、青磁の瓶類に代表される室礼の奢侈品が多数出土していることが特色である。

また、出土した青花の小野E群皿・C群碗・B1群皿、漳州窯系大皿に着目し、15世紀代から16世紀後半までの製品が出土していることを明らかにした。このことは隈府土井ノ外遺跡の存続期間が16世紀後半までである可能性があると指摘している。

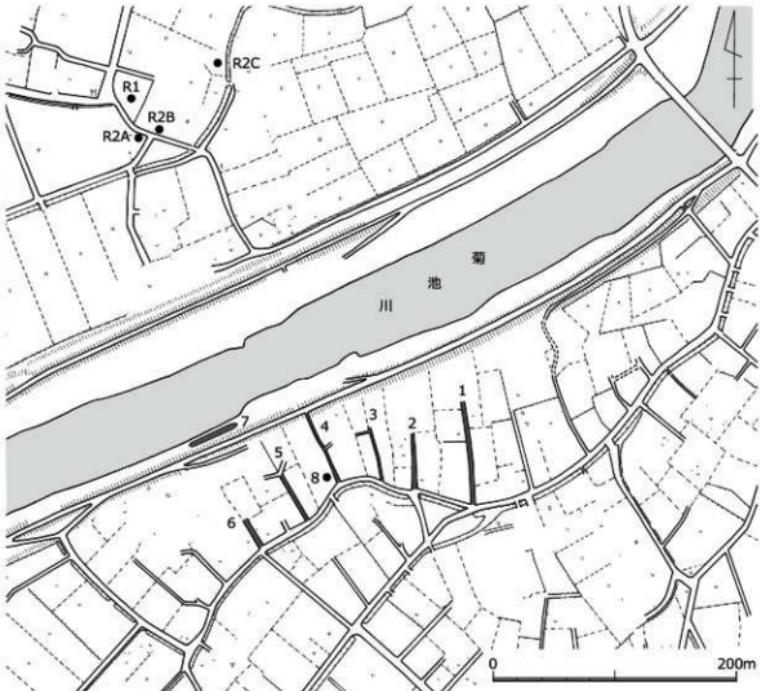
以上のような出土遺物が使用された施設について、小野正敏氏の研究成果を踏まえて考察している。中世武家社会で、唐物が武家の権威と富を表す威信財であり、これらは単に所有しているだけでは意味が薄く、価値観を共有する空間で使用されることが重要である。つまり、モノ、場、行為が一体となることで大きな意義をもつことになる。そのような空間として、14世紀以降に独立していった「会所」が唐物の室礼をもつた遊興の寄り合いの場として機能した。花瓶や水注等の青磁類や装飾性をもつ茶道具などが確認できた隈府土井ノ外遺跡は、「会所」として性格をもつと考えられる。

さらに、中山氏は小野氏がまとめた各地の戦国大名、領主クラスの館跡での中国陶磁器の威信財としての所有状況を隈府土井ノ外遺跡出土の陶磁器と比較検討を行っている。その結果、隈府土井ノ外遺跡では、盤・酒海壺・花生・茶道具は出土しているが、太鼓胴盤・元青花は確認できない。しかし、青磁水注・青磁玉壺春瓶・青磁器台・青磁鉢・青磁擂鉢・青花大皿・法花壺・褐釉磁器小杯等が出土しており、これらは列島の守護等があまり所有していない、首里城跡や沖縄県のグスク出土品と共通している。この出土状況は列島の戦国大名の城館と遜色ないレベルの奢侈品を所有していた。このことは、先述した「会所」としての蓋然性を補強すると考えられる。

### 第3節 赤星地区の踏査

赤星地区は後述する深川・北宮地区的菊池川を挟んだ対岸（南西側）に位置する。現在の赤星集落の北側の菊池川に沿った箇所に赤星舟着場の伝承地がある。『菊池市史』ではこの伝承地について、『戸崎村誌』を引用して次のように述べている。下赤星のうちで、菊池川に沿った長さ約500mの川岸を舟着場と呼んでいた。その中に第一～第六までの「くんば」という舟着場があり、古老の話では明治の中頃までは石疊の跡が残っていたとのことである（菊池市1986）。そのため、地元の稻田たつえ氏のご教示により、赤星地区的現地を確認した（第89図・第90図）。

第89図1～6は稻田氏の話によれば、「一番くんば」～「六番くんば」と呼んでいる細長い通路である。第89図1～6が立地する場所は集落内の道路が菊池川に向かって大きく曲がっている箇所である。「一番くんば」～「六番くんば」の通路は何れもこの道路と連結しており、菊池川に向かって伸びている。この湾曲した道路は菊池川との間の物資の輸送等に配慮した結果と推定できる。「一番くんば」～「六番くんば」の通路と菊池川とが交わる箇所が舟着場と推定できる。菊池川の舟着場跡推定地と「一番くんば」～「六番くんば」の通路の配置状況を総合的に判断すると、「一番くんば」～「六番くんば」は、菊池川の舟着場跡と



第89図 赤星地区の踏査図

物資の輸送に利用された通路と考えることができる（第90図）。

第89図7には菊池川の左岸で河川と堤防との間には方形・長方形に加工した石がまとまっている箇所がある。これらの石は舟着場跡と関係する石材と推定できる。河川改修が行われた箇所であるため、原位置ではないと考えられる（第90図加工した石）。

「四番くんば」の道路との接続点の西側隣接地である第89図8には、赤星有隆屋敷跡の石柱がある。肥後赤星氏の初代当主の屋敷跡の伝承地となっている。

これらの通路の時期については、判断する明確な資料がない。菊池川の流路が現在とはほぼ変わらない状態になった時に舟着場と共に通路として整備されたと考えられる。第112図は『菊池川全図』（安政2年・1855）に描かれた流路と現在の流路を掲載した。両者を比較すると、現在の川の流路と大きく変わりないものが『菊池川全図』に描かれている（菊池市2017）。

さらに、第112図Aは北宮阿蘇神社で、第112図Bは菊池井手の取水口である。この両者も現在位置と変わらない箇所に描かれている。また、『菊池川全図』にはB地点西側の菊池川沿いに深川村の集落と思われるものが描かれており、菊池川の対岸には赤星村の集落と考えられる描写がある。

これらのことから、安政2年（1855）には旧河道とは異なる現在の流路と殆ど変わらない菊池川が存在していたと想定できる。その左岸に赤星村があり、集落の中に菊池川との連絡通路が整備されていたと考えら



一番くんば（南から）



二番くんば（南から）



四番くんば（南から）



五番くんば（南から）



加工した石



第90図 赤星地区踏査状況

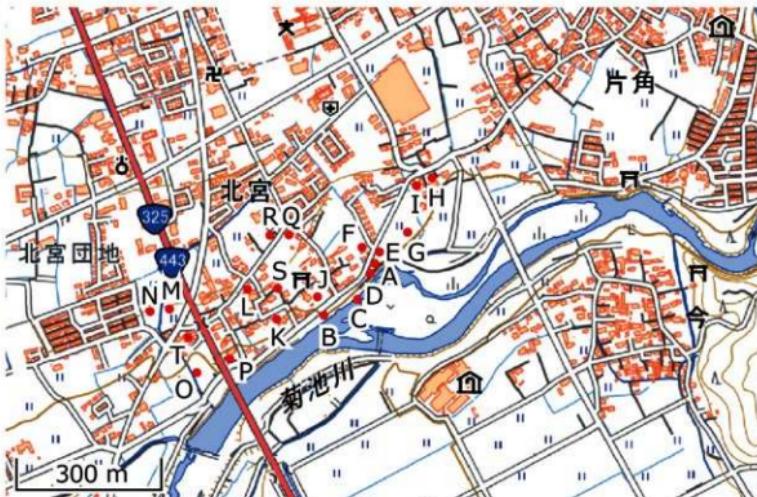
れる。

#### 第4節 北宮遺跡の踏査

北宮阿蘇神社が所在する周辺は埋蔵文化財包蔵地の北宮遺跡である。この遺跡の現状を把握するために、2022年1月に現地踏査を行った。第91図A～Sは今回の踏査を実施した地点で、B地点以外では古代～近世の遺物が表探できた。B地点は北宮阿蘇神社から菊池川に向かって伸びる階段の東側隣接箇所である。この箇所に平面形が楕円形（長径約50cm、短径約30cm）で、頂部がほぼ平らな安山岩ある。第91図Tは2021年2月9日に開発事業に伴う確認調査を実施した箇所である。

第92図1はAで表探した青磁高台片で、高台内は外周に沿って環状に釉を削っており、その部分が赤褐色に発色している。龍泉窯系青磁碗IV類で、大宰府G期（14世紀初頭～後半）と考えられる（山本2000）。第92図2・3・5・7はFで表探した遺物である。2は瓦質土器の擂鉢体部片である。内器面に三条一単位の条線を施している。3は土師器の底部片で、外底部に回転糸切痕がある。5は土師器の底部片である。外底面に回転糸切痕が確認できる。7は瓦質土器の擂鉢の底部から体部にかけての破片である。内器面には間隔が狭い横方向の条線を切る状態で五条一単位の縦・斜め方向の間隔が広い条線が施されている。第92図4はE地点で表探した土師器底部片で、外底部に回転糸切痕が残る。第92図6・8・10はH地点で表探した遺物である。6・8は瓦質土器の擂鉢片である。6は口縁部片で、内器面に浅い六条の条線がある。8は底部片で、内器面に八条一単位の深めの条線が施されている。10は龍泉窯系青磁の体部片で、内器面に花文がある。第92図9は陶器の体部片である。第92図11は現在の北宮阿蘇神社の境内のJ地点で表探した。外器面に芭蕉草文のある青花碗は皿の体部片である。小野分類C群（15世紀後半～16世紀後半）と考えられる（小野1982）。第92図12はK地点での表探遺物である。黒色土器B類で、内外器面に丁寧なハラ磨きが施されている。時期としては美濃口4期～6期（11世紀～12世紀初頭から12世紀代）と考えられる（美濃口1994）。

第93図1・4・5はK地点で表探した。1は白磁鉢底部片で、大型品に復元できる。円盤状高台で、段状

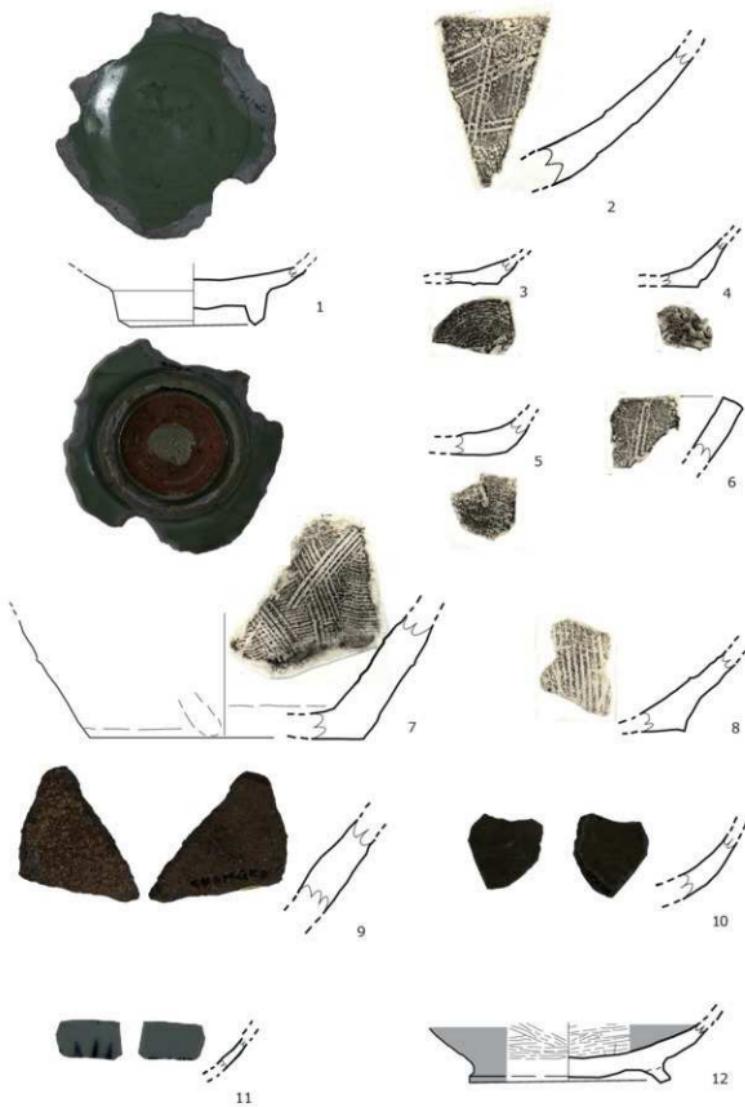


第91図 北宮遺跡踏査地点 (国土地理院地図・標準地図を一部加工して作成)

に円形の線を入れ、一見蛇ノ目風になっている。高台疊付外側を斜めにカットしている。内器面には重ね焼きの目跡がある。14世紀後半～15世紀頃と考えられる。4・5は白磁碗の高台片である。両者とも高台は幅広で、外底部の削り出しが浅いので、高台の器壁が厚い。両者の外器面から外底部にかけての部位は露胎である。4の見込み縁部には片彫りの文様が円形に巡るが、5の見込みには沈線や段はない。両者は白磁碗IV類で、大宰府C期（11世紀後半～12世紀前半）と考えられる（山本2000）。第93図2はO地点での表探遺物である。青磁体部片で、外器面に拂目文、内器面に点描文がある。同安窯系青磁碗か皿で、大宰府D期（12世紀中頃～後半）の時期が考えられる（山本2000）。第93図3はQ地点で表探した土師器坏の底部片で、外底部に回転糸切痕がある。第93図6はS地点で表探した。土師器坏の底部片で、外底部には回転糸切痕が確認できる。第93図7はQ地点での表探遺物である。滑石製品片で、外器面には煤が付着しており、直径約4mm、深さ約5mmの小孔が穿たれている。第93図8の平瓦片はL地点で表探した。凹凸面にはタタキ痕はなく、ナデ消しが行われている。第93図9・10はT地点の確認調査で出土した土師器片である。9は客土出土の土師器坏片で、不明瞭であるが、外底部に回転糸切痕が確認できる。10は土師器坏の口縁部片で、旧耕作土から出土した。

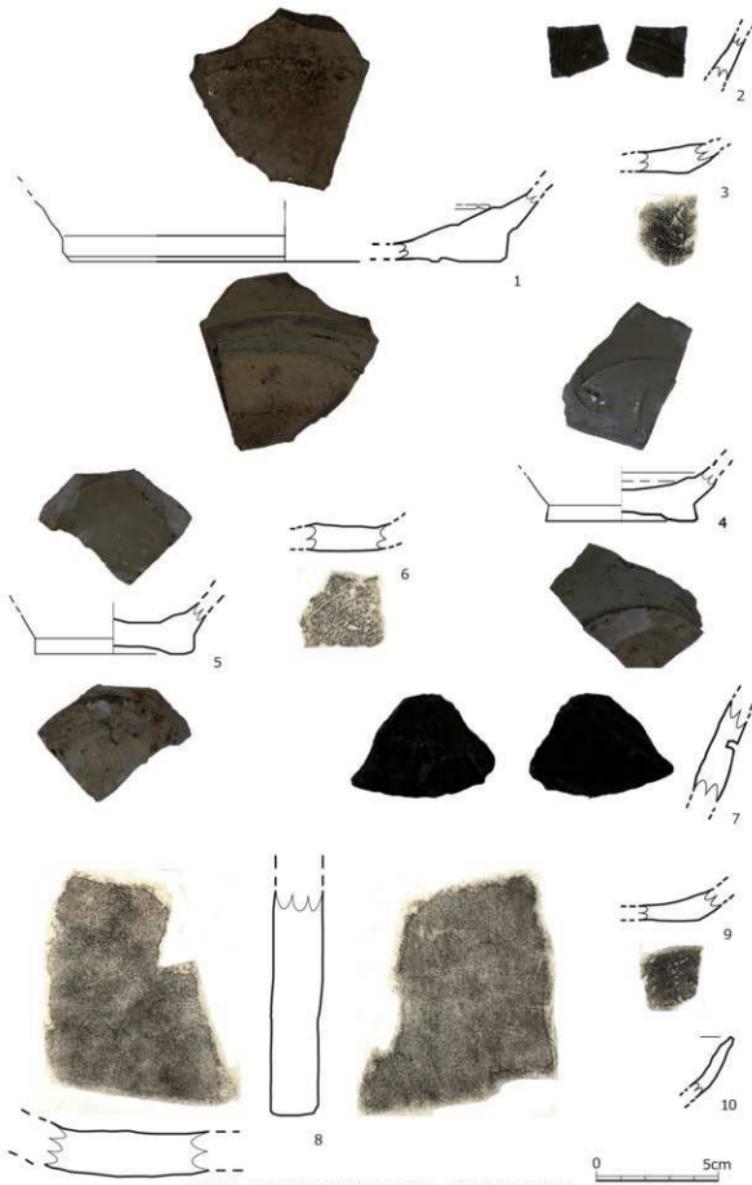
遺物を図示していない地点については下記の状況である。C地点では近世磁器片・陶器片、D地点では近世磁器片・陶器片、I地点では近世・近代磁器片、M地点では土師器片・青磁片、N地点では瓦質土器片・陶器片、R地点では土師器片・瓦質土器片を表探した。

踏査の結果、北宮阿蘇神社周辺には菊池氏が活躍した時代の遺物が採集できることが明らかになった。



第92図 北宮遺跡表探遺物実測図 1

0 5cm



第93図 北宮遺跡確認調査出土遺物・表探遺物実測図2

## 第V章 文献史料調査

### 第1節 文献史料にみえる菊池一族

#### はじめに

肥後菊池氏に関する近年の研究は、19世紀の段階から形づくられたいわば勤王武士団像のペールをはぎ、信頼できる一次史料に立脚して、平安末期から戦国期に至るまでの菊池氏の実像を通時的に把握する段階にまで深化している。もとより菊池氏は自立した武家領主としての命脈を戦国初期に絶たれ、家伝の文書を喪失しており、文献史料による実証研究には大きな壁が存在するのだが、それでも所々に伝来した発給・受給文書等をくまなく収集するという基礎作業に基づきながら、工藤敬一や阿蘇品保夫による先駆的な研究（工藤、1992、阿蘇品、1990）を前提に、菊池氏研究は近年一層の深化を遂げてきた。

具体的には小川弘和・山田貴司らが中心となって、熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』（2019年）がまとめられたことは大きな画期であった。小川はかねて2016年に『中世的九州の形成』を上梓し、九州における荘園体制の形成・展開過程を詳細に踏まえており、山田は南北朝期以降の菊池氏及び一族の発給・受給文書を網羅的に収集する作業を進めていた（山田・2020）。上記の図録には、これらの成果に基づいた小川弘和と『中世菊池氏の虚と実』、森茂晩「南北朝時代の菊池氏一征西将軍宮懷良親王との関係を中心に」、稲葉継陽「室町・戦国期の菊池氏権力」等が一次史料の図版群とともに収録され、平安末期から戦国期までの菊池氏の実像に容易に接することができるようになった。

さらに、菊池市教育委員会は2018年に「菊池文化研究所」を設置し、研究プロジェクトの公募制による「菊池一族調査研究事業」を展開させて、その成果は菊池市教育委員会・菊池文化研究所『菊池一族解体新章』（既刊2巻）として公開されている。収録された論稿のうち、山本隆一朗「応永年間の九州情勢と菊池武朝」、兒玉良平「戦国期肥後菊池氏・相良氏と北部九州の政治的・軍事的情勢」は文献史学の立場から、萬納恵介「菊池一族の信仰と造像活動について」は神像研究によって、そして中山圭「菊池氏関連遺跡『隈府土井ノ外遺跡』の輸入陶磁器に関する研究」は考古学の立場から、菊池氏研究の最新の知見を示している。

以下、これらの事業の成果をもとにして、中世菊池氏の概要をとともに、菊池氏及び北宮阿蘇神社の歴史的評価について述べる。

Iでは、14世紀内乱期までの菊池氏について、勤王史観による評価が克服されてどのような菊池氏像が提示されているかを示し、併せて北宮阿蘇神社の歴史的位置について検討する。

また、ながく菊池氏の全盛期が14世紀内乱期（=勤王期）だと評価されていたことと関わって、室町幕府体制（15世紀）のもとでの地域権力・守護権力としての菊池氏は不正に低い評価を受けてきたくらいがある。しかしこの点も近年の研究によって克服されつつある。IIではその点を具体的に示す。

#### I 深川・北宮時代の菊池氏

ここでは、菊池氏の文献史料上の初見である11世紀中葉から室町幕府体制のもとで守護職に任じられる直前の14世紀末までを「深川・北宮時代」と呼び、6節にわたって検討する。

##### 1. 菊池氏のルーツ

###### (1) 平安時代後末期の九州

まず、菊池氏の登場を理解する前提として、小川弘和『中世的九州の形成』での分析によりながら、平安時代末期の九州における中世的開拓・領有秩序、すなわち荘園制の秩序の概要をおさえておく。

宇佐八幡宮は九州における最大の権門であるが、その勢力は九州北部から東部、すなわち豊前・肥後（福岡県東部、大分県）、さらに日向・大隅（宮崎県、鹿児島県東部）へと拡大、宇佐宮領を広範に成立させていた。一方、京都で玉家とともに平安王権を構成する摂関家、わけてもその筆頭である近衛家は、薩摩・大隅・日向南部（鹿児島県、宮崎県南部）を覆う近衛家領島津荘を成立させ、中世国家の境界領域となる九州南部をおさえた。

宇佐宮・近衛家という都鄙の二大勢力の所領形成と競うように、律令国家の地方官制に位置づけられていた大宰府もまた、地方権門化すなわち荘園領主化をとげた。それは天満宮安楽寺領の集積という形態をとりながら、筑前・筑後・肥前・肥後（福岡県西部・南部、長崎県、熊本県）において展開されたのである。大宰府はこれら地域の現地有力者を「府官」として編成し、彼らは主要河川沿いに勢力を扶植して、安楽寺領荘園群の形成を在地の側から促進していくと考えられる。

#### (2) 菊池則隆・政隆の登場

こうした状況にあった長暦4年（1040）、貴族藤原資房の日記『春記』4月13日・21日条に菊池氏の活動が記録されるにいたる。すなわち、肥後国人である「則高」の子息「正高」が租税の運上使として肥後から上洛し、肥後の前国司貞任を殺害した事件の顛末が記されている。さらに正高・則高はともに大宰権帥藤原隆家の「郎頭」=従者であったことも明記されている。彼らは「菊池系図」における菊池則隆・政隆にあたり、大宰権帥藤原隆家の従者である有力府官にして肥後国衙の在庁官人として、早くも都鄙をまたにかけて活動していたことが知られ、大宰府に赴任した藤原氏の一族が菊池郡の在来豪族と結合し定着したものと考えられている（志方1959）。

#### (3) 大宰府=安楽寺と共同の地域開発

第94図は小川弘和『中世的九州の形成』28頁に収録された肥後国における荘園の分布図である。ここでは安楽寺領の分布に注目されたい。重要なのは菊池川下流部に安楽寺領玉名荘が成立していることである。府官系武士・菊池氏がこれに関与したと考えられるが、同荘は有明海上の交通と菊池川流域の内陸部とを接続する要地に成立していた。さらに、肥後北部の山鹿・玉名・菊池・合志の各郡には安楽寺領が集中している。これらは菊池川の河川交通を媒介とした地域開発の様相を反映している。

こうして、大宰府安楽寺と菊池氏が領主権を共有する所領=荘園の形成が進展していくことが知られるのである。

#### (4) 院政期（12世紀）の社会動向と菊池氏の勢力進展

再度、第94図をご覧いただきたい。院政期の肥後国北部にはまた、多くの王家領荘園が成立する。王家領荘園の特質は、王家側と国衙との交渉によって、それ以前に成立していた私領を包摶しながら、ときに郡単位の領域を国衙行政権から割き取り立莊する点にあった。つまり、国衙行政権の分割とその王家及び王家に連なる権門への付与が王家領荘園の本質であり、それには王家側と国衙との交渉が不可欠であった。当然、国衙在庁の要であった菊池氏が肥後北部の王家領荘園の立莊を支えたものと考えられる。さらに菊池氏略系図1（第95図）によれば、この時期の菊池氏は肥後北部の各郡に一族を分出し、なおかつ、惣領の経宗・経直は二代にわたって鳥羽院武者所になっていた。次いで鳥羽・後白河院政期の惣領隆直は、肥後国衙最大の勢力である「権守」を称していた。

こうして菊池氏は、王家=院権力と密着しつつも、肥後国衙の最有力在庁たる地位を維持しつづけ、広大な王家領荘園の立莊を支えて国衙での地位も安定させ、菊池・山鹿・玉名・合志郡を勢力下におさめたと考えられる。

菊池氏の九州における地位を伝えるのが、『吾妻鏡』治承5年2月29日条である。

廿九日 丙午 長崎西有兵革、是肥前（後）国住人菊池九郎隆直・肥後国住人緒方三郎惟能等、反平家



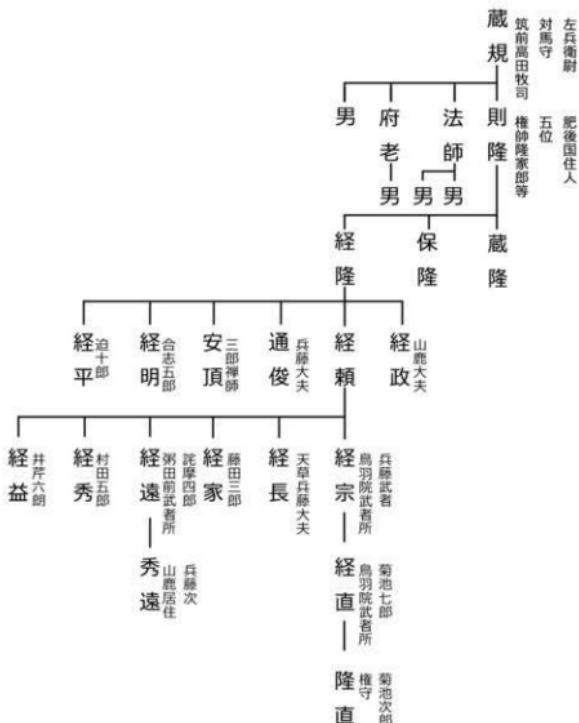
第94図 肥後国荘園分布図 小川弘和『中世の九州の形成』(高志書院、2016年) 28頁

之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛実法師・南郷大宮司惟安、相具惟能者、大野六郎家基・高田次郎澄等也、此外長野太郎・山崎六郎・同次郎・野中次郎・合志太郎・太郎資泰已下、率六百余騎精兵、固闘止海陸往還、仍平家方人原田大夫種直、相催九州軍士二千騎遂合戦、隆直等郎從多以被斃云々。

治承・寿永内乱（いわゆる源平合戦）の勃発に際して懇願隆直は、豊後国の緒方惟能とともに反平家の兵をあげていた。院権力と結び付きながら肥後国衙最大の勢力を維持していた菊池隆直は、院とともに王朝権力を実質的に掌握していた平家との結び付きを強めていた。にもかかわらず、東国における源頼朝の挙兵をうけて、反平家の挙兵に踏み切ったのである。

注目するべきは、隆直が阿蘇郡の南郷大宮司惟安、益城郡の木原盛実ら、肥後国北西部及び中部の有力武士を率い、さらに合志太郎ら有力一族とともに陸海の交通をおさえていることである。このうち阿蘇氏は豊後方面と肥後との交通路上に勢力をはり、木原氏は綠川中流の安楽寺領田口荘（第94図参照）を拠点とする菊池一族田口氏（工藤、1992）を媒介に、隆直と連携したものと推察される。まさに肥後国最有力の武家＝権守としての権力の実質を示唆する記述である。

しかし、上に引用した『吾妻鏡』の記事の末尾にあるように、菊池氏らは平家方に敗北して従属し、平家方として内乱の終結を迎えることになる。



志方 1959・菊池系図（『続群書類従』）などをもとに作成

第95図 菊池氏略系図 1

## 2. 鎌倉幕府と菊池氏

### (1) 蒙古襲来絵詞に描かれる菊池氏

平家方であった菊池一族の所領は、頼朝の勅権が確立した段階で少なからず没官=没収されたが、平家のうちでも平清盛と一定の距離を置き内乱後には源氏方となつた平頼盛の所領維持を菊池氏が担っていたこともあり、菊池郡の所領は没収を免れたものと考えられている（小川・2019）。そして菊池氏は鎌倉時代の肥後にいても国御家人の筆頭たる地位を維持していた。それを物語るのが、モンゴル襲来後に肥後国御家人の竹崎季長によって益城郡甲佐大明神に奉納された「蒙古襲来絵詞」である。

「絵詞」には文永・弘安それぞれの襲来防戦の象徴的場面で、懇願菊池武房及び菊池一族が登場する。

文永11年（1274）の襲来に際して、季長が博多住吉の鳥居を過ぎて赤坂へ向かう途中、小松原を通っているとき、敵と一戦交え、分捕の敵首を数多持って引きあげてきた菊池武房の一隊と出会い、季長は彼らに自らの心意気を示して出陣する。さらに詞書には、菊池武房は敵の赤坂の陣地を切り崩し、敵は二手になって退却したと記される。

次に弘安4年（1281）の襲来に際しては、季長は文永の襲来で名をあげた菊池武房らの守る生の松原の石築地の前を通りながら、「敵の將軍の兵船は帆柱を白く塗って標にしていると聞いています。これを攻撃して一矢射て君の見参に入れよう」と出撃します。菊池殿がご存命ならば、ひとつこのことをご披露ください」と述べ、出陣している。詞書には、「人々多しといえども、菊池の二郎たけふさ、文永の合戦に名をあげし」と記されている。この名場面に名のみえる菊池一族は赤星太郎、菊池三郎有高、菊池三郎武房の3名で、一族全体が石築地の上で6つの戦闘ユニットに分かれて描かれている。竹崎季長は、自分の戦功の証人として菊池武房を頼んだのであった。

ここから読み取れるのは、一族軍事組織を拡大かつ分節化して懇親の武房が統率し出色の戦功をあげるという菊池氏の軍團組織のあり方と、竹崎季長のような国内御家人の上に立つて恩賞申請に深く関わる菊池武房の姿、すなわち国内唯一の武士團としての菊池一族の存在感である。肥後における平安末期以来の菊池氏の地位は、幕府体制下でも不動であった。

## （2）菊池武房と得宗権力

こうした菊池氏の地位の背景には、得宗との親密性があったことが指摘されている。その根柢の一つが、次に示す文永10年（1273）の閏5月29日付の菊池武房書状（蓬左文庫所蔵文書）である。

畏令啓候、左京權大夫殿御非常之由、承及候、殊以駕歎入候之間、企參上、可申入候之處、依異國之事、鎮西地頭御家人等不可令參向之由、被下御教書候之間、不參拜仕候之條、恐存候、仍相親候出田又太郎泰経令進上之候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

後五月廿九日 藤原武房（花押）

進上 平岡左衛門尉殿

冒頭にある左京權大夫とは、北条一族の重鎮で元執権、現職の連署のまま亡くなった北条政村で、彼の臨終を知った武房が金沢実時の家臣平岡に宛てて次のように伝えたものである。「北条政村殿が亡くなったとのこと、驚いています。弔間に參上したいのですが、鎮西御家人らはモンゴル軍との戦いがあるので法事に出向くなとの探題からの指示があり、動けません。代理に私と親しい一族の出田泰経を遣わします。この旨を実時に御披露ください」。

伝統的な勤王史觀によれば、14世紀菊池氏の勤王の前提として、鎌倉幕府による菊池氏への抑圧が語られてきたのだが、逆に北条得宗権力との親密な関係の維持こそが肥後國第一の御家人たる地位の維持につながったというのが実像であっただろう。

なお、こうした関係の背景に阿蘇郡に権益を保持していた得宗と阿蘇・菊池両氏との姻戚関係の展開をみるとともに、後に倒幕の主体となった足利高氏、楠木正成、赤松円心らが、いずれも得宗と近い関係にあった事実に注目する、小川弘和の見解が注目される（小川・2019）。

菊池氏を含む、得宗と結び付いた各地の有力御家人らは、得宗が自らの期待に応える権力たり得なくなつたとき、一齊に倒幕に動く主体となったと考えられるのである。

## （3）菊池氏の菊池川流域支配

こうした菊池氏の地位を物理的に支える地域支配の様相について、鎌倉末期には菊池川下流の玉名郡に強い勢力を保持していた事を示唆する文書が存在する。嘉暦3年（1328）3月9日付鎮西御教書（深江文書）である。

安富左近将監貞泰申肥後國大野別符岩崎村内田屋敷事、重申状三通如此、早任下知状等、守護使相共可被沙汰付貞泰、仍執達如件、

嘉暦三年三月九日 修理亮（花押）

菊池次郎入道殿

本文書は鎮西探題が所領紛争の勝訴者（正当な知行人）に対して当該物件の引き渡し、すなわち「沙汰付」を命じた公的文書であり、差出人の修理亮が探題の北条英時、対名の菊池次郎入道が時の惣領菊池武時である。係争物件の所在地である大野別府岩崎村は現在の玉名市街地の一角を占め、まさに中世の菊池川河口部に位置する。

本文書の特異性として、九州探題が沙汰付執行人として守護使とともに菊池武時を直接指名している点が指摘される。一般的には幕府及びその地方機関である探題は、当該係争物件が所在する国の守護に対して守護使2名による沙汰付執行〔使節遣行〕を命じるのであるが、本文書では探題が菊池武時を直接指名しているのである。

沙汰付の確実な執行は、幕府権力による統治の成否を握る最重要案件であった。本事例における特殊な手法は、幕末期の菊池武時が菊池川河口部の秩序維持を担う存在として突出した社会的地位を有していた事實を反映しているとみて間違いない。

以上のように鎌倉期の菊池氏は、得宗権力との政治的密着を背景に、菊池川河口部を含む肥後北部地域における領域的支配を実現しながら、国内唯一の武士団としての社会的・政治的、そして軍事的地位を不動のものとしつつ、14世紀の動乱期を迎えることになるのである。

### 3. 14世紀の動乱と菊池氏

#### (1) 動乱初期の菊池氏

菊池氏は、その領主制の展開、肥後国御家人中の地位、そして北条氏との緊密な関係からみて、九州内においても有数の武士団として幕末期を迎えた。惣領の武時は伯耆の後醍醐天皇と早期に連絡をとって、元弘3年（1333）3月に阿蘇惟直や大友・少弐氏らとともに鎮西探題を襲うが、あえなく敗死してしまう。その跡を継いだ武重は、建武政権のもとで肥後守に任じられた。これ以後、16世紀初期まで綿々と継続する菊池氏惣領の肥後守への任官のはじまりであった。

そもそも、鎌倉時代の国司官途は島津や大友それに北条氏のような東国出身武士の独占物であった。菊池氏は平安後期の菊池郡の開発以来、一貫して肥後国随一の実力と地位を保ってきたが、肥後守に任じられることはなかった。その実現、すなわち菊池氏の歴史的新段階は、まさに倒幕とともにあらわれたのである。

しかし、武時を厚遇した建武政権は崩壊し、動乱の展開の中で九州の宮方勢力が苦境に陥ると、菊池氏の内部においても一族集団と当主との対立が深刻化することになる（阿蘇品・1990、小川・2019）。延元3年（1338）7月25日付で菊池武重が書いた自筆の血判起請文（菊池神社文書）は、この点を明確に示している。原文はかな書きであるが、漢字かな交じりに直して以下に示す。

#### 寄合衆内談の事

- 一、天下の御大事は内談の議定ありといふとも、落居の段は武重が所存に落し着くべし、
- 一、國務の政道は内談の儀を貰すべし、武重優れたる儀を出すといふとも、管領以下内の内談衆一同せざば、  
武重が儀を捨てらるべし、
- 一、内談衆一同して菊池の郡に於いて堅く畠を禁制し、山を賞して繁生の儀を増し、家門・正法とともに  
に龍華の晩に及ばん事を念願すべし、謹んで八幡大菩薩の妙淨を仰ぎ奉る、

延元三年七月廿五日 藤原武重（花押・血判）

本起請文からは以下の点が読み取れよう。

第一に、当該期菊池氏の意思決定は惣領肥後守武重の専権によってなされていわけではなく、「管領」以下の「寄合衆」「内談衆」と呼ばれる一族家臣團の合議体の意向によって大きく左右されたこと。

第二に、「天下の御大事」すなわち宮方・武家方の政治的選択には武重の意向が尊重され、「國務の政道」「菊

池の郡」の「禁制」、すなわち領国統治に関する意思決定は、内談衆合議の意向と一揆的結団（「一同」）によってなされると明記しているとおり、武重と内談衆とが意思決定上の持ち分を明確に分割していること。

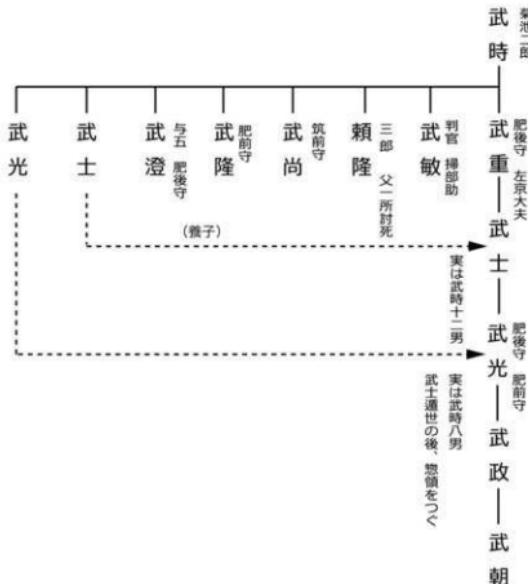
そして第三に、かかる分割の前提には惣領武重と一族家臣団=内談衆合議との鋭い対立が想定されることである。

一族家臣団の力量は、これ以降中世後期を通じて強化されていくが、近年は惣領と一族家臣団との緊張関係を基軸にして菊池氏の動向を把握しようという観点が明確化してきている（阿蘇品・1990、小川・2019）。すなわち武重は、官方への奉公を一貫して維持することで、一族家臣団の惣領のもとへの糾合を実現・維持しようとしたものと考えられる。したがって、菊池氏の官方としての長期にわたる活動は、勤王史觀によつてではなく、惣領と一族一揆の複合権力という観点から理解されるべきであろう。

## (2) 宮方守護菊池武光と征西府

武重死去の後に惣領となった武士はその役割を十分に果たせず、菊池氏は内乱の渦中に危機的状況に陥つたと考えられる。そこで登場するのが菊池武光であった。注意するべきは、武光が実は武時の八男、つまり菊池一族内の傍流の出身であったことである（第96図菊池氏略系図2、参照）。他の一族重臣=内談衆らとの差異が明確でない武光が、それらを統合して所領を維持するためには、武重が敷いた路線をより徹底させて、官方として方針一定して内亂に対処することが現実的であったと考えられる。

こうして武光は1348年に征西将軍宮懷良を菊池に迎え（菊池征西府）、1361年には筑後川合戦の勝利をうけて征西府は大宰府に入る（大宰府征西府）。大宰府はいうまでもなく古代以来の九州統治の拠点であり、復古的な正統性を武器とする征西府を大宰府で支える存在こそは、府官に出自を有する菊池氏をおいて他に



第96図 菊池氏略系図2（『続群書類從』六下より）

なかっただろう。

武光は阿蘇氏における宮方勢力たる恵良惟澄とともに、征西府に結集した肥後の在来武士団の中核的存在として菊池氏の軍事活動の全盛期を現出させた。それとともに、肥後国宮方守護としても比較的多くの活動の痕跡を文書として残している（森・2019）。守護としての活動のうちで特筆されるのは、国内武士に対する軍事統率と所領引渡にかかる権限の行使である。次に示す恵良（阿蘇）惟澄重申状案（阿蘇家文書）は、それを示す一例である。

恵良筑後守惟澄重言上

欲早被下重 令旨預御遵行肥後國守富庄事、

副進

一通 三ヶ度 令旨案

右度々言上事舊訖、而河尻七郎令違背兩度御下知之間、以去年八月十三日被下三ヶ度御下知之處、河尻七郎尚以申異議、剩構城郭、張行之間、守護人肥後守武光不及遵行之条、背定法單、而早重被仰下、且被破却城郭、為渡給下地、重言上如件、

正平十四年二月 日

宮方として軍忠に勧んだ惟澄は、恩賞として肥後国益城郡守富莊を征西府から拝領したが、そこには同荘の本主でもと武家方の河尻七郎が城郭を構えて立て籠もっていた。惟澄は同荘「下地」の自分への沙汰付=「遵行」は「守護人肥後守武光」の権限によってなされるべきだとして、河尻の城郭の「破却」を求めている。こうした実力行使を伴う所領引き渡しこそは、後述する室町期の守護職権の嚆矢であった。

さらに武光は、1350年代を中心に、北部九州の宮方武士たちが提出した軍忠状に証判を加えており、その現存数は12点にも及ぶ。征西府における武光の軍事統率権限の集中的行使が、征西府の大宰府への進出の前提を形成する時期に集中的になされた事實を示す史料群として、きわめて重要である（森・2019）。

しかし1372年、九州探題今川了俊の攻勢で征西府は筑後の高良山に移り（高良山征西府）、1373年には武光も死去したと考えられる。次の惣領は嫡子武政であったが短命であり、その後は嫡子の賀々丸すなわち武朝が継承する。しかし1374年について征西府は肥後へと撤退し、菊池から宇土、そしてさらに八代高田へと移動することになるのである（末期征西府）。

(3) 肥後国守護菊池武朝

肥後では1392年以前に菊池武朝を含む肥後の多くの宮方武士が今川了俊に降伏して本領を安堵され、九州においても室町幕府に一元化された政治体制が確立することになるわけだが、大友氏や島津氏との対立を深めた今川了俊は探題を解任され、菊池氏は後任の渋川氏と対立するなどの混乱が続いた。

菊池武朝は末期征西府すなわち宇土・八代時代に、肥後最南部球磨郡の相良氏、葦北・天草の諸領主、宇土氏らの国人領主との関係を深め、彼らを室町幕府体制のもとでの所領安堵に導いている。小川弘和は、末期征西府におけるこうした武朝の活動こそが室町期肥後の政治秩序へつながったとし、武朝の末期征西府への奉仕を勝算なき勤王と評価すべきではないとする。注目すべき見解である（小川・2019b）。

さらに武朝は、阿蘇氏との関係を深めるとともに、応永2年（1395）の混乱期には「高瀬御陣」で菊池川河口を確保し、筑後の武士をも動員している（山本・2021）。菊池氏による菊池川流域=肥後北西部の支配は、室町幕府体制の出発とともに復活したのであった。

そしてこれ以後、武朝は武光以来の菊池氏惣領の受領名「肥後守」を称して、応永14年（1407）の死去まで、肥後・筑後の領主に対する本領安堵や所領給付、阿蘇神社修理費用の一国課税を行うなど、肥後国の大實質的な守護権力となった（山本・2021）。

こうして菊池氏は、惣領武光・武朝の時代に征西府の全盛から衰退・滅亡、そして室町幕府体制の確立と

いう激動の政治過程をつうじて、肥後国守護としての地位と実績を蓄積し、15世紀に一貫して維持される守護権力の内実を獲得した。その象徴が、応永10年（1403）における肥後守武朝と菊池一族による北宮阿蘇神社（菊池三社大明神）への阿蘇十二神像の寄進であった（後述）。

#### （4）北宮館跡（菊之城跡）の捉え方

北宮館跡（菊之城跡）の発掘調査で得られた遺物の年代比定によれば、以上に述べてきた鎌倉期から南北朝期、すなわち菊池氏が最も大きなスケールで軍事行動を展開していた時期に使用されていた館が、そこに存在したことが明らかである。一貫して高瀬をおさえていた菊池氏にとって、活発な軍事行動の継続には大量的の物資を迅速に移動させる機動力の保持が必要不可欠であった。北宮館跡（菊之城跡）は、菊池川・海上交通と密着した立地を重視した菊池氏本拠の館跡である可能性がきわめて高い。

### 4. 北宮阿蘇神社の基本性格

#### （1）「菊池三社大明神」

北宮館跡（菊之城跡）の北西約1kmの菊池川右岸に鎮座する北宮阿蘇神社は、菊池一族と肥後国守護菊池氏の宗教的拠点であった。ここでは、そのことを一次史料によって具体的に述べる。

現在、明治初期に創建された菊池神社には、応永10年（1403）に「大願主肥後守藤原朝臣武朝 領主宇治氏女恵俊」（底銘文）が寄進した木造僧形坐像があり、菊池武士の像だと伝えられている。しかし『菊池風土記』によれば、この像は本来は北宮阿蘇神社にあったことは明らかで、僧形八幡神像であると考えられている（萬納・2021）。領主の恵俊は「宇治氏女」とあることから阿蘇氏の女性で武朝の母（武政の妻）である可能性が指摘されている（前記）。現存する菊池氏発給起請文を通覧すると、全11例中で6例が起請文言に八幡大菩薩を記載している。15世紀初頭の菊池氏が八幡神を最も重要な氏神として信仰していたこと、現在の北宮阿蘇神社が八幡神を祭っていた可能性は極めて高い。

次に注目すべきは、永享5年（1433）4月29日付で「肥後守持朝」が阿蘇氏惟郷・惟忠との昵想、合力関係、秘密保持を誓った三ヶ条契状の写（阿蘇家文書）である。その起請文言には次のようにある。

日本国諸神、奉仰 阿蘇大明神、菊池三社大明神御照覽候、不可有虚言候、仍申定状如件、

持朝は諸神のうちでも阿蘇大明神と「菊池三社大明神」にかけて契約内容を遵守すると誓っている。15世紀前期の菊池氏は菊池の「三社」大明神を氏神として信仰していたとみられるのである。

北宮阿蘇神社の現在の祭神は国造神（阿蘇十二神の第十一神）、境内摂社には八幡、若宮、春日、新宮、山崎、天満宮、稻荷社が祀られている。15世紀の「菊池三社大明神」のうちに八幡が入ることは、武朝寄進の僧形八幡像の存在からみても確実である。もう二神は、藤原姓の氏神である春日、そして菊池氏の出自が大宰府官にあることにかんがみて天満宮の可能性が高いと考えられる。

いずれにせよ、北宮阿蘇神社は菊池氏の氏神であったのが本来の姿だと考えられる。

#### （2）菊池武朝による一宮阿蘇十二神勅請の意味

応永10年（1403）、「大願主肥後守藤原朝臣武朝」とその一族は、僧形八幡神像だけではなく、同時に多くの神像を一括して北宮阿蘇神社に奉納していた。現存するのは木造男神坐像5体と同女神坐像5体の計10体で、いずれも像底に墨書き文を有する。すべて肥後守藤原武朝を大願主とし、男神像は菊池一族の男性の名前を併記し、女神像は同じく女性の名前を併記しており、「應永癸未六月一日」と記される（第97図～第101図、像底墨書き解説文を参照）。

注意するべきは、それぞれの像底に異筆で漢数字が書き込まれていることである。これについて近年、萬納恵介は、この漢数字は神像群を安置する際の場所を示すもので、「一」から「六」までそれぞれ2体ずつ同じ数字が振られていた可能性が高いことからみて、応永10年に武朝らによって北宮阿蘇神社に僧形八幡神

像とともに寄進された神像群は、現存の10体を含む12体であったと推測している。妥当性のある解釈だといえる（萬納・2021）。

さらに萬納は、武朝らが寄進した12体の神像を「阿蘇十二神」と推測している（同前）。中世阿蘇社では、同社本來の祭主である建磐龍命・阿蘇比咩・国造に他の神々が付け加えられ、大宮司家をはじめとする阿蘇神官・権宜諸家の先祖となるように編成されて、十二神（男神七体・女神五体）による中世的な一宮の神祇体系が成立了。

萬納は、武朝による北宮への阿蘇十二神像の寄進の背景に、当該期の九州探題渋川氏・阿蘇氏・菊池氏をめぐる政治的緊張をみているが、同時に、応永10年（1403）が阿蘇社修理のために一国棟別銭の国衙米を充當する旨を武朝が沙汰した応永12年の直前にあたること（阿蘇家文書、山本・2021）に注意が必要である。室町幕府体制のもとで肥後國の実質的な守護としてスタートを切った菊池武朝は、大宮司阿蘇氏との緊張をはらみながら守護として一国祭祀権・課税権行使するにあたり、自らの氏神三明神と肥後一宮とを本拠近くで一括し、北宮阿蘇神社に守護所隈府の惣社（一国祭祀の中心）としての機能を持たせるべく、十二神を勧請したものと考えられる。

### （3）北宮阿蘇神社の歴史的機能

このように中世の北宮阿蘇神社は、菊池三社大明神として中世菊池一族の始原・連帶・活躍と、室町期守護職の宗教的機能を象徴する存在であった。その立地は、中世に船着場や石墨堤防があった菊池川乱流域に直面し、菊池氏の本拠北宮館と同社との間の菊池川岸に上市場・下市場の字があることから分かるように、氏神・總社と居館との間に市が立つ都市的な場が構成されていた。それは河川交通の結節点であり、鎌倉・南北朝期における菊池氏の一貫した軍事活動は、北宮の市での社会的分業の編成を基礎としてこそ、なしえたのではないか。

さらに北宮阿蘇神社の祭祀に際しては菊池川を通じて海（東アジア）と菊池郡平野部、それに阿蘇から多くの供物が搬入され、北宮市では活発な交易が展開されたと推察される。そして15世紀初頭には、菊池武朝によって北宮阿蘇神社に阿蘇十二神が勧請されて一国祭祀機能が加わり、同地域は守護所隈府町すなわち政府に隣接する都市的な場として発展したものと考えられる。

## II 隈府時代の菊池氏

### 1. 室町期肥後政治史のスキームと菊池氏

菊池武朝以後、菊池氏の直流は室町末の菊池能運にいたるまで同国守護をつとめた。さらにその間の15世紀中葉には、肥後國のみならず筑後國の守護職をも獲得しており、両国守護支配の特質の究明が課題となっている。

また永正元年（1504）に能運が死去して混乱した菊池氏の嫡流は絶えるが、永正17年（1520）に大友氏から迎えられ隈本に入った菊池義武は、八代の相良氏と結び付いて、逆に大友氏と対抗し続け、戦国期肥後の動乱史を象徴する存在となる。

以下、武朝の後継者兼朝から義武さらにその子則直にいたるまでの菊池氏権力のあり方を検討する。菊池氏の守護職歴代の流れは次のとおりである。

兼朝→持朝→為邦→重朝→能運→政隆→武包→義武

この時期の菊池氏に関する先駆的研究を発表した木村忠夫は、15世紀を通じて守護菊池氏が発給した所領宛行状、預状、寄進状、安堵状といった所領関係文書の発給先を検討し、それが実質的に肥後國阿蘇・宇土・球磨・芦北郡にはみられず、玉名郡から筑後國南部に偏って存在している事実を指摘した（木村・1973）。所領宛行・寄進状の分布は菊池氏の主従制支配と土地処分権が及ぶ範囲を示し、土地預置と所領安堵は統治



正面



背面



1 木造男神坐像 1

大願主肥後守藤原朝臣  
應永癸未六月一日師丸  
□ □

像底面墨書 (赤外線写真)



正面



背面



2 木造男神坐像 2

※本文は斜めに書く。日丸武朝  
大願主藤原朝臣  
應永癸未六月一日  
「左四」左四  
は異筆

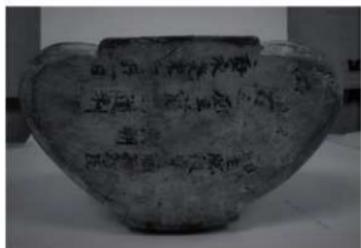
像底面墨書 (赤外線写真)

第97図 北宮阿蘇神社木造神坐像 1 (提供: 北宮阿蘇神社 撮影: 熊本県立美術館)



1 木造男神坐像 3

願主肥後守藤原朝臣  
武朝  
右三  
應永癸未六月一日  
「右三」  
「四」は異筆で斜めに書く



2 木造男神坐像 4

大願主肥後守藤  
左二  
應永癸未六月一日  
「左二」  
「右三」は異筆で斜めに書く



第98図 北宮阿蘇神社木造神坐像 2（提供：北宮阿蘇神社 撮影：熊本県立美術館）



1 木造男神坐像 5



※六  
「六」は異筆  
□

像底面墨書（赤外線写真）



2 木造女神坐像 1



□□原

應永  
主藤原氏女慈燦  
□武朝  
（以下判読不能）

像底面墨書（赤外線写真）

第99図 北宮阿蘇神社木造神坐像 3（提供：北宮阿蘇神社 撮影：熊本県立美術館）



1 木造女神坐像 2

大願主肥後守藤原朝臣  
左五 懿主藤原氏女道朝 武朝  
四 懿永癸未六月一日  
※「左五」「四」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）



2 木造女神坐像 3

大願主肥後守藤原朝臣武朝  
六 懿主藤原氏女東 左三  
※「六」「左三」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

第100図 北宮阿蘇神社木造神坐像 4（提供：北宮阿蘇神社 撮影：熊本県立美術館）



1 木造女神坐像 4

右 仏匠播磨法橋  
大願主肥後守藤原朝臣  
「右二」は異筆  
應永癸未六月一日女慈見  
「右二」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）



2 木造女神坐像 5

右 □  
大願主肥後守藤原朝臣武朝  
「右二」は異筆  
應永癸未六月一日女慈見  
「右二」は異筆

像底面墨書（赤外線写真）

第101図 北宮阿蘇神社木造神坐像 5（提供：北宮阿蘇神社 撮影：熊本県立美術館）

権の及ぶ範囲を示す。つまりこの分布は、隈府を根拠とする室町期菊池氏権力による直接的な支配領域の肥後国北西部への限定と、筑後国南部への広がりを表現している。まずは肥後国からその実態を探ってみよう。

文明13年（1481）、菊池重朝が隈府城下で万句連歌を興行したのは有名だが、そこに出席した菊池氏家臣80名余のほとんどは、菊池郡・山鹿郡・玉名郡・山本郡・合志郡・飽田郡に本拠地をもつ者たちであった。室町期菊池氏が、直接的な家臣團編成を通じて大名としての権力を及ぼしうる地域、いわば菊池氏の直接支配領域は、阿蘇郡を除く肥後国北部であったとみてよい。

その他の地域を直接支配していたのは、肥後国内でおおよそ各郡単位に領域支配を打ち立てていた地域領主たちであった。それを鮮やかに示してくれるのが、文明4年（1472）における阿蘇御嶽本堂・下宮の造営に関する文書群である（「阿蘇家文書」272号以下、同写第九・二十二）。

室町期の守護は直接支配領域をこえた一国全体を対象に、將軍から付与された公権に基づいて平均の租税を賦課した。その方法には、守護が保持する土地台帳（大田文）に記載された田地面積に準じて賦課する「段銭」と、莊園などの内部にある百姓らの家数に応じて、一棟ごと何文という形式で賦課する「棟別銭」とがあった。文明4年（1472）、守護菊池重朝は、阿蘇大宮司惟忠の要請によって、阿蘇山上の上宮と麓の阿蘇社本堂の修造費用を調達するために、肥後国中に棟別銭を賦課した。その方式は、こうであった。

阿蘇惟忠からの要請をうけた重朝は、まず家中の「古老」=重臣たちと阿蘇氏の要請を受けるか否かを審議し、その結果、受諾の意思を惟忠に伝達（「阿蘇家文書」写九）した。ここで家の意思決定の中核にあつた重臣たちこそが、のちに重朝が隈府で興行する万句連歌に出席した城氏や隈部氏といった武士たちであり、直接支配領域からの棟別銭徴収には、これら家臣たちがあつたものとみられる。

次に、重朝は重臣の隈部上総介を修造奉行に任じ、隈部は肥後国内の地域領主たちに棟別銭の賦課を周知させ、実際の収納はみずから行うのではなく、その地域領主に委任した。委任されたことが明らかな領主は、球磨郡の相良為統、八代郡の名和顯忠、宇土郡の宇土為光、玉名郡高瀬の高瀬泰朝、やはり玉名郡に所領をもつ肥前徳鶴丸、託磨郡の託磨重房、さらに天草の諸領主であった。このうち、高瀬泰朝・肥前徳鶴丸・託磨重房の三名は、いずれも守護重朝にごく近い菊池氏一族であって、菊池氏の直接支配領域内に所領をもつ領主と位置づけられていた面々である。彼らは直接支配領域内にありながらも、自立的な所領支配を重朝から保障されていたが、そのかわり、菊池氏家中の意思決定には関与できない立場にあった。これに対して、相良為統、名和顯忠、宇土為光、天草の諸領主は、直接支配領域の外にあって一郡規模で領域支配を実現しており、守護からの自立性の高い地域領主たちであった。中世後期のこうした領主を学術的には国人領主と呼ぶ。守護の地位にあった菊池重朝が自らの権限でもって賦課した棟別銭の徴収をこれら国人に委任したことは、重朝が彼らの排他的な領域支配内部には立ち入ることができなかつたことを示している。事実、相良為統や名和顯忠は、なかなか棟別銭を納入する意思を示さず、重朝をてこずさせていたのである。

以上を踏まえると、菊池氏を核とした室町期肥後国の政治秩序は、次のように理解することができる。

- ①菊池氏とその家臣による菊池郡・山鹿郡・玉名郡を核にした肥後国北西部の直接支配領域
  - ②その領域内にありながら自立的領域支配を維持する菊池一族国人衆
  - ③阿蘇・益城郡の阿蘇氏や肥後国南部の相良・名和・宇土氏といった国人領主が郡規模で維持する支配領域
- このように、菊池氏が肥後国守護として行使する公権は一国全土に均一に展開するわけではなかつたのである。

## 2. 肥後国守護菊池氏の公権行使

### (1) 阿蘇氏統一への関与

しかし、守護権限の弱さと国人領主の領域支配権の強さを一義的に強調するのも、当該期の菊池氏権力を

理解する上では正しいとはいえない。③の国人領主による領域支配強化の過程では、必然的に国人一族内の紛争や国人領主相互の領土紛争が激化したが、そのとき、守護菊池氏の権力が呼び出される重要な事例がみられるからだ。

阿蘇氏では、14世紀の内乱において一貫して方にあった阿蘇惟澄から家督を譲られた嫡子の惟村（本挺・益城郡矢部）は武家方となり、父と同様に方に奉公してきた次子の惟武（本挺・阿蘇南郷）との対立が、15世紀になってしまっていた。惟村の跡を繼いだ惟郷は南郷方への対抗上、九州探題・幕府に接近して応永24年（1417）に將軍足利義持から阿蘇四社大宮司職と神領を安堵されたが（「阿蘇家文書」写第六）、南郷方の実力による抵抗にあい、統一実現は宝徳3年（1451）を俟たねばならなかった。その間に菊池兼朝は「肥後守朝」として応永26年には惟郷と契約を交換し、同盟関係を確認するとともに、惟郷の身に不慮があつたとしても、「京都上意」つまり幕府・守護体制のもとで惟郷顎をその遺志に任せて子息に相続実現させることを保障している。さらに正長2年（1429）には「肥後守」菊池持朝が惟郷の後継者惟忠の元服に際して加冠・名付役をつとめ、永享5年（1433）には「肥後守持朝」は惟郷・惟忠父子との同盟を誓う契約を交換している（同写第九）。そして宝徳3年の両阿蘇氏統一を主導した惟郷は惟忠に対して、統一実現のために阿蘇家「老者」や「領分おとな」の意思統一とともに、「守護様」「菊池大方様」すなわち守護菊池為邦とその母からの支持が重要だと述べていた（同第十一）。惟郷・惟忠の益城郡支配に守護として正統性を付与してきた菊池氏が、それを前提にして両阿蘇氏統一の実現に賛同していたことは確実である。

## （2）分郡安堵

次に、球磨郡の地頭一族流から身を起こして国人領主化し、球磨・葦北・八代三郡を領域支配するようになった相良氏の権力形成過程の諸段階に即して、守護菊池氏が郡支配権を安堵＝保障していた事実が知られている。

- ① 宝徳3年（1451）4月 菊池為邦による相良長統への当知行安堵（相良家文書）  
文安5年（1448）に球磨郡内の相良一族の内乱を鎮定した相良長統の球磨郡支配事実を保障する為邦の安堵状が、「相良家文書」中に伝来している。
- ② 長禄4年（1460）10月 菊池為邦による相良長統への葦北郡安堵（同上）  
葦北郡内の相良・名和両氏の係争地二見・日奈久を相良氏に引き渡すとともに、同郡全体の領域支配権を保障した安堵状が、同じく「相良家文書」中に伝来する。
- ③ 永正15年（1518）6月 菊池重治（義武）による相良長祇への八代郡并益城郡内豊福安堵（同上）  
同時に相良長祇から代替りした長祇の八代郡領域支配の事実と、相良氏が宇土郡の名和氏から奪取した益城郡豊福の支配事実を保障した安堵状である。

このように守護菊池氏は、相良長統に始まる戦国期相良氏の封建的（私的）所領・領域支配事実を安堵＝保障することで、私の支配を国家的権限を分掌した公的支配権へと高め安定させる役割を担った。鎌倉時代の御家人が地頭職を鎌倉殿から安堵されたのに對して、室町殿はその役割を各國の守護に移管した。室町期領主層の所領・領域支配事実の安堵と支配事実への正統性の付与は、守護公権としての最も重要な機能であり、肥後南部の有力国人相良氏に対しても、明確に發揮されていた。

さらに長禄4年の葦北郡安堵（②）に際して菊池為邦は、郡境の二見・日奈久で「相論」が発生したために、係争地をいったん「点定」した上で相良氏の当知行を確認し、相良氏に打ち渡していた（198・199号）。二見・日奈久は葦北・八代郡境に位置するので、相良氏の領土紛争の相手は八代郡の名和氏であったに相違ない。

「点定」とは、何らかの公的権限に基づく物件の強制差押え行為のことで、為邦は守護としての公的権限によって当該係争地を正当な知行人に認定した相良長統に強制的に引き渡したわけである。

すなわち守護菊池氏による分郡安堵は決して形式的なものではなく、領主間紛争に対する裁判権の行使と

判決の執行を伴う実質ある一郡安堵だったのであり、長統にはじまる戦国期相良氏権力は、その三郡支配のスキームと領域支配の正統性を守護菊池氏の公権に依存することで調達し、出發せざるを得なかった事情が明らかになるのである。

### (3) 紛争調停者としての機能

こうした菊池氏の活動の意義は、文明16年（1484）4月、相良為統が「八代本主」と呼ばれた名和顯忠を没落させた直後に菊池重朝が相良氏重臣に宛てた次の書状から明確に読み取ることができる。

先度□筆候、御披見候哉、抑慮外之世上、無是非次第候、依八代事、為統他家へ被申談候、尤候、雖然八代本主退出之上者、時節到来候間、於于今者、為当家同心、永無為ニ知行候者、為自他可然候處、如今者、弓矢不可絶候、此趣可有故実之由、上津浦上總介へ申候、定彼方より可有意見候、早々事可然様ニ被取成候者、喜悦可申候、於其境逗留之由承候間、如此申候、憑入候、恐々謹言、

四月廿五日 重朝（花押）

税所式部少輔殿 〔相良家文書〕 232号

重朝は為統の八代郡の実効支配を容認しながら、「弓矢」の停止すなわち平和状態の回復に必要だとして強い調子で次のように提案している。第一に、為統が八代郡支配のために「他家」と同盟しているのはもともとなことではあるが、名和顯忠が八代から没落した以上は、ここを区切りとして守護菊池家〔当家〕に「同心」して長期平穏〔「永無為」〕に八代支配を実現するのが「自他」のために、また「弓矢」を凍結するためには重要である。第二に、八代での紛争仲裁について先例に基づく判断能力〔「故実」〕を有する天草の上津浦上總介に自分が依頼し、八代での戦後処理に関して「意見」させるので、即刻それに従って事を収めるべきである。

このように重朝は、私的な国人領主間同盟を超越した守護家として、紛争地帯の実情に精通した近隣第三者を動かして和平の具体的な条件を提示させ、秩序回復を実現しようとしていたのである。この調停がどのような効果を發揮したのか、具体的な史料はの残されていないが、八代領をめぐる名和・相良両氏の紛争が、菊池氏と相良氏との対立による明応8年（1499）の争乱まで収束していたことは、客観的な事実である。

### (4) 肥後国守護菊池氏の評価

肥後国守護菊池氏は、阿蘇氏・名和氏・相良氏といった国人領主の郡支配の内部に介入する手段こそ有さなかったが、幕府体制の側に身を置きつつ、国人領主制の外側から郡支配に正統性を付与し、さらに応仁大乱後も国人領主どうしの紛争の調停に必要不可欠な公的第三者（公方）として、一国の秩序維持に固有の権割を果たした。そして、こうした室町期菊池権力の存在は、肥後の戦国動乱の政治過程にも規定性を付与することになる。

## 3. 室町期菊池氏と筑後

### (1) 筑後国守護職の獲得と北部九州の政治情勢

筑後国守護であった時期を含めた菊池氏による南筑後支配を検討した中村知裕の労作を参照しながら、その展開過程を概観してみよう（中村・2000）。

今川了後のものとて室町幕府体制のもとに入ったにもかかわらず菊池氏は、応永3年（1396）に九州探題として着任した渋川満頼と対立、菊池武朝はすでに征西府・大宰府との関係で内乱期から安楽寺領を中心に領主権益を扶植していた筑後に度々侵入し、満頼と対峙した。さらに、武朝の子兼朝の時期には権益が拡大され、筑後国守護大友氏の勢力を抑えようという幕府の戦略ともいいまって、永享4年（1432）10月には持朝が筑後国守護に補任された〔「満済准后日記」〕。文安5年（1448）の安楽寺領の安堵関係史料（大宰府天満宮文書）からは、菊池氏の筑後守護代と菊池為邦給の安堵状を受益者に執達する奉行人の存在も知られる。

しかし、筑後における守護菊池権力の形成は、從来同國の守護であった大友氏と菊池氏との対立を激化させずにおかなかった。將軍足利義政の意思を伝達した次の室町幕府御教書は、その様相を生きしく示す。

筑後国被折申し、以半国度々御威敗之處、菊池肥後守不去渡、結句入国之後、兩度押寄及合戰之条、違背之上者、一円被成、御判訖、早任先例、致其沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正六年八月十三日

尾張守 在判

大友豊後守殿（『大友家文書録』）

大友豊後守（親繁）は幕府に筑後守護職回復を訴訟し、大友氏の本主権を否定できない幕府は守護職を折衷して菊池・大友に半国ずつ補任する旨、度々の裁定に及んだが、菊池肥後守（為邦）は守護職を明け渡さず、入国した大友氏と両度の合戦となった。幕府は実力行使に及んだ菊池氏への下知違背の咎として、寛正6年（1465）8月、大友氏に筑後一円守護職を与えたのであった。中村が指摘するように、菊池為邦の実力行使を支えたのは筑後国全域に削減する親菊池在地勢力や、一四世紀の内乱以来つらかれてきた莊園領主との関係であった。したがって菊池氏の筑後回復の動きも収まらず、文明九年（1477）には菊池重朝が筑後の支配権回復を幕府に「懇訴」し、大友政親をして「言語道斷」と激怒せしめていた。政親自身の見立てによれば、重朝はすでに応仁元年（1467）の大乱当初から西軍方の大内氏と通じていたとされる（『大友家文書録』）。

果たして文明10年、大内政弘が宿敵少弐氏を討つため九州に渡ると、菊池重朝が大内氏への「合力」のために筑後国に出手（『正任記』10月3日条）、大友政親はこれを幕府に注進し、幕府は12月には重朝・大内政弘らに大友政親が「当知行」する筑後国での実力行使を即刻停止するよう命じていた（大友家文書録）。

こうして、戦国動乱前夜の筑後国には、

①守護の大友氏

②大友氏に対して守護職を競望する菊池氏

③大友氏との対抗する上で菊池氏と同盟（合力）関係を結び勢力を拡大てくる大内氏

という、三者の勢力がぶつかり合う状況が生まれた。この状況は16世紀中葉までの肥後及び九州の政治史を強く規定することになるのである。

## （2）菊池氏による筑後国人の編成実態

菊池氏による筑後国人の編成実態を示す史料群に「五條家文書」（史料纂集古文書編）がある。かつて懷良親王に従って九州に下向した五條氏は、豊後・筑後・肥後の三国境目に位置する要地である上妻郡矢部（現八女市）に土着し、室町期に菊池氏から受給した多くの所領宛行状などの文書を伝えている。

五條氏に最初に所領を宛行ったことが明らかなのは菊池武朝（応永14年=1407没）で、「生葉百町分」と「今半分百町」の合計二百町を給与し（72号）、この所領は後に16世紀初期の菊池家老城重岑によって「生葉郡之内百町、橘田三十三町、やかたの村十三町、古河三十町、重朝様御代無相違被仰出地ニ候」として、つまり菊池重朝（明応2年=1493没）からの安堵事實を根拠に、五條氏に重代安堵されている（92号）。また15世紀末頃に五條氏は菊池氏に所領宛行の「懇訴」（85・87号）を行い、結果的に「上筑後三原郡内」135町の知行分を得ていた（90・91号）。その他にも上妻郡内や三井郡のうちでも所領安堵されていた（61・93号）。

さらに注目されるのは、肥後国内における所領の存在である。すでに寛正7年（1466）と応仁2年（1468）に菊池為邦は山鹿郡泉荘内等の所領を五條氏に宛行っていた（62・64号）。16世紀初頭のものと推察される菊池家老赤星重規等10名連署の五條氏知行分目録（98号）によれば、山鹿、山本、託摩、飽田の各郡、すなわち肥後国内の菊池氏直接支配領域内に、合計百六十町もの所領を保障されているのである。

このように菊池氏は五條氏に対して、筑後守護職を獲得する以前から筑後国内に所領を宛行って安堵を重ね、なお肥後国内にも所領を保障し続けていたわけだが、もちろんそれは五條氏の軍事動員とセットであった。菊池為邦（長享2年=1488没）が五條氏に大友方勢力と推察される「武清」（不詳）の軍事行動に備え

るよう自筆で伝えた書状（年未詳、65号）は、次のように述べている。

武清が出兵するとの情報が方々から入っている。五條氏のいる矢部などの国境の山中の防衛態勢を整えるよう、隈部式部丞に申し付けた。そのため一昨日、肥後國守護代の城兵部大夫を山鹿に派遣し、一族の肥前守（菊池為安）を出陣させた。その他の軍勢も敵の出現に備えている。もし矢部に敵が向かえば即時に「合力」する態勢だ。なお一層の「忠節」に励むなら、その志は決して忘却しない。

大友勢力の筑後での軍事行動に際して、為邦は五條氏への「合力」を約しながら、境目防衛への「忠節」を要求していた。知行分に即した具体的な軍役数を規定する権力段階には達していないものの、肥後国内での領主的権益の保障は五條氏を権力的につなぎ止めて動員するための有効な手段であったに違いない。なお、後の天文3年（1534）に大内義隆と結んだ菊池義武が筑後に出兵したとき、三池、溝口、河崎、蒲池、西牟田といった筑後国人衆が味方している（『相良家文書』308号）。これは、ひとり五條氏のみならず、南筑後の国人衆の多くが菊池氏からの所領給与・安堵と動員の関係に編成されていたことを暗示する事実である。

### （3）室町期菊池氏の支配領域構造

以上の分析をもとに室町期菊池氏の支配領域を見渡せば、

①隈府を中心として南北は肥後國北西部から北は筑後國南部にまで広がる直接支配領域と、

②一貫して保持した守護職を根拠とした肥後國阿蘇郡と南郡の国人衆への調停権行使領域

という、複合的な構成を見て取ることができる。従来の研究では、菊池氏の直接支配領域が肥後北西部に偏っていることをもって、もっぱら肥後國支配の脆弱性が強調されてきたが、それは「肥後一国史觀」に基づくものだといわざるを得ない。隈府を中心に肥後・筑後二国にまたがった個性ある領域権力として捉えるべきなのであり、それは大宰府官から出發して征西府大宰府を拠点に14世紀の内乱を戦い抜き室町幕府体制のもとに確固たる地位を得た菊池氏の歴史そのものを反映した権力の態様であった。

## 4. 室町末・戦国期の菊池氏

### （1）菊池氏の隈府没落

肥後における戦国時代の幕は、菊池氏権力の混乱とともに切って落とされる。明応2年（1493）に菊池重朝が死去し、年少の菊池能運がその跡を継承すると、菊池郡の重臣たちを含む家臣団の分裂が始まる。文亀元年（1501）7月7日付の城重岑の阿蘇山万福院宛寄進状（『新撰事績通考』所収）によれば、同年5月13日、分裂した家臣団のうちの一派に擁護された能運は、守護所隈府から玉名郡石貫に出奔、家臣団を二分した紛争となって、能運は島原へと逃れた。幼少の能運のもとで、家臣団内部に政治的対立が生じ暴発したのが、この事件の本質である。

守護菊池氏の権力構造の中核にあったのは直接支配領域の家臣団の一揆的合議体であり、その構造は同時代の相良氏などにも共通するものであった。しかし一揆的組織が安定するためには、やはり主君たる守護を推戴する必要があった。そこで隈府を確保した城重岑らが頼ったのが、菊池能運の大叔父にあたる宇土為光であった。宇土から隈府へと迎えられた為光みずからが五條氏に宛てた貴重な書状が現存している。

当家之事、老若一味同心ニ申候之条、今月朔著府候、任代々義、益御忠節可為感悦候、悉々謹言、

六月十三日

為光（花押）

五條殿（『五條家文書』76号）

「当家」すなわち菊池家の家臣団一同（「老若」）が「一味同心」して招聘したので、自分は6月1日に隈府に入った。守護菊池氏と五條氏との代々の関係にならない、今後とも忠節を尽くして欲しい、と。城重岑ら家臣団がとった「一味同心」とは、起請文の作成と「一味神水」の儀式によって成り立つ一揆的な意思統一・結合のことをいう。戦国期菊池氏の歴史は、そうした家臣団の協調と分裂に規定されていた。

だが為光を推戴した菊池氏の体制は長続きせず、文亀3年（1503）になると、亡命中の菊池能運は相良氏・天草一揆、阿蘇氏らの協力を得て限府を回復し、家臣団は為光を見限って筑後に隔離、為光父子は能運によって殺害された（「相良家文書」319号）。しかし、その能運も永正元年（1504）に急死し、玉名郡石貫を本拠とする菊池一族の肥前家から政隆を守護に迎えたが、またも家臣団は分裂、反政隆派の家臣団は阿蘇氏から阿蘇惟長を迎えて両派は覗く対立し、結果的に永正4年（1507）に阿蘇惟長が菊池武経となって限府に入った。しかし武経は家臣団と対立して永正8年には阿蘇に帰ってしまい、その跡は菊池一族の武包が繼承したとみられる。ところが、大友義鑑の弟菊池法師丸（義武）が元服した永正17年（1520）、菊池氏家臣団は武包擁立派と義武擁立派とに分裂し、義武は彼を支持する飽田・託摩郡の鹿子木氏・田島氏らによって限府ではなく限本に迎えられ、菊池氏と肥後国守護職を繼承したのであった（福葉・2007）。

## （2）菊池義武と肥後戦国史

義武が飽託地域の菊池家臣系国人衆に推戴されて限本に入ったことは、肥後戦国史の画期となった。義武は、大友義鑑の手先となったわけではなく、肥後の自立を志向し、ついに天文2年（1533）11月には大友氏と対立する大内氏や南筑後国人衆と連携して筑後に出兵、翌年閏正月には八代の相良氏の支持を得る（「相良家文書」310号）。相良氏は大友氏と結ぶ阿蘇氏（阿蘇・益城郡）そして名和氏（宇土郡）との対抗上、限本の義武らと結んで八代・益城・宇土三郡境の豊福領を確保し、限本への進出を窺いつつ、両氏と対峙することになった。しかし大友氏に攻められた義武は限本の鹿子木氏・田島氏のもとを離れ、次いで同4年12月には相良氏の八代城下へと移り、「屋形様」と呼ばれ、天文7年8月には義武の子息則治（則朝・則直）が八代で元服している（『八代日記』）。ここに限府を核に肥後中部以北を支配する大友方国人衆と、菊池義武父子を奉じて八代・葦北・球磨の三郡を支配しつつ限本に進出しようとする相良氏とが対峙するという、戦国期肥後国の政治状況の基本枠組みが形成されたのである。

注目すべきは、義武を擁する相良氏が天文5年から同7年にかけて豊後に使者を派遣し、大友義鑑・義武の和睦を目指して交渉を行っていたことである（「相良家文書」338号等）。相良氏（特に家臣団八代衆）の狙いは、肥後国南北の対立を緩和しつつ、みずから推戴する義武を中世国衙の所在地である限本に復帰させ、自身の政治的地位を一気に向上させることにあったとみられる（松原勝也・2005）。肥後南部に確固たる基盤を築いていた相良氏が大友氏と渡り合いながら肥後一国に及ぶ大きな政治状況を創出していく上で、旧守護菊池氏の存在は格別な意味を持つものであった。

しかしこの和睦は結局成立せず、義武は天文19年（1550）の豊後府内での大友義鑑殺害事件に乗じて限本に一時復帰して阿蘇氏らを攻撃するが、大友義鎮に反撃されて没落、相良領内で剃髪し、天文23年（1554）11月、ついに相良氏から大友氏に引き渡され、豊後国内で殺害された（『八代日記』）。

だが、これが菊池氏の滅亡ではなかった。義武の子息菊池則直は義武死後も相良氏のもとに居り続けた（「相良家文書」502号）。そして永禄11年（1568）には大内氏を滅ぼして九州に出兵する毛利氏（小早川隆景）と則直との間に次のようなやり取りがなされている（幸谷文書）。

（前略）如貴意、此國令渡海、在々所々得大利候、此節肥筑可被任御存分之由、尤以珍重候、其御國之衆中、急度一行被顕其色之様、御調專一候。（中略）

九月晦日 隆景（花押）

菊池殿 人々御中 貴報

豈前で大友氏と対決する毛利氏にとって、菊池則直の存在には、肥後・筑後の勢力を反大友にまとめる手段としていまだ利用価値が期待できたのである。それは則直を抱える相良氏にとどまらず同様であつただろう。菊池氏の存在を前提とした、かかる肥後戦国政治史の枠組みは、天正7年（1579）以降に本格化した島津氏の肥後侵攻によって完全に無意味化されるまで存続したものと考えられるのである。

### (3) 室町・戦国期菊池氏の歴史的位置

以上、室町期菊池氏の肥後・筑後にまたがる権力の特質、守護職を保持する肥後国のうち阿蘇郡・南部への権力行使のあり方、そして戦国動乱のもとでの菊池氏・一揆の家臣団の動向、さらに隈本から相良氏のもとへと移った菊池義武父子の存在意味について論じた。当該期の菊池氏を「戦国大名になれなかつた守護大名」として片づけ、その衰退を嘆くのみでは、15・16世紀の九州地域史に内在する多くの重要な問題や可能性を見失うことになってしまう。この点を再度強調しておきたい。

ただし本稿では、①室町期菊池氏の朝鮮との通交、②「菊池万句」に象徴される室町期菊池氏の学芸、③守護所隈府の中世都市としての発展の様相については、まったく検討できなかった。これらは参考文献をご覧いただきたいが、①については、15世紀の菊池氏名義の朝鮮通交を真使と理解する説（青木・1993）に対して、これを東アジア外交秩序の変動の渦中に對馬が創出した偽使だとする説（橋本・2002）が提示されている。また③については青木勝士論文（青木・1996）、さらに近年の阿南亨論文（阿南・2014）があり、実像の解明が期待される。

### おわりに

最後に、本稿にて検討して得られた中世菊池氏の評価について、3点にまとめておこう。

- (1) 菊池氏は、地付きの開発領主（大宰府官）武士団から出発し、11世紀から16世紀初期まで一貫して一国内武士団のトップの座を維持した稀有な存在である。さらに、菊池を退いた後も相良氏のもとにあって肥後や北部九州の諸領主の行動に正統性を付与するなど、その存在はいわば唯一無二の菊池ブランドとして、中世の肥後及び九州の政治史の中心にあり続けた。
- (2) 東国から下向した勢力以外でその国の守護となった者は、九州では菊池氏をおいてほかにない。平安末、鎌倉、南北朝、室町、すなわち中世のそれぞれの時期で、武士団の教科書的存在であった。
- (3) 肥後ひいては九州の中世史を体現する存在である菊池氏の本拠は、11世紀から15世紀末まで一貫して菊池にあった。菊池市が菊池氏関連の史跡・文化財の価値を明らかにして保全と活用に道をひらくため、それらの調査を進展させることには大きな意義がある。

### 【主要参考文献】

- 青木勝士「肥後國菊池氏の対朝交易」（『戦国史研究』26、1993年）  
青木勝士「肥後菊池氏の守護町『隈府』の成立」（『熊本史学』72・73、1996年）  
阿蘇品保夫『菊池一族』（新人物往来社、1990年）  
阿南亨「肥後國菊池における中世城館の再検討」（『史学論叢』44、2014年）  
稻葉繼陽「室町・戦国期の宇土」（『新宇土市史 通史編第二巻 中世・近世』2007年）  
稻葉繼陽「室町・戦国期の菊池氏権力」（熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』2019年）  
稻葉繼陽「戦国期相良氏権力の構造的特質」（稻葉繼陽・小川弘和編『中世相良氏の展開と地域社会』戎光祥出版、2020年）  
小川弘和『中世的九州の研究』（高志書院、2016年）  
小川弘和『中世菊池氏の虚と実』（熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』2019年 a）  
小川弘和『人吉相良氏と葦北郡』（『日本歴史』859、2019年 b）  
木村忠夫「大友氏の肥後支配」（『熊本史学』42、1973年）

工藤敬一『莊園公領制の成立と内乱』（思文閣出版、1992年）

鈴木元『「菊池万句」をめぐる幾つかの問題』（国文学研究資料館『調査研究報告』36、2016年）

中村知裕『筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配』（『福岡大学大学院論集』32-1、2000年）

橋本雄『肥後地城の国際交流と偽使問題』（同著『日本中世の国際関係』吉川弘文館、2005年、初出は2002年）

松原勝也『天文期肥後国情勢と相良・名和・阿蘇三氏盟約』（『九州史学』141、2005年）

萬納恵介『菊池一族の信仰と造像活動について』（菊池市教育委員会・菊池文化研究所『菊池一族解体新章 卷ノ一』2021年）

森 茂晩『南北朝時代の菊池氏』（熊本県立美術館図録『日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』2019年）

山本隆一朗『応永年間の九州情勢と菊池武朝』『菊池一族解体新章』（菊池市教育委員会・菊池文化研究所『菊池一族解体新章 卷ノ二』2021年）

## 第2節 文献史料調査の課題

本報告書収録の「文献史料にみえる菊池一族」の作成過程、またその前提としての一次史料（文書史料）を中心とした菊池氏関係文献史料の悉皆の調査の過程で、浮かび上がってきた課題を明記しておきたい。

### 1. 一次史料上の城郭関係記事の詳細検討

菊池氏の拠点だとされる史跡については、近代の南朝勧王史観による菊池氏顕彰運動の過程で、さまざまな城跡等が注目されてきたが、近年には文献史料の研究がすすみ、概ね以下の所見が明確化している。

(1) 小代光信軍忠状（詫磨文書）の建武3年（1336）正月の記述

菊池武敏が籠城していた「太手」を有する「菊池山城」の存在が記される。

(2) 正平5年（1350）恵良惟澄軍忠状、同申状追書写（ともに阿蘇文書）

武家方勢力が立て籠った「菊池陣城」「菊池本城」、それに「外城」があらわれる。

(3) 康暦元年（1379）今川了俊書状（阿蘇家文書）

「菊池事ハ陣の城、くま目の城、木野城など」とある。

(4) 永徳元年（1381）深堀時久軍忠状・深堀時清軍忠状（深堀文書）

「菊池陣城」とともに「熊部城」とみえる。

(5) 永徳元年（1381）深堀時弘軍忠状尾（深堀文書）

「菊池館城」とともに「熊部城」がみえる。

(6) 至徳元年（1384）の安富了心軍忠状（深江文書）

「同六月廿二日菊池次郎郷要害熊耳城没落」とある。

このように14世紀内乱期の菊池には、次の2つの城館が併存していたことがわかる。

a 菊池本城、菊池陣城、陣の城、菊池館城と呼ばれた居館

b 菊池山城、限府城、熊部城、要害熊耳城と呼ばれた山城（詰の城）

このうちaは、江戸中期の地誌の記述以来、限府の南東で菊池川に面した大字北宮の字「菊之城」に比定されてきた。そしてbは、限府の町を北東から見下ろす「城山」の遺構に比定される。

今後、二つの城館跡の発掘や実測調査にのぞむに際して、これらの文献史料及び関連史料の分析を深化させて、14世紀内乱の個別具体的な戦況におけるこれら城館の機能と役割を究明して、それに応じた規模や防御施設のあり方などを想定する作業が必要とされよう。

## 2. 文献一次史料群の詳細分析

本報告書には、平安・鎌倉期、それに14世紀内乱以降の菊池氏関係文献一次史料（大半が文書史料）、合せて559点の一覧表を収録している。しかし、「文献史料にみえる菊池一族」にて検討できたのは、菊池氏通史の枠組みにとどまり、北宮館や隈府城山、さらに守護所隈府の歴史的役割を明確にするには、以下の点について分析を深化させる必要がある。

- (1) 平安・鎌倉期における菊池氏の具体的活動範囲と族的結合及び在地領主間の共同関係の展開
- (2) 14世紀内乱期の宮方守護としての権限行使の全体像
- (3) 室町期肥後国守護としての権限行使の全体像
- (4) 室町期筑後国守護としての権限行使の全体像

## 3. 室町期守護菊池氏の公権行使と連動した隈府の機能の分析と守護所としての評価

隈府が肥後国守護所としてブランディングされて発展したとするなら、そこには守護菊池氏の政治権限行使に対応するため、多くの使者等が訪問し、また他国からも使節の來訪が絶えなかったに違いない。たとえば、15世紀中葉の發給にかかる相良長統の葦北衆園田主計尉宛書状には、葦北郡の相良氏への安堵をめぐる菊池氏との交渉について、次のように記されている（『相良家文書』198号）。

又くまへ（隈部=隈府）ニ光東寺坊主使者進口て候、昨日罷帰られ候、殊外屋形、隈部方、其余達行達  
ねんころニ申候、これに就、芦北之事、肥州（菊池為邦）より 八幡ニかけ候でせいこん状をあつかり候、  
葦北郡の当知行安堵を求める相良長統は、隈府に使僧を派遣して交渉し、守護の菊池為邦と重臣隈部氏や  
その他の菊池重臣たちと会釈・交渉して、為邦本人から葦北郡安堵を確約する八幡神=北宮阿蘇神社にかけ  
た起請文を引き出すことに成功している。

このように、守護菊池氏の公的権限の行使の前提として、受益者の隈府来訪による事前交渉が行われていた。受益者集団の逗留、振舞、交渉などを随時、しかも多くの受益者らを対象に実施できる空間と施設・設備の提供が、守護所隈府の機能であった。こうした面を文献史料からより具体化し、隈府の館跡や都市景観遺構の価値づけに活かしてゆかねばならない。

第4表 平安・鎌倉期の源氏氏閥関係史料

No.	範囲	西暦	月日	史料名	内容	出典	刊本
1	長慶4年	1040	4月13日・則21日	長慶四年四月十三日・則廿一日桑洛	1040年、藤原（菊池）則の子正貴・則税の運上使として肥前から上洛して肥後の前国司を役員。二人は大宰輔助源氏の使者である。力に實にして肥後源氏の在行官人。	吾妻鏡 吾妻鏡	増補史料大成
2	治承5年	1118	2月29日	治承五年二月廿九日癸酉	鎌倉守において肥後守・源氏の御所が征軍等が征軍等にて武士頭を率いて奉兵した。	吾妻鏡	國史大系
3	泰和元	1118	12月	肥後國源子木庄事成安絆	泰和元年十二月・源實成（源氏の御所）の御所を詔へたもの。	吾妻鏡	國史大系
4	寿永元年	1112	4月11日	壽永元年四月十一日癸酉	肥後源助守隆高が御供の難を免れられたために御伏する。	吾妻鏡	國史大系
5	文治元年	1105	12月6日	文治元年十一月六日癸酉	肥後源助守が保印者をして4名の御附を受取る。	吾妻鏡	國史大系
6	文治元年	1105	12月6日	通稱御宮上止	通稱御宮上止・右近・源義光・源通等について述べた書状。(菊池)	吾妻鏡 源義光	後奈良文書 後奈良文書
7	建永元年	1106	8月	行西長瀬通直	肥後源助守隆高が木庄の御領を左衛門尉に譲る旨を記した書状。その内長瀬行西の田舎16町には菊池源家に差管されている。	吾妻鏡	後奈良文書
8	承元2年	1108	3月9日	公文所下文	肥後源助守の御事として菊池入道（源通）跡止と、夷地守本を負担することなどを記したもの。	吾妻鏡	肥後源助守文書
9	建長2年	1129	3月	關院内裏御宮事目錄	關院御宮事の御事として肥後守（源通）跡止と、夷地守本を負担することなどを記したもの。	吾妻鏡	後奈良文書
10	建長5年	1132	8月27日	關東下知水差	肥後源助守木庄での少少阿同と長瀬太郎元の御職についてべしとしに付されたりといふ記述あり。	吾妻鏡	後奈良文書
11	文永4年	1207	11月23日	關東御執書	相模守（北条時宗）・左近衛大夫（北条政村）・廻所・刺史次に父・義先の書置状の事について訴状を差し申し申すべき旨を記した御執書。	吾妻鏡	後奈良文書
12	(文永10年)	1213	後5月20日	菊池武所書狀	菊池守・源所・平原左衛門（源通）・廻所・平家松村守・源所・平家松村守が御所に附し、鎌倉に向かおとしたが、鎮西の地頭と御家人は來てはならぬといふ御教がありるので、仕人井田泰経を召わせる。	源左衛門所藏文書 文書 1号	后本朝史料中編 第五 廣文庫所藏
13	(建治2年)	1206	壬3月2日	菊池正定與文	菊池守・沙野尊空	石清秀文書	後奈良文書
14	弘安年間	1211	—	源古屋某未定	源古屋某の間に菊池守が出来ている様子が記されたもの。	源古屋某未定	—
15	弘安4年	1212	6月	相良朝公の奏	相良朝公・源氏の御所に於て元寇を防ぐ。博多港に相良朝公の奏	源南外史	源南外史
16	弘安4年	1212	7月	相良朝公の奏	相良朝公の奏で断る。	源南外史	源南外史
17	嘉元2年	1303	5月26日	關東下知狀	源義光・相模守（北条時宗）・左近衛大夫（北条時宗）・平朝臣	二室庭文書	後奈良文書

18	嘉元2年	1303	5月27日	關東下文案	平朝臣・左近侍大夫・北条時行 平朝臣 早朝・第十九次御高貴などを記すう令したもの。	二精堂文書	鎌倉道文 古文書編第十六巻 21839号
19	正和元年	1312	12月21日	早朝正心(清基) 殿狀案	差出・相模守(北条時行) 平朝臣・左近侍 詔使・關東小山村の地頭などを朝ちんと貢信へと贈り渡す旨を記したもの。	詩序文書	鎌倉道文 古文書編第十三二巻 24748号 新潟本市史 記序文書 44号
20	文保元年	1317	12月22日	得實(守机主) 家政所下文	鎌倉道文 古文書編第十四巻 26475号 鎌倉道文 古文書編第三十四巻 26475号	種野文書	鎌倉道文 古文書編第十四巻 26475号
21	文保元年	1317	12月23日	關東下地状況	差出・相模守(北条時行) 平朝臣・左近侍・金源貞基 第三回船入通の事を早少法すべきを記したもの。	福岡市立歴史資料館蔵書	鎌倉道文 古文書編第三十四巻 26477号
22	元亨元年	1321	3月3日	肥後阿波せき物主文	肥後到達大明神宮に遷納する物々を記したもの。菊池からは引來を贈 給。	肥後阿波文書	鎌倉道文 古文書編第三十六巻 27477号
23	元亨四年	1324	12月16日	備西下知状	差出・修理亮(北条時行) 平朝臣他 安富山八幡宮を永利助が山田八幡首次通の相場について記し。 たもの。牛足石・舟役公さち、菊池三郎に詳されたとの記述あり。	人来水利文書	鎌倉道文 古文書編第三十七巻 28910号
24	嘉熙三年	1328	3月9日	備西御教書	差出・修理亮(北条時行) 脱 安富を近御監査頭が用いて肥後國大野別荘御内田屋敷の事につ しての当教書。	深江文書	鎌倉道文 古文書編第三十九巻 30177号
25	嘉熙三年	1328	3月9日	備西御教書	差出・修理亮(北条時行) 脱 安富を近御監査頭が用いて肥後國大野別荘御内田屋敷の事につ しての当教書。	深江文書	鎌倉道文 古文書編第三十九巻 30178号
26	元弘三年	1331	3月22日	石油五輪帳	—	肥後菊池市東祖寺所在	鎌倉道文 古文書編第四十一巻 32064号
27	元弘元年	1331	—	—	元弘のもの鹽の發光時の討死について。 元弘のもの鹽の發光時の討死について。	諸多日記	種子島重寶
28	正慶元年	1332	正月11日	墨後田宮年中奉事次第	由田宮の年中行基と記したもの。光一松名は、菊池三郎・肥後房高・北條 されたとの記述あり。	杵原八郎宮文書	鎌倉道文 古文書編第四十一巻 31660号
29	(元弘三年)	1333	正月24日	菊池御領名寄進状	是出: (菊池) 武量 定所: 大智御前御所 てんないまづ505やうう寄進するよ。	廣澤寺文書	廣澤寺文書 照本県史料中世編 第一 上 廣福寺文書 6号
30	元弘三年	1333	3月	相良氏公の豪	肥後守菊池武時が在を記にして置器・北条英時を博多で討つ。	茅舎外史	茅舎外史

第5表 14世紀内乱期以降の菊池氏関係文書

順号	文書番号	文名	年月日(西暦)	年月日(西暦)	受取者	内容・キーワード	著者	出典(件)
1	慶福寺文書	菊池武吉寄答状 芦行写	(元治4年)正月24日	133401024	(菊池)武吉(花押)	(大御前御聞)	忍辱宮に「当國國事用 の旨」を承る。1月 21日別表の如き。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。
2	阿蘇家文書	菊池武吉寄答狀 桂行写	桂行2年4月3日	133509003	藤原菊池(武吉)貢 付	(阿蘇御祖大野利新内中村田由始)の手 付。等(した)也(御)大野利新内中村田由始(御)の手 付。(阿蘇御祖大野利新内中村田由始)を差遣。	石、洋付材料 大木本古文書、阿蘇 文書、阿蘇御文書等 十人(389-401頁) +八(389頁)	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。
3	阿蘇家文書	菊池武吉寄答狀 桂行写	桂行2年4月3日	133509003	藤原菊池(武吉)貢 付	(阿蘇御祖大野利新内中村田由始)を差遣。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
4	廣福寺文書	菊池武吉寄答狀 桂行写	桂行3年3月27日	133803027	ふちらの菊(武吉)貢 付	寄進する土地の西至の境を明記。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
5	廣福寺文書	菊池武吉寄答狀 桂行写	桂行3年3月27日	133803027	ふちらの菊(武吉)貢 付	忍辱宮也に裏葉山御寺の地を寄進。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
6	菊池神社文書	菊池武吉寄記文	延元3年7月25日	133807025	ふちらの菊(貢)	寄食の内のことなど、三ヶ条(血利利)。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
7	肥後吉記實	木野武吉足尾文書	延元3年8月7日	133808007	藤原則(菊(武吉)貢)付	忍辱宮の裏に生れ(た)としての(ある)いのり 付を三ヶ条(血利利)。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
8	廣福寺文書	木野武吉足尾文書	延元3年8月15日	133808015	藤原則(菊(武吉)貢)付	忍辱宮の裏に生れ(た)としての(ある)いのり 付をハ八條(血利利)。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
9	廣福寺文書	菊池武吉書狀 桂行写	(延元3年)11月19日	133811019	菊池(武吉)貢	難が低くて通じないこと、ひやう(山口)に坐つたご と。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
10	廣福寺文書	菊池武吉足尾文書	延元4年6月2日	133906002	菊池(武吉)貢	永年の正直を維持することを誓約。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
11	廣福寺文書	木野武吉足尾文書	延元3年5月17日	134020517	藤原木野(武吉)貢	外洋御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。		
12	廣福寺文書	南野武吉・菊池 武吉弘道寺詔文	延元3年5月3日	134020503	世野(神)・藤原武吉(花押)・藤原武 吉弘(花押)	外行五常院・正理のことなど、仏法の體え を守ることを誓約。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
13	肥後吉記實	菊池一胤通報起請 文書	延元3年6月日	134206009	菊池一胤(花押)	仙法を守ることと、忍辱宮の御前御史仲間 が守ることに對し、三ヶ条(血利利)を守ることなど、 五ヶ条(血利利)。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
14	廣福寺文書	菊池乙同通五起請 文	延元3年6月7日	134206007	乙同(花押)	菊池武士の其後裔者どおりに、三ヶ条(血利利)を 守ることに對し、五ヶ条(血利利)を守ることなど、 八代大首領の御 前。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
15	廣福寺文書	菊池武士起請文	延元3年8月10日	134208010	藤原武士(花押)	忍辱宮のこはれ御殿等の合意を得て其を守ること など、三ヶ条(血利利)。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
16	肥後吉記實	菊池武士起請文	延元3年8月10日	134208010	藤原則(菊(武吉)貢)付	菊池武士の其後裔者どおりに、三ヶ条(血利利)を 守ることに對し、五ヶ条(血利利)を守ることなど、 八代大首領の御 前。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	
17	廣福寺文書	菊池武士書狀 桂行写	延元5年正月11日	134401011	藤原菊池(武士)貢	忍辱宮の通じて、誰もさけん所を守らざ る。	忍辱宮 御前御史中出第一 御前御文書等 紙の墨蹟に花押あり。	



20	廣福寺文書	菊池武曾書状 〔正平11年〕6月9日	135600009 〔菊池武曾守貞元花押〕	海上・古公神廟前御所	石真寺のことは、万丈に申し、寺とすることに ついて。恐懼謹言	熊本県史料中田山原第一 熊本県等文書第32号
40	廣福寺文書	菊池武曾書状 〔正平11年〕6月20日	135600020 〔菊池武曾守貞元花押〕	海上・海古神廟前御所	所賀意疎などり、今一度上方にて御目にかかり 恐懼謹白	熊本県史料中田山原第一 熊本県等文書第33号
41	廣福寺文書	菊池武曾書文 正平11年6月29日	135600029 〔菊池武曾守貞元花押〕	承認平安と命見事を免願。	承認平安と命見事を免願。 通修が少しも直らぬこと、僧道がありがたく思 うこと、因々施下つたことに、「このへに申した こと」と、業を拂ひ、「そのかげにて直し」 ことなど。	熊本県史料中田山原第一 熊本県等文書第34号
42	廣福寺文書	菊池武曾書状 〔正平11年〕11月10日	13560003 〔菊池武曾守貞元花押〕	業を肥後守武光院	本願行實の事、御願御前御面を乞はる 通修代吉曾也、もとて、通亂を止し、少 少休むが爲め、其を許せし。	熊本県文庫九郎山原3975 本文古文書等第6
43	筑後木原入書	正平12年7月2日	13570002 勘解由支實・玉条彰元(花押)	業を肥後守武光院	悉々謹言	本文古文書等第6
44	阿蘇家文書	菊池武光曾書等 日	13570017 〔菊池武光曾守貞元花押〕	海上・御行所	海上申る、この御行所を遣ひたまひ、 御行所の事、御行所を遣ひたまひの事。	本文古文書等第3
45	菊池八幡宮下 御行所文書	菊池武光曾書状 正平12年11月17日	13571017 〔菊池武光曾守貞元花押〕	菊池八幡宮下(花押)	菊池八幡宮下御行所	本文古文書等第3
46	阿蘇家文書	〔西野御行所官守等 正平13年8月13日	13580013 勘解由支實・玉条彰元	菊池肥後守武光院	悉々謹言	本文古文書等第4
47	徳井利貞・田 城文書	菊池武光行狀 正平13年9月17日	13580017 〔菊池武光花押〕	守護代・菊池武光(花) (大忠)	守護代・菊池武光(花) 第七代守官し、御行所を遣ひたまひ。 ともと沙汰し去れるをう。	本文古文書等第1 本文古文書等第2 本文古文書等第3
48	舊	菊池武光曾書状 正平13年12月2日	13581202 肥後守菊池武光在判	菊池肥後守武光院	司御主申上件、 御行所を遣ひたまひの事。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
49	阿蘇家文書	〔西野御行所官守等 正平14年2月15日	13590015 勘解由支實・玉条彰元	菊池肥後守武光院	馬鹿體の事、 事、たゞびに御行所を遣ひたまひの事。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
50	筑後木原入書	木原行實奉行 正平14年5月	13590009 〔木原行實守貞元花押〕	海上・御行所	去3月20日より下地沙汰次ぜど、 御行所を遣ひたまひの事。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
51	九州大学文学 書	菊池武光曾書文 正平14年6月1日	13590009 〔東野持次・山田卓 等〕	菊池肥後守武光院	去3月20日より下地沙汰次ぜど、 御行所を遣ひたまひの事。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
52	阿蘇家文書	菊池武光曾書文 正平14年6月12日	13610012 肥後守菊池武光元持 御返事	海上・阿蘇筑後守惟信 御返事	社屋安堵の事、令官井伊納書文又一見を加 えん。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
53	阿蘇家文書	菊池武光加藤守 正平14年2月29日	13610020 肥後守菊池武光元持	宇治惟誠	宇治惟誠への御見候。	本文古文書等第6
54	阿蘇家文書	菊池武光施行等 正平14年6月12日	13610012 菊池武光元持	守護代・菊池武光(花)	御行本間御行代の事、中間後國御行の事、令 官井伊納書文又一見を加えん。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
55	阿蘇家文書	菊池武光施行等 正平14年6月12日	13610012 菊池武光元持	守護代・菊池武光(花)	御行本間御行代の事、中間後國御行の事、令 官井伊納書文又一見を加えん。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
56	阿蘇家文書	菊池武光曾書文 正平14年6月12日	13610012 肥後守菊池武光(花)	肥後守菊池武光(花)	御行本間御行代の事、中間後國御行の事、令 官井伊納書文又一見を加えん。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
57	阿蘇家文書	菊池武光施行等 正平14年6月12日	13610012 肥後守菊池武光(花)	肥後守菊池武光(花)	御行本間御行代の事、中間後國御行の事、令 官井伊納書文又一見を加えん。	本文古文書等第4 本文古文書等第4
58	正統寺文書	菊池武光曾書 日	13610121 肥後守菊池武光(花)	海上・阿蘇筑後守	社屋の土居のことは、御行本間御行代の事、令 官井伊納書文又一見を加えん。	本文古文書等第1 正統寺文書等第

59 阿蘇家文書	佐西御前宮官書留	正平16年9月5日	136100005	船橋由水宮主權元花押	菊池肥後守武光義	阿蘇大宮司可曾代の申手肥後國小原・源通の事。名毛利・肥後守が眞儀申しておる 事。名毛利・肥後守・少土主・三井主の如くよ。	大日本古文書 同前書 文書 第四 49頁
60 河上神社文書	輪舟武光施行狀	正平16年9月27日	136100027	肥後守菊池光元花押	矢張口(延治太輔)殿	新田國内より是處の事。肥後守菊池光元花押。是時行方不明の事。肥後守菊池光元花押。是時行方不明の事。	熊本県史料中田編第五 河上神社文書等
61 河上神社文書	輪舟武光施行狀	正平16年9月27日	136100027	菊池貞光	守護代	新田國内より是處の事。肥後守菊池光元花押。是時行方不明の事。肥後守菊池光元花押。是時行方不明の事。	熊本県史料中田編第五 河上神社文書等
62 深足文書	深足時持事狀	正平16年9月3日	136100009	(深足五郎左衛門時持)	守護代	新田國内より是處の事。肥後守菊池光元花押。是時行方不明の事。肥後守菊池光元花押。是時行方不明の事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 49頁
63 阿蘇家文書	肥後武光主將軍狀	正平16年10月14日	136110014	肥後守菊池光元(深足花押)	御奉行所	阿蘇肥後守肥後國小原の事。今 時に往て代義の武光守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 50頁
64 山城八幡宮法少主穂倉施行狀案	寺文書	正平16年10月22日	136110022	少主穂倉在利	守護代(菊池武元)	守護代(菊池武元)の事。少主 穂倉が守護前田守源氏に付て、少主 穂倉の事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 50頁
65 阿蘇家文書	佐西御前宮官書留	正平16年10月23日	136110023	船橋由水宮主權元花押	菊池肥後守武光義	阿蘇肥後守肥後國小原の事。今 時に往て代義の武光守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 50頁
66 河上神社文書	佐西御前宮官書	正平16年10月28日	136110026	右中野花押	菊池菊次郎	肥後守肥後國小原の事。今 時に往て代義の武光守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 50頁
67 阿蘇家文書	輪舟武光施行狀	正平16年11月7日	136111007	(輪舟)貞光花押	守護代(菊池武元)	守護代(菊池武元)の事。少主 穂倉が守護前田守源氏に付て、少主 穂倉の事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 51頁
68 阿蘇家文書	輪舟武光施行狀	正平16年11月7日	136111007	(輪舟)貞光花押	菊池次郎(守護前田守源氏)	肥後守肥後國小原の事。少主 穂倉が守護前田守源氏に付て、少主 穂倉の事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 51頁
69 塩前宮城文書	盐瀬行狀	正平16年12月25日	136112025		守護代(菊池武元)	守護代(菊池武元)の事。少主 穂倉が守護前田守源氏に付て、少主 穂倉の事。	大日本古文書 同前書 文書 第四 51頁
70 溪江文書	佐西御前宮官書	正平17年5月10日	136205010	右中野花押	菊池肥後守武光義	大野守菊池守の事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。	大野守菊池守の事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。
71 鹽原寺文書	知持貞明茶社	正平17年7月19日	136207019	鹽原寺地貢稻花押	油田大吉上人(御所)	鹽原寺大吉上人(御所)の事。少主 穂倉が守護前田守源氏に付て、少主 穂倉の事。	油田大吉上人(御所) 〔〕
72 壱原宮城文書	知持貞明茶社運狀	正平17年8月22日	136208022	少 [ ]	〔御所〕	大野守菊池守の事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。	大野守菊池守の事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。
73 九州大学文学部 部書	輪舟武光忠狀	貞治元年10月27日	136210027	(輪舟)守護守武光忠	守護前守・税課稅	新田國内より是處の事。今 時に往て代義の武光守菊池守と 連絡を取る事。肥後守菊池守と 連絡を取る事。	新田國内より是處の事。今 時に往て代義の武光守菊池守と 連絡を取る事。
74 記前深足文書	安富泰重當狀	正平17年11月25日	136211025	安富泰重大夫章	守護前守	9月14日の裏面万券方に供奉し候。11 月24日に(傳書)するの事を報告。	9月14日の裏面万券方に供奉し候。11 月24日に(傳書)するの事を報告。

75 阿蘇家文書	利治武光書状文	(正平17年)12月13日	1362/2013	肥後守・朝光・大光・花神	墨上 武德大宮司御返事 (阿蘇御使)	肥後守御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
76 阿蘇家文書	輪海武光書状文	正平17年12月13日	1362/2013	肥後守・朝光・大光・花神	墨上 武德大宮司御返事 (阿蘇御使)	肥後守御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
77 阿蘇家文書	左近大乗寺少度院金持行状 書	正平16年5月26日	1363/2020/26	少度院會花神	守護代菊地訖(8)	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
78 菅	寅次大乗寺少度院金持行状 書	正平16年5月26日	1363/2020/26	少度院會花神	守護代菊地訖(8)	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
79 宮原家文書	大智契狀	正平10年2月23日	1364/2023	大智(押手印)	(第1次押光力)	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
80 田代國川家 源	左近大乗寺大内藤弘起居文書	貞治3年3月	1364/2039/9	内藤弘	(第2次押光力)	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
81 宮原家文書	知治武光・かた割	正平10年7月16日	1364/2016	織原利嗣侍御貞光か	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
82 宮原家文書	知治武光御返事	正平10年7月18日	1364/2018	織原利嗣侍御貞光花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
83 武庭神社文書	知治武光御返事	(正平19年か)8月14日	1364/2014	知治(武鉄)花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
84 武庭神社文書	知治武鐵恭承狀	正平10年12月2日	1364/2002	織原(重吉)花神	墨上 武德大宮司御返事 (肥前御院御准注御遣せ)	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
85 河上神社文書	利治武鐵恭承狀	正平10年12月2日	1364/2002	結前(勝彦)利治(武鉄)花神	墨上 武德大宮司御返事 (肥前御院御准注御遣せ)	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
86 武庭神社文書	利治武鐵恭承狀	(正平20年か)9月2日	1365/2000/2	(肥前)結前御守(武鉄)花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
87 武庭神社文書	利治武鐵恭承狀	(正平20年か)9月16日	1365/2001/6	(肥前)結前御守(武鉄)花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
88 武庭神社文書	利治武鐵恭承狀	(正平20年か)9月21日	1365/2002/1	(結前)守・菊(利治)花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
89 肥前美相院文	利治武鐵恭承狀	(正平20年か)9月21日	1365/2002/1	(結前)守・菊(利治)花神	墨上 川上守・主御原 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
90 武庭神社文書	利治武鐵恭承狀	(正平20年か)11月 12日	1365/2012/10/2	(肥前)利治(武鉄)花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
91 武庭神社文書	利治武鐵恭承狀	(正平20年か)12月7日	1365/2007/7	(肥前)利治(武鉄)花神	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
92 河上神社文書	毛西御事宮守管	正平22年7月27日	1367/2017/7	左少将(花神)	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
93 溪江文書	毛西御事宮守管	正平23年5月18日	1368/2018	左少将(花神)	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁
94 阿蘇家文書	毛西御事宮守管	正平23年7月12日	1369/2017/2	左少将(花神)	墨上 武德大宮司御返事 事	守護を御入直帳原紙を付置御使へ遣す事に、 いたが、本が馬が利くので、その間に、 「速の速す」。	大日本古文書 同様文書等第6、 文書279頁

95	昭和新馬文書	有馬曾世忠状	正平23年10月日	1368/0009	(有馬次郎三郎曾)	去年の春前御春香と城令帳での御事書を頃給。出所	為義後征、富上 南宋御通文九郎編427 周間に「承了」、「承了」、「武定元年」あり。	
96	阿蘇家文書	佐西科某官手写	正平24年11月13日	1369/1013	左少弐・忠房忠作伴	阿蘇惟貞が左少弐・忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第4 22頁、鉢舟文書等第4 22頁	
97	太宰府天智宮 文書	佐西科某官手写	正平24年12月3日	1369/1003	右少弐忠房忠作伴	阿蘇惟貞は忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第4 22頁、鉢舟文書等第4 22頁	
98	肥後吉良宮 文書	佐西科某官手写	応安3年正月13日	1370/0013	右大井	阿蘇惟貞は忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第4 22頁、鉢舟文書等第4 22頁	
99	筑後神社文書	剣持武平忠房送事	(正) 25カ月/5月25	1370/0025	福原菊池武光(花押)	新種の御事書。	少弐・大友を忠房忠作伴に御事書を頃給するよう指導。少弐・大友を忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第4 22頁、鉢舟文書等第4 22頁
100	筑後神社文書	剣持武平忠房状	應安3年2月2日	1370/0029	福原菊池武光(花押)	近前御宿館庄 留意大明神・田代町所を答へ。所存書卷之狀、	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第5 23頁
101	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中2年) 2月19日	1372/0019	福原菊池武光(花押)	田代町所から近前御宿館庄へ。田代町所を答へ。所存書卷之狀、	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第5 23頁
102	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中2年) 4月4日	1372/0004	菊池武政(花押)	田口御前御宿館庄へ。忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
103	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中6年) 5月8日	1376/0008	菊池武政(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
104	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中2年) 5月19日	1377/0019	菊池武政(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
105	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中2年) 10月14日	1377/0114	菊池武政(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
106	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中2年) 11月9日	1377/1109	福原菊池武政	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
107	阿蘇家文書	菊池武政書状等	正平2年12月13日	1377/21013	菊池忠守御前御室(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
108	正統寺文書	菊池武政書状等	文中3年5月22日	1377/0222	肥后守御前御室(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
109	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(文中3年) 12月25日	1377/1225	福原菊池武政(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
110	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(年未詳) 正月26日	1377/0126	菊池肥后守御前御室	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
111	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(年未詳) 3月6日	1377/0306	菊池武光(花押)	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁
112	阿蘇家文書	菊池武政書状等	(年未詳) 3月22日	1377/0322	菊池肥后守御前御室	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	忠房忠作伴に御事書を頃給。出所	大日本古文書 同前書第6 229頁

113	阿修羅文書	剣持武光書状 〔年承暦3年2月2日〕	137403022	菊池後守重光神	山上 阿修羅大宮司重光御懇 意願	菊池内河文書西面の物を知行地のこと。よもじく即 引らう。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第6、 233頁
114	武治神社文書	剣持武光書状 〔年承暦3年2月2日〕	137403029	菊池武光(花押)	武治神社大宮司重光御返事	新種の御敷地裏。	悉々讀書	熊本県史料中編第五 同前文書等第5
115	書	菊池内河文書 剣持武光書状 〔年承暦3年7月4日〕	137407004	菊池後守重光(花押)	山上 菊池官人通牒	子島重伊(伊が)申する事だつたが、が、渠 引ひなし。無事に済む。	悉々讀書	菊池内河文書等第5 同前文書等第5
116	清瀬市文書	菊池内河文書 〔年承暦3年9月29日〕	137408029	菊池肥後守重光(花押)	清瀬寺落成御懇 として申す。	既後西洋寺落成御懇請書へ照應す。 新種の寺名。	悉々讀書	熊本県史料中編第一 同前文書等第5
117	武治神社文書	剣持武光書状 〔年承暦3年12月9日〕	137412009	菊池武光(花押)	山上 武治神社重光御懇	菊池の寺名。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第5 同前文書等第5
118	阿修羅文書	菊池内河文書 〔年承暦4年1月9日〕	137412009	菊池肥後守重光(花押)	高平山供養堂に入るあたり、瓶底の御形(あ おり?)の招用を講う。	高平山供養堂に入るあたり、瓶底の御形(あ おり?)の招用を講う。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第6、 223頁
119	阿修羅文書	菊池内河文書 〔文承暦4年5月6日〕	137505006	福原寅太(家治武鉄相)	山上 阿修羅御懇 合を以候。	今川に因るが故に御懇請書。 元承暦に付せす。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第6、 241-242頁
120	阿修羅文書	菊池寅太(家治武鉄相) 〔天保元年6月2日〕	137506002	寅々丸(菊池寅太)	阿修羅御懇 先日申入れにてては迄も、當てて御懇請 申し候事。身に上りて御懇請する手用 がなく、	身に上りて御懇請する手用 がなく、身は身ながら申かし申らる。御 寅々丸の御懇請は御見所は實眞。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第6、 244頁
121	阿修羅文書	菊池武貞書状 〔天保2年2月23日〕	137602023	刈守(守矩)重光(花押)	山上 阿修羅御懇	御行け候か。、代官御懇請事。御見所は實眞。 御後神社左奉手御懇請を申す。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第6、 245-246頁
122	阿修羅文書	菊池寅太(家治武鉄相) 〔天保2年2月23日〕	137602023	福原寅太(家治武鉄相)	山上 阿修羅御懇 申い候が山里。志々木本(木本)に御懇請。 御御懇請事。	今川に似て下野國の山里。志々木本(木本)に御懇請。 御御懇請事。	悉々讀書	大日本古文書 同前文書等第6、 245-246頁
123	書	菊池内河文書 〔承暦3年6月10日〕	13700610	福原寅太(家治武鉄相)	山上 菊池官人通介(ゆう)	御御懇請事。	御御懇請事。	同上
124	津浦口文書	信良親王官旨	天保4年9月1日	137109009	安治(武親)〔〕	和泉又三郎御	御御懇請事。	本文書は繪計をす。
125	阿修羅文書	菊池武潤御懇書文 〔弘化元年7月18日〕	138007018	菊池武潤(花押)	菊池武潤御懇	御御懇請事。	八代大首領御 御御懇請事。	233-234頁
126	阿修羅文書	中山石叟書状 〔弘化元年9月27日〕	138109027	中山(石)叟花(押)	菊池武潤御懇	御御懇請事。	大日本古文書 同前文書等第6、 246頁	
127	相良家文書	菊池武則御行狀 弘和3年4月14日	138300114	菊池武則(肥前守)(花押)	相良説(吉守御御) 御行。	御御懇請事。	大日本古文書 同前文書 文117号	
128	志岐文書	菊池武則御行狀 弘和3年7月5日	138301099	藤原武則	内藤抗や御附に対する心所明を吉野の御園に 添えた申状。	仍舊上御仰 御御懇請事。	熊本県史料中編第四 同前文書等第5	
129	阿修羅文書	菊池武則御行狀 元承暦元年11月21日	138411021	菊池武則(花押)	阿修羅大宮司重光御懇	黒瀬田日田御の事。良成親王の当面に任せ、 相良説(吉守御御)。	大日本古文書 同前文書等第6、 246頁	
130	大風呂町文書	菊池武則御行狀 〔元承暦2年2月11日〕	138502011	菊池武則(花押)	織田日臣	御方力に參いたが、「めでたい」。令官は之に ござり。是々の御御懇請は作つてない。今度は等 間もなく垂りたり。	同上	

131 芳徳家文書	年越先國日文家 嘉慶2年6月日	13800009 (年越伊豆・高光園)	本領後園の山村三分一地頭地主折腰武者が 博打としていることについての訴え。背後武者の 博打は武承、高光園の主は武承の子孫。 高光園の開拓者と争うべきである。	照本県史料中出編第五 元文書 16号
132 豊福寺文書	菊池武照等状 元永6年2月3日	13800003 (菊池武照等状)	高木山城守の主は武承、武基の子孫。 高木山城守の主は武承、武基の子孫。 高木山城守の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 15号
133 豊福寺文書	菊池武照書状 (元永6年2月3日)	13800021 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。 菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 14号
134 豊福寺文書	菊池武照等状 (元永6年2月3日)	13800001 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 13号
135 豊福寺文書	菊池武照書状 (元永6年2月3日)	13800012 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 12号
136 豊福寺文書	兵庫助光信書状 7月16日	13800016 (兵庫助光信上花押)	高木山城守の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 11号
137 阿蘇家文書	菊池武照書状 7月20日	13800020 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 10号
138 山城北野社文書	通承武照書状 7月22日	13800022 通承	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 9号
139 阿蘇家文書	菊池武照書状 7月29日	13800019 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 8号
140 豊福寺文書	菊池武照書状 8月7日	13800007 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 7号
141 小代文書	高瀬武照書状 9月12日	13800012 (たかせとひ) 貢園	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 6号
142 豊福寺文書	菊池武照・円仙酒 嘉慶2年6月日	138000010 (菊池武照花押・円仙花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 5号
143 河上神社文書	菊池武照書状 9月22日	13800021 (菊池武照花押を押す)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第五 元文書 27号
144 豊福寺文書	菊池武照書状 10月12日	13800002 (菊池武照上花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 26号
145 深泥文書	菊池武照書状 10月29日	13800029 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第五 元文書 25号
146 阿蘇家文書	9月真正酒行狀等 明治5年6月19日	13930006 (菊池武照花押を押す)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 24号
147 阿蘇家文書	今川真正酒行狀等 明治5年6月19日	13940019 (菊池武照花押を押す)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第一 元文書 23号
148 文書	「元水3年」9月22日	13960022 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第五 元文書 22号
149 文書	菊池武照安井状 元永6年3月14日	13900014 (肥後守菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	照本県史料中出編第四 元文書 18号
150 大宰府天満宮文書	菊池武照能登状 「元永6年」7月12日	13900102 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	大宰府・太宰府天満宮 元文書 17号
151 大宰府天満宮文書	「元永6年」7月12日	13800102 (菊池武照花押)	菊池武照の主は武承、武基の子孫。	大宰府・太宰府天満宮 元文書 16号

152	太宰府天満宮 阿蘇武廟書院 文書	「北永年生」7月12日 139507012	菊池武廟花押	無田五郎大忠出斎 先例に任せ、その式をする方に。こと。	悉々書寫 前件不可用切 質	大和井・太宰天満宮 史跡—二ノ井～509
153	八幡神社文書 御事武廟書院狀 文書	元永12年5月10日 140502010	鹿屋道人通貢狀(花押)	先淨寺性衣詔 前記三役員保儀内町貯金付差支卷	悉々書寫 前件不可用切 質	大和井水戸史跡第七之七 22頁
154	牛屋院文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)2月18日 140702018	菊池武廟花押	牛原河内入瀬船 無田五郎大忠出斎	悉々書寫 牛原院史科中出施第五 牛原院文書	熊本県史科中出施第五 牛原院文書
155	阿蘇武廟書院 文書	(年未詳)2月25日 140702025	菊池右京權大夫貢納花押	屋上 阿蘇廟返事 屋上 五穀賛人々御申 阿蘇院	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 246-245頁
156	五條文書 阿蘇武廟書院 文書	(年未詳)3月8日 140703008	肥後守菊池太夫貢納判 菊池武廟花押	肥後守菊池太夫貢納判 屋上 五穀賛人々御申 阿蘇院	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第四 五條文書文書写第4 247-246頁
157	阿蘇家文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)4月17日 140704017	菊池武廟花押	阿蘇院 屋上 五穀賛人々御申 阿蘇院	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 247-246頁
158	正觀寺文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)9月12日 140709012	菊池武廟花押	大福寺丈室御印 正觀寺本尊と御印、申し付けるごと 阿蘇院	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第一 正觀寺文書文書写第1 247-246頁
159	阿蘇家文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)9月15日 140709015	菊池武廟	肥後郡芳野面御来の事。先規にさせて相贈 ふるくごと御申す。	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 247-246頁
160	阿蘇家文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)9月19日 140709019	菊池右京大夫貢納花押	肥後郡御来の事。先規にさせて相贈 解り任せの事すべべの事。	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 246-247頁
161	阿蘇家文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)9月19日 140709019	菊池右京大夫貢納花押	当社體用御届下の事。當の體用を失則に 仕せて於はまへくべき事。	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第一 正觀寺文書文書写第1 247-246頁
162	正觀寺文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)9月12日 140709012	菊池武廟花押	正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。 正觀寺の本尊を毫毛(ほもう)等が遺(うしな)いで居る事。	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 246-247頁
163	阿蘇家文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)11月12日 140711012	菊池武廟花押	大山通江守 屋上 井伊川大宮司 阿蘇院	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 246-247頁
164	牛屋院文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)11月25日 140711025	菊池武廟花押	牛原河内守 屋上 井伊川大宮司 阿蘇院	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第五 牛屋院文書文書写第5 牛屋院文書文書写第5
165	阿蘇家文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)12月7日 140712007	菊池武廟花押	元日の書状 菊池武廟花押	悉々書寫 前件不可用切 質	大日本古文書 同前 大日本古文書 文書写第6 247-246頁
166	牛屋院文書 菊池武廟書院 文書	(年未詳)12月8日 140712008	菊池武廟	牛原河内守 菊池武廟花押	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第五 牛屋院文書文書写第5 牛屋院文書文書写第5
167	折柳文書 川瀬鎮書院 文書	(年未詳)12月19日 140712019	川瀬鎮(高橋六花押)	菊池肥後入直敷装機 前件不可用切 質	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第五 折柳文書文書写第5 折柳文書文書写第5
168	狩谷文書 川瀬鎮書院 文書	(年未詳)12月27日 140712027	川瀬鎮(高橋六花押)	菊池肥後入直敷装機 前件不可用切 質	悉々書寫 前件不可用切 質	熊本県史科中出施第一 狩谷文書文書写第1 247-246頁
169	興福寺文書 高麗貢使參書	元永17年11月8日 141011008	高麗貢使	興福寺主 御書	悉々書寫 前件不可用切 質	興福寺文書文書写第1 247-246頁

170	弁福寺文書	高瀬武相書下文	応永17年11月8日	14101008	高瀬武相料	無縫寺領主が先院主として御院主の地位を拂うて、先院主の地位を拂うて、自らは、百目、外院地を拂はずこと。休院地を拂はずこと。	無縫寺領主が先院主として御院主の地位を拂うて、先院主の地位を拂うて、自らは、百目、外院地を拂はずこと。休院地を拂はずこと。	無縫寺領主が先院主として御院主の地位を拂うて、先院主の地位を拂うて、自らは、百目、外院地を拂はずこと。休院地を拂はずこと。
171	弁福寺文書	高瀬武相書下文	応永17年11月8日	14101008	高瀬武相貢武相利	無縫寺領主が先院主として御院主の地位を拂うて、先院主の地位を拂うて、自らは、百目、外院地を拂はずこと。休院地を拂はずこと。	無縫寺領主が先院主として御院主の地位を拂うて、先院主の地位を拂うて、自らは、百目、外院地を拂はずこと。休院地を拂はずこと。	無縫寺領主が先院主として御院主の地位を拂うて、先院主の地位を拂うて、自らは、百目、外院地を拂はずこと。休院地を拂はずこと。
172	弁福寺文書	高瀬武相書下文	応永18年2月16日	141102016	高瀬武相貢武相花押	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
173	弁福寺文書	高瀬武相書状	応永18年4月10日	141104010	高瀬(貢)花押(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
174	弁福寺文書	高瀬武相書状	応永18年9月24日	141109024	高瀬(貢)花押	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
175	弁福寺文書	高瀬武相書状	応永18年10月10日	141110010	高瀬(貢)花押(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
176	弁福寺文書	高瀬武相定免書状 (正本)	応永18年11月15日	141111015	高瀬(貢)花押(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
177	正観寺文書	和光禪院別院住持状	応永18年11月19日	141111019	和光禪院別院住持(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
178	河島旅店文書	和光禪院別院住持状	応永19年正月11日	141201011	和光禪院別院住持(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
179	寶源院今文書	高瀬武相定免書状	応永20年4月2日	141204002	高瀬(貢)花押(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
180	寶源院今文書	高瀬武相茶付状	応永20年4月2日	141204002	高瀬(貢)花押(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
181	弁福寺文書	高瀬武相書下文	応永21年3月18日	141403016	徳少(貢)花押(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
182	寶源院今文書	高瀬2・油添・入寄 茶付	応永20年3月21日	141403021	高瀬(貢)2・油添・入寄(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
183	正観寺文書	和光禪院別院住持状	応永21年11月21日	141411021	(和光)禪院別院住持(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
184	正観寺文書	和光禪院別院住持状	応永21年12月13日	141412013	(和光)禪院別院住持(花押)	河原村十坊の名前を答へ。	河原村十坊の名前を答へ。	河原村十坊の名前を答へ。
185	木本氏所文書	高瀬武相書状	口永21年12月23日	141412023	相模(貢)高瀬(花押)	相模木山所寺(主)御所	相模木山所寺(主)御所	相模木山所寺(主)御所
186	弁福寺文書	高瀬武相茶付	応永22年3月3日	141703003	高瀬(貢)相模(茶付)	相模木山所寺(主)御所	相模木山所寺(主)御所	相模木山所寺(主)御所
187	小山田文書	高瀬武相茶付	応永25年11月3日	141811030	肥後守(貢)高瀬(茶付)	高瀬(貢)相模(茶付)	高瀬(貢)相模(茶付)	高瀬(貢)相模(茶付)
188	阿蘇家文書	川辺溝筋御書下文	応永26年12月3日	141912003	沙勿(洲川)溝筋(花押)	高瀬肥後守(貢)相模(茶付)	高瀬肥後守(貢)相模(茶付)	高瀬肥後守(貢)相模(茶付)
189	阿蘇家文書	阿蘇家新中免々 等	応永26年6月1日	141906001	肥後守(貢)高瀬(花押)	高瀬肥後守(貢)相模(茶付)	高瀬肥後守(貢)相模(茶付)	高瀬肥後守(貢)相模(茶付)
190	弁福寺文書	高瀬武相茶付	応永26年12月18日	141912016	高瀬武相(相模守)茶付(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
191	弁福寺文書	高瀬武相茶付 茶付	応永26年12月18日	141912018	宇治(貢)水(文)茶付(相模守)茶付(花押)	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所	無縫寺領主御所
192	弁福寺文書	高瀬元新茶付	(延喜30年)6月27日	142030027	(製)元新(花押)	無縫寺	無縫寺	無縫寺

193	廣福寺文書	兵備書狀 日	(延喜30年か)10月2日	142310002	氏種(花押)	前掛御勘院	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書14号
194	兵備寺文書	兵備武相模守御狀 延承31年11月15日	142410105	兵備相模守御狀 利	前掛御勘院	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書11号	
195	兵福寺文書	兵備武相模守御狀 延承32年7月18日	142507018	兵備相模守御狀 利	前掛御勘院	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書12号	
196	西福原寺文書	兵備武相模守御狀 延承32年7月18日	142507018	兵備相模守御狀 利	前掛御勘院	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書13号	
197	廣福寺文書	兵備貞安寺社 延承34年12月2日	142712002	兵備相模守御狀 利	前掛御勘院	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書14号	
198	兵備寺文書	[兵承]55年 8月19日	142808019	兵備御勘院守御狀 花押	東光軒	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第六 220頁	
199	正觀寺文書	兵備持御印狀 正觀2年12月15日	142912025	兵備守御勘院守御狀 花押	同様又次出給	大日本古文書 同國家 文書等第六 220頁		
200	阿蘇家文書	足利義仲御内附等 (永享4年)10月26日	143210026	足利義仲御内附等 利	東光軒	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第三 64頁	
201	阿蘇家文書	通先臣清和公等 (永享4年)11月1日	143211001	通先臣清和公等 利	通上 御御所	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第三 64頁	
202	阿蘇家文書	島山持国書公等 (永享4年)11月1日	143211001	島山持国書公等 利	通上 御御所	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第三 64頁	
203	廣福寺文書	兵備武相模守御狀 永享5年3月27日	143503027	[菊池]沙茶(貞持花押)	前掛御勘院	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書15号	
204	阿蘇家文書	兵備持御印狀 永享5年4月29日	143504029	兵備持御印狀 花押	前掛御勘院	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第六 220頁	
205	廣福寺文書	兵備持御印狀 永享6年2月28日	143602028	兵備持御印狀 花押	黒雲寺	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書16号	
206	廣福寺文書	兵備持御印狀 日か	143602028	兵備持御印狀 花押	(当等)	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第一 17号	
207	清涼寺文書	兵備持御印狀 永享6年3月8日	143603008	兵備持御印狀 花押	清涼寺	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書19号	
208	〔尼後園志〕 所收	[日輪寺建立次第等 事]	143604021	兵備持御印狀 利	日輪寺	悉々謹書	尼後園志 上 卷 205頁	
209	阿蘇家文書	兵備持御印狀 永享7年4月29日	143604029	兵備持御印狀 花押	(甲松三社大別)	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書等第一 18号	
210	河島旅店所文書	兵備持御印狀 〔所收〕	143605020	兵備持御印狀 花押	河大寺	悉々謹書	本文書は複数行を有す る。	
211	兵福寺文書	兵備持御印狀 文	143605020	兵備持御印狀 花押	兵福寺	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書17号	
212	正觀寺文書	兵備持御印狀 永享11年秋12日	143609012	兵備持御印狀 花押	正觀寺	悉々謹書	熊本県史料中出編第一 西日本文書16号	
213	烏津守文書	大内洋世書公 (嘉吉元年)4月10日	144104010	大内洋世書 花押	烏津守	悉々謹書	大日本古文書 同國家 文書26号	

214 潤清寺文書	菊池詩韻実行状	嘉吉2年6月13日	1446/20013	は西院下門後切菊池詩韻(花神)	当寺長老	当寺に行け。寺領を安堵。	金町御用掛地	熊本県史科中世編第一 栗原寺文書20号
215 大宰府天満宮文書	菊池詩韻安堵状	文安元年7月2日	1446/2002	は西院下門後切菊池詩韻(詩韻)	中山入道殿	大島義良の菊池詩韻の承認を承認する もの。他の文書。	懇意無事御用掛地	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三215頁
216 五修文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)10月3日	1446/2003	菊池詩韻(花神)	正觀寺住持者所	主導者の五修が行方不明について、門院所氏が 主導し、その子孫を監督して知らるる詔書。	懇意無事御用掛地	熊本県史科中世編第四 栗原寺文書62号
217 阿蘇家文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)11月14日	1446/1014	菊池沙弥(元菊池詩韻)	山上・后院殿	立廟により、同様に之に大刀、神馬等。	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書24号
218 阿蘇家文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)11月24日	1446/1024	菊池(元桥)詩韻(花神)	大島居前殿	是見15町をもす漢字(いから)こと、この向久 候分(きみそん)は當處(とうしょく)へ承つて、矧(まことに)、矧(まことに)、矧(まことに)、	懇意無事御用掛地	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三216頁
219 大宰府天満宮文書	木野了单持状	文安3年4月5日	1446/0015	木野沙弥(元持)詩韻(花神)	山上・前院殿	是後園山門御所せ。御持分(ごじゆぶん)人足以下の 事。失御所。同前。御持(ごじゆ)より。	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書12号
220 阿蘇家文書	菊池詩韻實行状	正長2年12月15日	1446/2015	宇治阿蘇(元持)詩韻(花神)	山上・菊池御用掛地	高祖への持事奉事の受(うけ)り方(かた)と御(ご)	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書10号
221 阿蘇家文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)2月18日	1446/2016	菊池(元持)詩韻(花神)	そのだ主計殿	当方への贈物(よめい)について、御(ご)を述べる。	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書11号
222 阿蘇家文書	菊池詩韻記錄文書	(年本翻)卯月11日	1446/0011	菊池(持)詩韻(花神)	阿蘇院通之候	高祖の周院の事。不思(ふしき)考(こう)繩(じやう)があつたが、尼(あま)入(いり)れ て、身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。	悉々御白	大宰府本古文書 同拾葉 文書25号
223 相良家文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)4月22日	1446/0022	菊池(持)詩韻(花神)	栗田主計殿	身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。	悉々御白	大宰府本古文書 同拾葉 文書26号
224 実福寺文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)5月22日	1446/0022	菊池(持)詩韻(花神)	栗福寺了空寺	高祖の持物(よめい)の事。持物(よめい)の事。持物(よめい)の事。持物(よめい)の事。	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書158号
225 相良家文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)6月10日	1446/0010	菊池(持)詩韻(花神)	栗田主計九郎	高祖の持物(よめい)の事。持物(よめい)の事。持物(よめい)の事。持物(よめい)の事。	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書169号
226 実福寺文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)6月2日	1446/0002	菊池(持)詩韻(花神)	栗福寺了空寺	去2日の御持(よめい)來(くわ)、音(おと)を断(と)す。	悉々御書	大宰府本古文書 同拾葉 文書169号
227 阿蘇家文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)卯月11日	1446/10011	菊池(持)詩韻(花神)	阿蘇院御用掛	阿蘇院御用掛の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。	悉々御書	大宰府本古文書 中世編第一 栗原寺文書16号
228 五修文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)11月15日	1446/1015	菊池(持)詩韻(花神)	五修院	身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。身(み)の内(うち)の事。	悉々御書	大宰府本古文書 中世編第一 栗原寺文書17号
229 実福寺文書	菊池詩韻實行状	(年本翻)12月20日	1446/2020	菊池(持)詩韻(花神)	栗福寺回堂	栗天の折持(よめい)御(ご)す。	悉々御書	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三73頁
230 大宰府天満宮文書	木野了单持行狀	文安5年1月25日	1448/025	木野沙弥(奉力)	栗福寺	栗天寺御(ご)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。	悉々御書	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三73頁
231 大宰府天満宮文書	木野了单持行狀	(文安5年)11月20日	1448/1025	木野沙弥(口沙弥)(丁口丁寧)	仁(じん)傳(てん)安(あん)院(いん)之候	云に御(ご)行(ゆき)事(じ)かづいたに。が、運(うん)事(じ)かづいたに。が、運(うん)事(じ)かづいたに。	悉々御書	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三73頁
232 大宰府天満宮文書	木野了单持行狀	(文安5年)11月25日	1448/1025	木野沙弥(口沙弥)(丁口丁寧)	大島居前殿	栗天寺御(ご)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。	悉々御書	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三73頁
233 大宰府天満宮文書	木野了单持行狀	文安5年1月25日	1448/1025	木野沙弥(持)詩韻(花神)	大島居前殿	栗天寺御(ご)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。	悉々御書	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三73頁
234 大島居前殿文書	菊池詩韻安堵状	文安5年11月25日	1448/1025	藤原能(能)菊池(為)持(花神)	大島居前殿	栗天寺御(ご)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。木野了单持(よめい)の事。	悉々御書	大宰府・太宰府天満宮 史文書一三73頁

235 太宰府天滿宮 同前	御影堂御所書 (文永5年)11月25日	14481025	御影堂御所書守安則 阿佐古文庫蔵	大和帝・太宰天滿宮 受領者—三三七～214	
236 相良家文書 刻為別安持狀 寔性3年4月1日	145104001	(裏地)馬鹿守(花押)	相良殿・長純 正則之子承高。上御に贈し、十利御執事 不承文書	相良不可存疑 大和本古文書 相良家	
237 正範家文書 寔性元秀書狀 (寔性3年)10月9日	145110009	沙井元秀(花押)	菊池義參 菊池義參	相良不可存疑 正範家書文書第一 相良家書文書第一号	
238 芳椿城威文 伊佐田通基家文 寔性3年月吉日	14540509	伊佐田通基(花押)・通子・通基(花押)・先 達京田通基(花押)・内侍・通基(花押)・左近	無野山御跡御所防 御跡御守(二人)、無野守(右)・通基(左) 後御迹木・山内殿・2村の施行を安堵。 御跡御守内侍・17時移山野の事・此方担当行ひ 内侍野野小寺木田一筋3町3段3畝3段客 后不承文書	御跡御守不可存疑 正範家書文書第一 相良不可存疑 五位文書	
239 五修文書 寔性3年11月3日	145411003	肥後守・菊池為机(花押)	五條院 森林寺元九寺御室金大和 高	肥後守不可存疑 五位文書	
240 象森山光六寺 通基(左)・通基 (右)・通基(中)所見	寔性2年8月4日	145608004	通基御忠臣蔵 御忠臣蔵	後御迹木・山内侍・2村の施行を安堵。 後御迹木・山内侍・2村の施行を安堵。 後御迹木・山内侍・2村の施行を安堵。 後御迹木・山内侍・2村の施行を安堵。	御忠臣蔵不可存疑 五位文書
241 「所見」 所見	寔性3年正月20日	146001020	所木日記 五洋寺納所	五洋寺に付された寺の御所。 後御迹木・山内侍・2村の施行を安堵。	五洋寺不可存疑 五洋寺
242 阿蘇家文書 菊池御研究行状	長禄4年正月26日	146101026	肥後守・菊池為机(花押)	阿蘇大宮司惟忠院 五洋寺衣冠御寺 佐藤口少助	肥後守不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑
243 五洋寺文書 菊池為別安持狀 長禄4年2月18日	146102018	肥後守・菊池為机(花押)	五洋寺衣冠御寺 佐藤口少助	肥後守不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑 五洋寺不可存疑	
244 五洋寺文書 菊池為別安持狀 長禄4年8月3日	146108003	肥後守・菊池為机(花押)	五洋寺御守江守 相良殿御所	肥後守不可存疑 五洋寺御守江守 相良殿御所	
245 相良家文書 生治書狀 長禄4年10月26日	146110026	肥後守・菊池為机(花押)	五洋寺御守江守 相良殿御所	肥後守不可存疑 五洋寺御守江守 相良殿御所	
246 相良家文書 菊池為別安持狀 長禄4年10月26日	146110026	肥後守・菊池為机(花押)	五洋寺御守江守 相良殿御所	肥後守不可存疑 五洋寺御守江守 相良殿御所	
247 相良家文書 菊池為別安持狀 長禄4年10月26日	146110026	肥後守・菊池為机(花押)	子細内守 相良殿・長純 相良殿・長純	子細内守 相良殿御所 相良殿御所	
248 相良家文書 信濃出利書狀 長禄4年10月28日	146110028	信濃石舟(左)・夫利(花押)	相良殿御所 相良殿御所 相良殿御所	相良殿御所 相良殿御所 相良殿御所	
249 相良家文書 山井新経書狀 長	寔性元年11月8日	146111008	山井・相良(花押)	相良殿御所 相良殿御所 相良殿御所	相良殿御所 相良殿御所 相良殿御所
250 小代文書 菊池為別安持狀 寔性6年6月17日	146106017	武為	小代兵庫頭 五條院	小代兵庫頭 五條院	
251 五條院文書 菊池為別安持狀 寔性7年正月23日	146101023	肥後守・菊池為机(花押)	肥後守注江守887・貞宗御所 相良殿御所	肥後守注江守887・貞宗御所 相良殿御所	
252 菊池家文書 通鑑丸・通鑑	寔性7年4月20日	146104020	通鑑丸	通鑑丸 相良殿御所	通鑑丸 相良殿御所
253 清瀬家文書 寔性元年6月23日	146106023	肥後守・菊池忠樹(判)	幸村西堂 幸村西堂	肥後守不可存疑 肥後守不可存疑	
254 三宮大明神 「尼(後)國 志」所見	寔性元年正月19日	菊池土為・通元	三宮社社家中 野辺3町御所の御取奉。	通元御所 通元御所	
255 相良家文書 菊池重朝書狀 (寔性2年)4月9日	146204009	菊池重朝	野邊忠房御所水火桶 相良殿御所	野邊忠房御所水火桶 相良殿御所	
256 清瀬家文書 菊池重朝書狀 寔性3年4月7日	146304007	菊池重朝(花押)	清瀬寺奉材御室 清瀬寺奉材御室	清瀬寺奉材御室 清瀬寺奉材御室	
257 清瀬家文書 寔性3年4月7日	146304007	高瀬沙舟(恭耕花押)	清瀬寺奉材御室 清瀬寺奉材御室	清瀬寺奉材御室 清瀬寺奉材御室	
258 五修家文書 菊池為別安持狀 (寔性4年)10月10日	146910010	肥後守・菊池為机(花押)	五條院 五條院	肥後守忠見泉(10町)を執行。 肥後守忠見泉(10町)を執行。	
259 阿蘇家文書 菊為冬書狀 19日	147208019	菊為冬(花押)	元永山城守殿 元永山城守殿	元永山城守殿 元永山城守殿	

260 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」8月 19日	1472/0019	新造重新花押	阿修羅(傳忠)	御園本堂の上野井下宮御修造の由をもとつたこと。 彦使をもつて示すところに、筆者と同音合し、 送使する。阿修羅本堂宮内から移修御供のこと。 御社の本堂宮内から移修御供のこと。 御社の本堂宮内から移修御供のこと。 御社の本堂宮内から移修御供のこと。 御社の本堂宮内から移修御供のこと。	大日本古文書 同前書 文2523頁
261 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」10 月19日	1472/0019	高嶋重新(花押)	御園次郎右衛門殿	御園次郎右衛門殿	大日本古文書 同前書 文2523頁
262 阿修羅文書	字士為光重書 「文開4年壬申」10 月19日	1472/0019	字士為光(花押)	御園上野介	御園上野介	大日本古文書 同前書 文2523頁
263 阿修羅文書	新造重新丸重状 「文開4年壬申」10 月19日	1472/0019	(既前) 滝村丸、 (既前) 滝村久、	御園船	御園船	大日本古文書 同前書 文2524頁
264 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」10 月19日	1472/0019	武明花押	御園十二社社主木曾家通の事。構造を進むよ ると云ふ。	御園十二社社主木曾家通の事。構造を進むよ ると云ふ。	大日本古文書 同前書 文2524頁
265 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」10 月20日	1472/0020	(既前) 墓原花押	御園上院殿	御園上院殿	大日本古文書 同前書 文2524頁
266 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」10 月21日	1472/0021	墓池重耕	相食殿(角持)	相食殿(角持)	大日本古文書 同前書 文2524頁
267 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」10 月21日	1472/0021	新造重耕	相食殿(名和屋左)	相食殿(名和屋左)	大日本古文書 同前書 文2524頁
268 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開4年壬申」10 月23日	1472/0023	新造重耕花押	阿修羅(性忠)	阿修羅(性忠)	大日本古文書 同前書 文2524頁
269 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開5年癸巳」6月 14日	1473/0069	(既前) 伸哉	新造重耕之使	新造重耕之使	大日本古文書 同前書 文2525頁
270 阿修羅文書	相良為林書き下 「文開5年癸巳」9月 27日	1473/0072	(相良) 为林(花押)	御園御御宿所(重能)	御園御御宿所(重能)	大日本古文書 同前書 文2525頁
271 阿修羅文書	新造重新書き下 「文開5年癸巳」10 月7日	1473/0077	(既前) 重耕花押	御園御御宿所(重能)	御園御御宿所(重能)	大日本古文書 同前書 文2525頁
272 大友家文書目	新造重新書き下人選 「文開10年壬辰」12月 14日	1478/2014	大和守重元選在科・重慶中(重慶行)	御園十郎重耕殿	御園十郎重耕殿	大分県史料三一三四 文書等文書目録494号
273 大友家文書目	新造重新書き下 「文開10年壬辰」12月 14日	1478/2014	伊勢守重宗在科	御園上・御園十郎重耕殿	御園上・御園十郎重耕殿	大分県史料三一三四 文書等文書目録494号
274 大慈寺文書	新造重新書き下 「文開11年7月4日	1479/0704	奥池謙重書	御園大慈寺方丈	御園大慈寺方丈	大分県史料中編第二 文書等文書目録11号
275 相良家文書	新造重新書き下 「文開16年」9月25日	1484/0225	(既前) 重耕花押	柳井式少輔	柳井式少輔	大日本古文書 同前書 文2525頁
276 高瀬寺文書	新造重新(行)伏 「文開17年8月3日	1486/0003	(既前) 重耕(行)伏	高瀬寺首	高瀬寺首	大分県史料中編第一 正令文書類494号
277 正觀寺文書	(文開18年)9月7日	1486/0007	(既前) 重耕(花押)	正觀寺方丈古神跡	正觀寺方丈古神跡	熊本県史料中編第一 正令文書類11号
278 高瀬寺文書	新造重新(行)伏 「文開18年8月12日	1486/0812	(既前) 重耕(花押)	高瀬寺首	高瀬寺首	熊本県史料中編第一 正令文書類10号
279 高瀬寺文書	新造重新(行)伏 「文開19年3月4日	1486/0204	重耕(重後)重耕在科	(既前) 重耕(右衛門重能)	(既前) 重耕(右衛門重能)	熊本県史料中編第四 正令文書類19号
280 五條五文書	新造重新書き下 (年未詳)9月3日	1486/0003	重耕(風林)花押	五條院	五條院	熊本県史料中編第四 正令文書類67号

281	廣福寺文書	菊池為野書状 (年本附) 4月27日	148006027	菊池為野(花押)	利香寺	新羅寺御領の間に渠に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書67号
282	清潤寺文書	菊池為野書状 (年本附) 5月10日	148006010	菊池為野(花押)	圓上寺	清潤寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書22号
283	五條文書	足利義政御筆書写 (年本附) 5月2日	148006002	御料足利筆款	菊池記後守・為野院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書16号
284	五條文書	菊池為野書状 (年本附) 5月15日	148006015	菊池為野(花押)	玉像院	新羅寺御領。伊豫の返済が著。寺に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第四 五条文書69号
285	清潤寺文書	菊池為野書状 (年本附) 7月1日	148070001	菊池為野(花押)	清潤寺	新羅寺御領。寺に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書23号
286	五條文書	菊池為野書状 (年本附) 7月28日	148070028	菊池為野(花押)	玉像院	新羅寺御領。伊豫の返済が著。寺に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第四 五条文書70号
287	舊八幡宮文書	菊池為野新狀 (年本附) 9月2日	149300002	菊池為野(花押)	出田山城守殿	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第三 高麗寺文書23号
288	廣福寺文書	菊池為野新狀 (年本附) 9月22日	149301022	菊池為野(花押)	黑保寺	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書1号
289	廣福寺文書	菊池為野新狀 (年本附) 9月25日	149301025	菊池為野(花押)	黑保寺	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書12号
290	五條文書	菊池為野新狀 (年本附) 11月6日	149311006	菊池為野(花押)	城院(萬葉カ)	新羅寺御領。寺に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第四 五条文書1号
291	舊田氏保留文書	菊池為野新狀一千手書出 (年本附) 11月15日	149311099	藤原葵也(重影花押)	宗舟泊丸	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第四 高麗寺文書17号
292	大内氏役文書	菊池為野新狀 (明治24年) 5月4日	149301004	御前書・大内弘弘	口濱寺	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書1号
293	清潤寺文書	菊池為野新狀 (明治26年) 8月29日	149700029	肥後守(菊池在津)	食曾寺中八前院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書1号
294	舊田氏八幡宮文書	菊池為野新狀 (明治26年) 12月12日	149712012	肥後守(菊池在津)	大宝院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書1号
295	西前院寺文書	菊池為野新狀 (明治27年) 9月14日	149800014	(肥前)菊池見(津)・(肥)菊池(花押)	阿蘇山御守中前院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書71号
296	西前院寺文書	菊池為野新狀 (明治28年) 9月9日	149800009	久・久・久	志岐二前院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第四 志岐文書10号
297	西前院寺文書	菊池為野新狀 (明治28年) 9月10日	149800010	(肥前)菊池見(津)・(肥)菊池(花押)	菊池記後守中前院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書71号
298	志岐文書	菊池為野新狀 (明治28年) 12月18日	149912018	肥後守(菊池在津)	志岐二前院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県史料中古編第一 高麗寺文書71号
299	自家便文書	二 自家便文書 (昭和19年) 3月30日	150000030	(肥川)波元佐利	菊池記後守中前院	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県立美術館所蔵 大友家文書245号
300	大家家文書	足利義高御印付状 (昭和19年) 3月30日	150000030	御料足利筆款	大友家	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	大友家文書三一五 大友家文書342号
301	梅川源氏文書	安富元家書状 (昭和19年) 4月7日	150004007	安富元家在明	元町井水抄	新羅寺御領の間に渠を引いた。跡地。道林。恐々白	熊本県立美術館所蔵 大友家文書246号

302	五條文書	宇土爲光書狀 （文永元年か）6月13 日	1591/06/13 [宇土國光花押]	五條館 御津守與守一、河野六郎 範、伊東十郎、源兵衛、 水太郎、宗家、少將、 大友、三好、大内、近江、 丹波、羽柴、朝倉、伊豫、 相模、宮内少輔、有馬、 河守院	当家の事、老いた様のひより、今月1日に難 病、代々の親に任せ、出仕する。う。	悉々讀書	熊本県史料中編第四 玉五文書73号
303	宇土・福川家 官印傳付書行入書 （文永元年6月13 日）	1591/06/113 加賀貢守・大和守	大友・高麗追出事、治めの諸官書内文書等の 代役任と申す。大内、近江、丹波、朝倉、伊豫、 相模、宮内少輔、有馬、河守院	仍執事如伴 熊本県立美術研究所蔵	大友家文書目録64号	大友家文書目録57号	
304	宇土・福川家 官印傳付書行入書 （文永元年6月13 日）	1591/06/125 鶴川/石坂大助貢元 日	大内體追出告事、治めの諸官書内文書等の 代役任と申す。大内、近江、丹波、朝倉、伊豫、 相模、宮内少輔、有馬、河守院	仍執事如伴 熊本県立美術研究所蔵	大友家文書目録57号	大友家文書目録21号	
305	忠林文書	鷹狩武運院行状 （文永元年6月5 日）	1591/06/005 鶴池武運（花押）	天舞一揆中 山上、鶴間山万葉院	大内體追出告事、治めの諸官書内文書等の 代役任と申す。大内、近江、丹波、朝倉、伊豫、 相模、宮内少輔、有馬、河守院	悉々讀書	熊本県史料中編第四 大友・本吉文書 相良家 文書23号
306	阿蘇家文書	雄略等寄進書 文永元年6月7日	1591/03/007 越前守重能寄進書（花押）	山上、鶴間山万葉院	大内體追出告事、治めの諸官書内文書等の 代役任と申す。大内、近江、丹波、朝倉、伊豫、 相模、宮内少輔、有馬、河守院	悉々讀書	熊本県史料中編第四 大友・本吉文書 相良家 文書23号
307	阿蘇家文書	雄略等寄進書 文永元年6月7日	1591/03/007 城越新守寄進書（花押）	山上、鶴間山万葉院	大内・十年七月五日「鷹池武運院行状」所載と ぞうけられさせた内容は、前項と きの説合會事、新所と うりけられさせた内容は、ここと ての説合は別だ。信せをもつた。	悉々讀書	熊本県史料中編第四 忠林文書22号
308	忠林文書	天舞一揆見の實書 文永元年7月	1591/07/009	打復、栗原寺守番館中	天舞一揆見の實書 （文永元年8月29日 付）	悉々讀書	熊本県史料中編第一 忠林文書15号
309	福圓寺文書	城越繪状 文永元年8月29日	1591/08/029 〔城越〕董基益花押	福圓寺 （文永元年8月29日 付）	肥前國名石原山萬葉院寺寄稿事に關 して、永代守護室也之は、 肥前國寺守中 守護事也之は、 如井	悉々讀書	熊本県史料中編第一 福圓寺文書04号
310	福圓寺文書	宇土宮光久書下 文永元年8月29日	1591/08/029 宇土・源原能益宣丸	福圓寺 （文永元年8月29日 付）	肥前國寺守中 守護事也之は、 肥前國寺守中 守護事也之は、 如井	悉々讀書	熊本県史料中編第一 福圓寺文書04号
311	宇土・福川家 官印傳付書行入書 （文永元年10月2日 日）	1591/10/002 安富貢守・元家 日	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	悉々讀書	大分県史料三一～三四 大友家文書目録50号
312	大友家文書 官印傳付書行入書 （文永元年10月2日 日）	1591/10/002 在利	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書23号
313	相良家文書	鷹池武運行狀 （文永2年3月9日 日）	1592/03/009 鶴池武運（花押）	相良殿（長袖）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書23号
314	相良家文書	鷹池武運行狀 （文永2年4月23日 日）	1592/04/23 鶴池武運（花押）	相良殿（長袖）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書23号
315	相良家文書	鷹池武運行狀 （年永3年10月30日 日）	1592/10/000 鶴池武運（花押）	相良殿（長袖）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書23号
316	相良家文書	鷹池武運行狀 （文永2年10月24日 日）	1592/10/024 鶴池武運（花押）	相良殿（長袖）	大友・高麗追出告事、大和守底原在利、大和守底原在利 （文永元年10月2日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書23号
317	相良家文書	杜長命免差遣文書 （文永2年11月4日 日）	1592/11/004 相良長命	栗池武運御聞報 （文永2年11月4日 日）	大友・高麗追出告事 （文永2年11月4日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書25号
318	相良家文書	栗池武運行狀 （年永3年12月18日 日）	1592/12/18 栗池武運（花押）	相良殿（長袖）	栗池武運御聞報 （文永2年11月4日 日）	悉々讀書	大日本古文書 相良家 文書26号
319	福圓寺文書	知持武運書狀 （文永3年3月21 日）	1593/03/21 〔福圓寺〕	黒福寺 （文永3年3月21 日）	栗池武運御聞報 （文永2年11月4日 日）	悉々讀書	熊本県史料中編第一 福圓寺文書03号
320	五條文書	宇土爲光書狀 （年永3年6月13 日）	1593/06/013 [宇土國光花押]	五條館 黒福寺 （年永3年6月13 日）	栗池武運御聞報 （文永2年11月4日 日）	悉々讀書	熊本県史料中編第一 五条文書72号

321	阿蘇家文書 知能院通書立写	「文」(3年癸未) 9月 24日	15030024	菊池惣選花押	竹崎義守通書立	去々年以來、木山の事を阿須院通し日々伝え ている。きっと御に人部るよう、伝てて欲し恐々書 い。	大日本古文書 同前文書写第9 文書 265頁
322	阿蘇家文書 知能院通書立写	「文」(3年癸未) 9月 27日	15030027	菊池惣選花押	阿蘇院(性長)	木山の町と御事。以前申したよりに、是々 人部されよ」と。是々 悉々毫白	大日本古文書 同前文書写第9 文書 265頁
323	相良家文書 知能院通書立	(文)3年(10月)21日	15031021	(菊池惣選花押)	相良院(義範)	当院地邊に起きた事。西一里北ノ山は 人部して申すと御事。是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
324	相良家文書 知能院通書立状	(文)3年(11月)4日	15031104	(菊池惣選花押)	阿蘇院(性長)	當院地邊に起きた事。西一里北ノ山は 人部して申すと御事。是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 260頁
325	相良家文書 知能院通書立	(文)3年(11月)7日	15031107	(菊池惣選花押)	相良院(義範)	當院地邊に起きた事。西一里北ノ山は 人部して申すと御事。是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 261頁
326	阿蘇家文書 私	「文」(3年癸未) 12 月19日	15031209	武蔵花押・地上扇介組墨(左)・隈形兵 少輔通書立花押・毘多花押	竹崎惣選花押・利山 義國	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
327	「元」(2年)正月 吉川家文書 貞基通書立人選	永正元年(2月)14日	15040214	大和守・前船守	大和守・前船守	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
328	清洲寺文書 其	知能院通書立 (永)元年(3月)21日	15040321	(津)上介(清洲寺花押)・山鹿通黒(清洲寺花 押)	山鹿通黒(清洲寺花押)	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
329	清洲寺文書 其	知能院通書立 (永)元年(3月)21日	15040321	(津)	行舟	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
330	「元」(2年)正月 吉川家文書 貞基通書立状 所存	永正元年(11月)3日	15041103	武治判	阿蘇山裏地御田中 通	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
331	吉川家文書 知能院通書立 其	(年奉計)重陽	15040909	(菊池惣選花押)	(示口印)	重陽の祝祭として、名代七士の引菴をす。 別姓五名(清洲寺花押)を守候と先例にて仕合 せ。是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
332	慶應寺文書 知能院通書立状	永正2年(8月)5日	15050806	(菊池惣選花押)	慶應寺	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
333	阿蘇家文書 賀延氏家延喜書立 關	永正2年9月5日	15060906	小森西前・兵庫 通書立	是々毫白	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁
334	阿蘇家文書 阿蘇性長記通書文等	永正2年9月6日	15060906	阿蘇性長	(菊池惣選花匠)	是々毫白	大日本古文書 同前文書写 文書 265頁





自家便賀一二 土子屋川家 大内體良書状 函	358 大島源文書	(永正14年)7月25日 151701025 大内左近大内義廉在利	上 葵山城築城説	賃借のこと、既後間の使者若出文書等の件等 を後置などとし、(永正14年)7月25日 に御用印なされ、恐々謹言	新本県立美術館所蔵
大友義長書状 〔永正16年〕8月28日 15180028 大友義長(印)	359 大島源文書	(永正16年)8月28日 15180028 大友義長(印)	田嶋石光亮鏡	大手前・太宰島天宮 守川勢一四四十五圖	新町木市史文庫第三 本文書2号
織子木綿員狀 〔永正16年〕3月3日 15190003 織子木綿員(印押)	360 本絹文書	(永正16年)3月3日 15190003 織子木綿員在利	本郷山城頃御鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊池重治書状 〔永正16年〕3月3日 15190003 菊池重治(印押)	361 本絹文書	(永正16年)3月3日 15190003 菊池重治(印押)	[ ] 附面口	悉々謹言	大分県文科三一三四 大分県文書1号
菊池重治書状 〔永正16年〕7月2日 15190002 菊池重治(印押)	362 本絹文書	(永正16年)7月2日 15190002 菊池重治(印押)	本郷山城守鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第二 本文書1号
織子木綿員狀 〔永正16年〕7月2日 15190002 織子木綿員(印押)	363 本絹文書	(永正16年)7月2日 15190002 織子木綿員在利	本郷山城守御所	悉々謹言	新町木市史文庫第二 本文書2号
織姫八幡宮文 織子木綿員狀 永正16年8月15日 15190015 織子木綿員(印押)	365 番	織姫八幡宮文 菊池重治書状 〔永正16年〕2月6 15191026 菊池重治(印押)	織姫宮社中 織姫八幡宮文書25号	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
織姫八幡宮文 菊池重治書状 〔永正17年〕6月18日 15200018 菊池重治(印押)	366 本絹文書	〔永正17年〕6月18日 15200018 菊池重治(印押)	本郷山城守鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊池重治書状 〔永正17年〕6月18日 15200018 菊池重治(印押)	367 本絹文書	〔永正17年〕6月18日 15200018 菊池重治(印押)	菊池八幡宮社供借中 菊池重治(印押)	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊池重治書状 〔永正17年〕6月18日 15200018 菊池重治(印押)	368 本絹文書	〔永正17年〕6月18日 15200018 菊池重治(印押)	本郷山城守鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
大津津山家文 菊池重治書状 〔永正17年〕6月28日 15200020 菊池重治(印押)	369 大津津山家文書	〔永正17年〕6月28日 15200020 菊池重治(印押)	大津山道三重鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮書 〔永正17年〕6月13 152000113 菊留宮(印押)	370 菊留宮文書	〔永正17年〕6月13 152000113 菊留宮(印押)	宮萬主 宮萬主	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊池重治書状 〔永正17年〕8月7日 152000007 菊池重治(印押)	371 久保文書	〔永正17年〕8月7日 152000007 菊池重治(印押)	久保山中野少輔鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊池重治書状 〔永正17年〕8月7日 152000007 菊池重治(印押)	372 三代文書	〔永正17年〕8月7日 152000007 菊池重治(印押)	三代河内守鏡	悉々謹言	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮包院行杖 糸正17年9月30日 152000020 菊留宮(印押)	373 志枝文書	糸正17年9月30日 152000020 菊留宮(印押)	志枝御正少輔弘鑑	守一之内月日30日・同所大野1度・近山之 30日前行杖。同所大野1度・近山之 30日前行杖。	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮所 〔永正2年8月16日 152000116 菊留宮(印押)	374 菊留宮文書	〔永正2年8月16日 152000116 菊留宮(印押)	雨幡寺	河内守鏡 河内守鏡	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮所 〔永正3年〕6月6日 15200106 菊留宮(印押)	375 本絹文書	〔永正3年〕6月6日 15200106 菊留宮(印押)	本郷七郎鏡	今の防身・腰袋(二つ)、一箇をなした。 腰袋(二つ)を与	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮所 〔永正4年〕6月20日 15201020 菊留宮(印押)	376 本絹文書	〔永正4年〕6月20日 15201020 菊留宮(印押)	新田大学所蔵新田研究 文庫	腰袋(二つ)を与	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮所 〔永正4年〕正月28日 15201028 菊留宮(印押)	377 菊留宮文書	〔永正4年〕正月28日 15201028 菊留宮(印押)	新田中庸三鏡	金司助出之以 新町木市史文庫第三 本文書3号	
菊留宮所 〔永正5年〕12月12日 15251212 菊留宮(印押)	378 志枝文書	〔永正5年〕12月12日 15251212 菊留宮(印押)	志枝又次文鏡	春公の贈與 刀一頭を承諾として付	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮所 〔永正5年〕12月12日 15251212 菊留宮(印押)	379 志枝文書	〔永正5年〕12月12日 15251212 菊留宮(印押)	志枝又次文鏡	菊留名字の上に之を、刀一頭を承諾として付	新町木市史文庫第三 本文書3号
菊留宮所 〔永正7年〕2月29 15270229 菊留宮(印押)	380 稲田文書	〔永正7年〕2月29 15270229 菊留宮(印押)	田真鏡	田の邊に通す道は通じたが、それが間へ入つ るから、力の衰弱の事に之を心配する。あり がたい。その衰弱の事に之を心配する。	新町木市史文庫第三 本文書3号

381	津野田文書	船尾守治行狀	享保2年3月23日	112902023	記後守(花押)	角田右衛門(印跡)	角田右衛門(印跡)	玉名郡東郷之内南村計36戸・小原2之内20戸(任免帳、全可領) 熊本県史料中西編第三花押は翁治重治の真
382	相良宗任文書	足利義晴御遺書等	享保2年5月20日	112902020	御印足利義晴	萬松庵(印跡)	萬松庵(印跡)	山口県史研究会 著者、如何 18号
383	相良宗任文書	細川常重書文等	(享保2年5月26日)	112902026	恒相繼川重富	上	上	山口県史研究会 著者、如何 18号
384	相良宗任文書	大内義清書文等	(享保4年以前)7月3日	153103003	大内義清	人名について詳説用語するよう頭内にあり、上	悉々譲言	山口県史研究会 著者、如何 18号
385	大曾根正五郎文書	足利義晴御内書	(享保4年)3月14日	153103014	足利義晴	筋文に記載され、台力に少しき意図がある。私どもに心地よい。元力・新吉が持つてから現る。私どもに心地よい。元力・新吉が持つてから現る。	悉々譲言	山口県史研究会 著者、如何 18号
386	大曾根正五郎文書	足利義晴御内書	(享保4年)3月14日	153103014	足利義晴	宮台の極に至り。太力・義勝持つてのれぬ。	悉々譲言	天明四書館稿本ノフリ77 B3号77—78頁
387	阿蘇山方文書	阿蘇古都風林草写	享保4年4月6日	153104006	阿佐古都少輔能真利	太力・内書を基つた。神妙なる道を記した。	悉々譲言	天明四書館稿本ノフリ77 B3号78頁
388	五條文書	朝池重治・伏	(享保2年)5月15日	153202015	朝池重治(花押)	先生の字により。無沙少。立脚の極に至り、	悉々譲言	肥前国志 下(第7回) 社30頁
389	西安寺文書	寛延重治書	(享保2年)5月19日	153202019	寛延重治(花押)	臣平名をめぐらす。19歳を過ぎて、	悉々譲言	肥前国志 下(第7回) 社30頁
390	木端文書	寛延重治書	(享保2年)5月13日	153202013	寛延重治(花押)	萬松庵のもの。19歳を過ぎて、	悉々譲言	肥前国志 下(第7回) 社30頁
391	五條文書	寛延重治御内狀	(享保2年)5月9日	153202009	寛延重治(花押)	足利義晴に之き。その宵として30歳を过了。	悉々譲言	肥前国志 中(第7回) 五木文書10号
392	五條文書	付	(享保2年)5月11日	153202011	(田嶋宮内) 朝池重治(花押・山上治少輔・長原(花押))	山嶋殿・小田嶋・山上治少輔の3時	悉々譲言	肥前国志 中(第7回) 五木文書10号
393	相良宗任文書	寛延重治安政伏	(享保2年)5月12日	153202012	繩原(菊痴)重治	八代郡・益城郡當番24歳の安堵。	悉々譲言	大木古文書 明良家 文23024書
394	相良宗任文書	寛延重治書	(享保2年)5月26日	153202026	(朝池重治)花押	朝夕により。ほほも重等ではなし。もじ等ではなし。と申されていよいよ。10歳	悉々譲言	大木古文書 明良家 文23024書
395	相良博正五郎文書	寛延重治書	(享保2年)5月26日	153202026	寛延重治(花押)	萬松庵御選所	悉々譲言	東洋大学史料館所蔵 真鍋
396	木端文書	寛延重治書	(享保2年)7月17日	153202017	寛延重治(花押)	本郷七助	萬松庵御選所	東洋大学史料館所蔵 野野村
397	木端文書	寛延重治書	(享保2年)7月26日	153202026	寛延重治(花押)	本郷七助	萬松庵御選所	東洋大学史料館所蔵 野野村
398	廣福寺文書	寛延重治書	(享保2年)1月4日	153211004	寛延重治(花押)	萬福寺寺主	萬福寺御選所	悉々譲言
399	木端文書	寛延重治書	(享保2年)1月18日	153221018	(朝池重治)花押	本郷七助	萬福寺御選所	悉々譲言
400	西安寺文書	寛延重治書	(享保2年)1月13日	153221013	寛延重治(花押)	西安寺	萬福寺の折隣敷地に御詫。	悉々譲言
401	西安寺文書	寛延重治書	(享保2年)2月24日	153221024	寛延重治(花押)	西安寺	萬福寺の折隣敷地に御詫。	悉々譲言
402	牛島文書	大内佐左近大夫・義清御内狀	(天保2年)11月21日	153211021	大内佐左近大夫・義清	上	出張して、本郷に仕合れ、めでたし。、よつ	肥前国志 中(第7回) 五木文書10号
403	大曾根正五郎文書	予木善三郎御内狀	(天保3年)正月2日	1534021002	予木善三郎御内狀	萬口隱庵(承貴)	御詫造計のものに、最後面に恭厚な奥門六人、祝善。悉々譲言	大曾根正五郎 文書1—362頁
404	大曾根正五郎文書	田島重質貢狀	(天保3年)正月14日	153401014	田島重質(花押)	大曾根貢	その底質筑の立場。是れに仕合はねない。ほどおりたゞひと割く事など。即ちの様、既にいたる。二元の御詫二用があれば、承る。	大曾根正五郎 文書1—362頁

405	大宰府天皇御 詩撰文書	刺失體御宗書状 〔足後國志〕	天文3年正月14日	153401014	右兵衛佐(東)大輔前花押	大輔前花 印、件付	可波利内氏長6 丈、太宰天皇宮 御文書。大輔前花 印、件付	
406	相良家文書 〔所存〕	刺失體御宗書状 〔足後國志〕	(天文3年)正月15 日	153401015	刺失體御 〔足後國志〕	刺失體御 〔足後國志〕	行宮に申し出 たところ、心込 めを報じ、承認が ござります。	
407	熊子木文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文3年)正月1日	1534010101	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御木三川の内陸を出でて、 現在在城件 置。件についての 御見送りを申し聞 候。件付	
408	相良家文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文3年)正月1日	1534010101	〔足後國志〕	〔足後國志〕	件附につき、 御見送りを申し 聞候。件付	
409	相良家文書 〔足文〕	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文3年)正月12月6 日	153401206	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申し 聞候。件付	
410	牛島文書	大内守體御宗書状 〔足文〕	(天文3年)正月17 日	15340117	大内守(左)大輔前 花押	大内守(左)大輔前 花押	御見送りを申し 聞候。件付	
411	吉志家文書 〔足文〕	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文3年)正月23日	153401023	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申し 聞候。件付	
412	阿蘇山古文 〔所存〕	〔足後國志〕 貢差寄進状 〔足文〕	天文3年9月3日	153409003	貢差明	日引与右衛門御御宣花押、また其見解 御見送りを申し聞候。件付	御見送りを申し 聞候。件付	
413	本郷文書 〔伏〕	菊氏氏臣近差進書 〔足文〕	(天文3年)10月19日	15341019	少將(左)大輔前 花押	少將(左)大輔前 花押	御見送りを申し 聞候。件付	
414	益子木文書 〔足文〕	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文4年)9月	153509009	無子木(左)入道親良、兼心	益子木(左)入道親良、 兼心	御見送りを申し 聞候。件付	
415	本郷文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文4年)9月7月2日	153507002	刺失體御宗書状 〔足文〕	本郷七左衛 門	本郷七左衛 門	御見送りを申し 聞候。件付
416	本郷文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文4年)9月23日	153509023	刺失體御宗書状 〔足文〕	本郷七左衛 門	本郷七左衛 門	御見送りを申し 聞候。件付
417	相良家文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文4年)9月5日	153509006	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申し 聞候。件付	
418	平井坊文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	天文4年12月3日	153512003	〔足後國志〕	竹崎山平井坊	平井坊に申聞。 一泊御宿。今度の 御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	
419	相良家文書	刺失體御宗書状 〔足文〕	(天文5年)6月3日	153606000	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	
420	相良家文書	大友體御宗書状 〔足文〕	(天文5年)6月5日	153606005	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	
421	相良家文書	大友體御宗書状 〔足文〕	(天文5年)7月16日	15360716	大友(左)備臣	大友(左)備臣	御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	
422	相良家文書 〔伏〕	〔足文〕	(天文11年)6月3日	154206003	三条吉公(左)備臣	三条吉公(左)備臣	御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	
423	西原院寺文書	僧子木宿心書状 〔足文〕	天文13年2月19日	154402019	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	
424	西原院寺文書	僧子木宿心書状 〔足文〕	(天文13年)3月22日	154403022	〔足後國志〕	〔足後國志〕	御見送りを申す事 なし。成程には、「 此處に御宿」と申 す。	

475 相良家文書	織子木原心経状 (天文14年正月8日)	1545010008	織子木原心経状 (田地・裏質状在押)	相良殿御用印(長押)	年始の様序一通寺寺・森崎前守の印(通し)に より。後事を承る事無き所に當事者があつたことにつ る。後事面使事無き所の事無事あるよう、伝 西郷部のこと。相良系源の直通するよう、伝 入ること。	悉々書	大日本古文書 相良家
476 相良家文書	田地裏質状 (天文14年正月8日)	1545010009	田地裏質状 (田地・裏質状在押)	相良殿御用印(長押)	後事面使事無き所の事無事あるよう、伝 西郷部のこと。相良系源の直通するよう、伝 入ること。	悉々書	大日本古文書 相良家
477 相良家文書	田地裏質状 (天文14年正月9日)	1545010010	田地裏質状 (田地・裏質状在押)	相良殿御用印(長押)	後事面使事無き所の事無事あるよう、伝 西郷部のこと。相良系源の直通するよう、伝 入ること。	悉々書	大日本古文書 相良家
478 相良家文書	田地裏質状 (天文14年正月21)	1545010021	田地裏質状 (田地・裏質状在押)	相良殿御用印(長押)	後事面使事無き所の事無事あるよう、伝 西郷部のこと。相良系源の直通するよう、伝 入ること。	悉々書	大日本古文書 相良家
479 相良家文書	薪心通書状 日	1545010020	薪心通書状 日	相良殿御用印(長押)	薪心通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。 母寄御は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
480 相良家文書	薪心通書状 日	1545010029	薪心通書状 日	相良殿御用印(長押)	薪心通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
481 相良家文書	薪心通書状 日	1545120106	薪心通書状 日	相良殿御用印(長押)	薪心通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
482 相良家文書	薪心通書状 日	1545120106	薪心通書状 日	相良殿御用印(長押)	薪心通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
483 薩	織子木原心経状 薪狀	154600030	織子木原心経状 薪狀	相良殿御用印(長押)	織子木原心経状の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
484 相良家文書	薪心通書状 薪狀	154600000	薪心通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪心通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
485 相良家文書	薪先通書状 薪狀	154610003	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
486 相良家文書	薪先通書状 薪狀	154610003	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
487 西前院家文書	織子木原心経状 (天文17年正月7月 6日)	154807000	織子木原心経状 (天文17年正月7月 6日)	西前院御用印中 西前院御用印中	織子木原心経状の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	西前院家文書 相良家
488 西前院家文書	織子木原心経状 (天文17年正月7月 25日)	154807025	織子木原心経状 (天文17年正月7月 25日)	西前院御用印中 西前院御用印中	織子木原心経状の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	西前院家文書 相良家
489 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000010	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
490 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000010	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
491 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000010	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
492 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000010	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
493 今井書店所蔵 文書	薪先通書状 薪狀	155000010	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	今井書店所蔵 文書
494 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000024	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
495 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000008	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
496 相良家文書	薪先通書状 薪狀	155000004	薪先通書状 薪狀	相良殿御用印(長押)	薪先通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大日本古文書 相良家
497 大友家文書	大友通書状 薪狀	155000010	大友通書状 薪狀	立田兵庫守御印	大友通書の持手を承る。官位の印を留め、当 時薪心通は「通商」二字在。	悉々書	大友家文書 相良家

448	合志文書(肥後國志) 所収 奈良市郷土資料館蔵武書文書	(天文19年)9月20日	155000020	菊池郷武	合志山城守殿	新19日に海守においての忠義を彰贈。形状、形状、 相良家文書	19日、中世 合志文書 1号	悉々讀書
449	合志文書(肥後國志) 所収 奈良市郷土資料館蔵武書文書	(天文19年)9月20日	155000020	菊池郷武	合志山城守殿	新10月守守においての忠義を彰贈。形状、形状、 相良家文書	肥後國志 上(備前 社)10頁	悉々讀書
450	相良家文書	菊池郷武書状	(天文19年)5月15日	155000115	[菊池郷武]花押	相良郷(菊池)	大日本古文書 相良家 文書441号	悉々讀書
451	相良家文書	菊池郷武書状	(天文19年)5月19日	155000119	[菊池郷武]花押	相良郷(菊池)	大日本古文書 相良家 文書442号	悉々讀書
452	熊本文書	菊池郷武書状	(天文19年)5月25日	155000125	菊池郷武]花押	野中主水花御殿	肥後國志中(備第一 熊子木水文書)	悉々讀書
453	相良家文書	菊池郷武書状	(天文19年)6月1日	155000001	[菊池郷武]花押	相良郷(菊池)	大日本古文書 相良家 文書446号	悉々讀書
454	相良家文書	菊池郷武記文	(天文19年)6月1日	155000001	[菊池郷武]花押	相良郷(菊池)	大日本古文書 相良家 文書445号	悉々讀書
455	相良家文書	菊池氏家正彦書	(天文19年)6月2日	155000002	[菊池氏家正彦]花押	菊池御殿御宿所 [合弘]綱守(花押)	大日本古文書 相良家 文書447号	悉々讀書
456	相良家文書	菊池郷武書状	(天文19年)6月9日	155000009	[菊池郷武]花押	相良郷(菊池)	大日本古文書 相良家 文書449号	悉々讀書
457	相良家文書	菊池郷武書状	(天文19年)6月9日	155000009	[菊池郷武]花押	相良郷(菊池)	大日本古文書 相良家 文書450号	悉々讀書
458	相良家文書	菊池氏家正彦書	(天文19年)6月9日	155000009	[菊池氏家正彦]花押	神祇御殿御宿所(菊池 守)花押	大日本古文書 相良家 文書453号	悉々讀書
459	合志文書(肥後國志) 所収 奈良市郷土資料館蔵武書文書	(天文19年)6月30日	155000300	菊池郷武	合志山城守殿	肥後國志 上(備前 社)310頁	悉々讀書	
460	合志文書(肥後國志) 所収 奈良市郷土資料館蔵武書文書	(天文19年)7月2日	155001002	菊池郷武	合志山城守殿	肥後國志 上(備前 社)310頁	悉々讀書	
461	相良家文書	菊池郷武書状	(天文19年)7月4日	155001004	菊池郷武]花押	相良溝添太郎御殿	肥後國志中(備第一 熊子木水文書)	悉々讀書
462	熊本文書	菊池郷武書状	(天文19年)7月8日	155001006	[菊池郷武]花押	野中四郎	肥後國志 上(備前 社)310頁	悉々讀書
463	相良家文書	菊池郷武書	(天文19年)7月17日	155000017	[小原雲元]花押	相良溝添太郎、吉屋京守 [相良]花押	肥後國志中(備第一 熊子木水文書)	悉々讀書
464	相良家文書	菊池郷武書状	(天文20年)2月28日	155101028	菊池郷武]花押	相良郷	大日本古文書 相良家 文書448号	悉々讀書
465	豊野田文書	菊池郷武・別閑酒	(天文20年)3月正月 (2日)	155101112	[菊池郷武]花押	[相良]花押	肥後國志中(備第一 熊子木水文書)	悉々讀書

466	津野田文書	施設軒抱定印行 目	天文22年正月23日	1553/01/23	藤宅(花押)	津野田丹波監鑑	玉名郡之内木文田印押・山本郡之内斎子3町・全守領地之 所、内々の内保・所約を保有・施行。別打置き。	熊本県史料中編第三 熊本県文書局	
467	津野田文書	施設軒抱定印行 (天文22年)2月20日	1553/02/20	藤也(藤武)花押(用)	津野田丹波監鑑	津野田丹波監鑑	山本郡之内施設軒抱定印行。	悉々通書	
468	津野田文書	施設軒抱定印行 (天文22年)3月3日	1553/03/03	藤也(藤武)花押(用)	津野田丹波監鑑	津野田丹波監鑑	施設軒抱定印行。(名に付して)施設が墨 二二もの様に「港」を造られ、定かしくい。 二二もの様に「港」を造られ、定かしくい。	悉々通書	
469	津野田文書	施設軒抱定印行 (天文22年)7月5日	1553/07/05	藤宅(花押)	津野田丹波監鑑	津野田丹波監鑑	二二もの様に「港」を造られ、定かしくい。 二二もの様に「港」を造られ、定かしくい。	悉々通書	
470	阿福品文書	施設軒抱定印行 (年次割)2月3日	1553/02/03	藤也(藤武)花押(用)	西前兵衛印	西前兵衛印	可為左近也	新潟市史文書第二 新潟市文書局	
471	田尻文書	施設軒抱定印行 (年次割)2月16日	1553/02/16	藤也(藤武)花押(用)	田尻桂川守印・田尻左守印	田尻桂川守印・田尻左守印	通より申す。巨鹿の音便に付丸。	悉々通書	
472	木根文書	施設軒抱定印行 (年次割)2月16日	1553/02/16	藤也(藤武)花押(用)	本郷七郎印	本郷七郎印	多年の通ひにつき。施設軒抱定印字の地図 新・北分二町にて施行。	悉々通書	
473	伊田文書	施設軒抱定印行 (年次割)2月16日	1553/02/16	藤也(藤武)花押(用)	伊田田原社印	伊田田原社印	通事2高麗より申す。	悉々通書	
474	猪崎八幡宮文 書	施設軒抱定印行 (年次割)2月13日	1553/02/13	藤也(藤武)花押(用)	猪崎宮家事中	猪崎宮家事中	人間の新博請を受取る所。	悉々通書	
475	施田寺文書	施設軒抱定印行 (年次割)3月11日	1553/03/11	藤也(藤武)花押(用)	施田寺	施田寺	前日の未承認。施設軒抱定印の札札。 無事の状況を報告。當時、施武は「施清」に 所在。	悉々通書	
476	相良家文書	施設軒抱定印行 (年次割)3月15日	1553/03/15	藤也(藤武)花押(用)	相良院	相良院	合志前守印・合志前守 少輔印・先代貞守印・合志山城 合志山城守印・合志山城	大倭佐司「平井大介文 書」の合志山城守印と合志山城 相良院の印と記載する。二号、13 号。	
477	合志山城(所記) 後園主印	施設軒抱定印行 (年次割)6月14日	1553/06/14	藤也(藤武)花押(用)	相良院	相良院	その名の、かわいがなこと、姓思忍の「御園」 所重慶などに、こちらを承るべく、申安西	大日本古文書 相良家 文41号	
478	相良家文書	施設軒抱定印行 (年次割)7月15日	1553/07/15	藤也(藤武)花押(用)	相良院	相良院	先日不図参照したところ、丁寧に対応いたが、 ありがとうございました。お由上に詔じし旨、若 通直後申上候。承りません。	大日本古文書 相良家 文41号	
479	平井文書	施設軒抱定印行 (年次割)8月20日	1553/08/20	藤也(藤武)花押(用)	竹崎山平井坊	竹崎山平井坊	通より申しあげたまき、悉々通書	尼山園主 上(傳) 社229頁	
480	猪崎八幡宮文 書	施設軒抱定印行 (年次割)10月8日	1553/10/08	藤也(藤武)花押(用)	宮貢坊・三浦丸治郎少 輔印・其外社中	宮貢坊・三浦丸治郎少 輔印・其外社中	入門新得として、帶表を受取ることの跡。	悉々通書	
481	河島旅店所文 書	施設軒抱定印行 (天文23年)2月29日	1554/02/29	藤也(藤新)花押(用)	萬野右二出頭	萬野右二出頭	萬野右二出頭所置の跡を承認。	悉々通書	
482	後園主印	施設軒抱定印行 (年次割)7月5日	1554/07/05	藤也(藤新)花押(用)	相良院(清庄)	相良院(清庄)	萬野の體の花形につづ。神持もつて施設軒抱 定印を承認。清(つ)-上・村屋清と相良院(清 庄)の通称である。	悉々通書	
483	相良家文書	施設軒抱定印行 (天文24年)2月2日	1555/02/02	藤也(藤新)花押(用)	豊田近大入頭	豊田近大入頭	外側は施設軒抱定印(清庄)に記す。内側は 相良院(清庄)に記す。	悉々通書	
484	相良家文書	施設軒抱定印行 日	天文24年4月7日	1555/04/07	藤也(藤新)花押(用)	相良院	相良院	豊田近大入頭の鳥居前踏などと申したの。 施設軒抱定印の鳥居前踏などと申したの。	悉々通書
485	忠林寺文書	施設軒抱定印行 天文24年4月9日	1555/04/09	藤原(栗毛)也(落葉)	忠林寺	忠林寺	その表の横つき。西面を渡せるに。此 處の表の表の表の表。	悉々通書	
486	相良家文書	施設軒抱定印行 (年次割)7月15日	1555/07/15	藤也(藤新)花押(用)	西安寺	西安寺	五名郡石見郡・山陰郡之内所領の12町・稻 田町を承認。	悉々通書	
487	西安寺文書	施設軒抱定印行 (年次割)12月23日	1555/12/23	藤也(藤新)花押(用)	志林院	志林院	可見助即行之 所持。3町を承認。	悉々通書	
488	忠林寺文書	施設軒抱定印行 (永禄元年以前)12月	1560/12/01	藤也(藤新)花押(用)	阿蘇郡宇佐城坐御領内中 西園院	西園院	阿蘇郡宇佐城坐御領内中 西園院(王正山)の14町について。	悉々通書	
489	西園院文書	施設軒抱定印行 10日	1560/12/10	藤也(藤新)花押(用)	西園院	西園院	西園院(王正山)の14町について。	悉々通書	

490 相良家文書	船形削葉書状	(永暦9年か)9月11 日	15680011	[船]切度	相良斎(船房)	相良斎(船房)	中国美術の流派について、好みを申し上げ、「難筆」なので、難筆を示されることは、難民兵へ「質屋」のことで、相良氏が公卿であることを示す。田舎の名前から、船が入っていること。	悉々書道 大日本古文書 相良家文書 503号
491 相良家文書	姫別削葉書状	(永暦9年か)9月21 日	15680021	[船]切度(花押)	相良斎(船房)	相良斎(船房)	中国美術の流派により、先後、藝術方面の風況が変わつてゐる。當時の名前と、田舎の名前があつて、船が入っていること。	悉々書道 大日本古文書 503号
492 大島源文書	合志削葉書状	(年本新)8月2日	15680009	[合志]織為(花押)	天満宮大島御御所附	天満宮大島御御所附	天満宮の風景のこと。弓の弓が二輪車の車輪など、神像の頭から伸びる髪の毛など、船を乗り、ありがつて、なんぞらう。御所の車輪など、船を乗り、ありがつて、なんぞらう。	悉々書道 大日本古文書 503号
493 大島源文書	合志削葉書状	(年本新)5月9日	15680009	[合志]織為(花押)	天満宮大島御御所附	天満宮の風景のこと。弓の弓が二輪車の車輪など、神像の頭から伸びる髪の毛など、船を乗り、ありがつて、なんぞらう。	悉々書道 大日本古文書 503号	
494 福澤文書	難波重安書状	(年本新)正月20日	999001020	[難波]重安(花押)	難波寺	難波寺	難波寺へある。天守閣の三段を表す。帆立貝の花押が付いて下段の天守閣の花押である。	悉々書道 大日本古文書 503号
495 内田文書	難波冬書状	(年本新)正月27日	999001027	[難波]冬(花押)	内田を近大東大寺御御所	内田を近大東大寺御御所	天守閣の櫓のとき、難波寺を表して表す。た。気泡。悉々書道 内田文書 503号	悉々書道 内田文書 503号
496 五條文書	院朝刻度書状	(年本新)2月8日	999002008	[院朝]刻度(花押)	五條館まるい御御所	五條館まるい御御所	五條館まるい御御所へある。天守閣の三段を表す。帆立貝の花押が付いて下段の天守閣の花押である。	悉々書道 五條文書 503号
497 五條文書	院朝為分書状	(年本新)2月10日	999002010	[院朝]為治(花押)	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所へある。天守閣の三段を表す。帆立貝の花押が付いて下段の天守閣の花押である。	悉々書道 五条文書 503号
498 内田文書	知多高應書状	(年本新)2月16日	999002016	[知]多高應(花押)	内田撮影佐藤文殿	内田撮影佐藤文殿	内田撮影佐藤文殿へある。高應の花押を表す。	悉々書道 内田文書 503号
499 田尻文書	知多高應書状	(年本新)2月16日	999002016	[知]多高應(花押)	田尻監御可守門	田尻監御可守門	田尻監御可守門へある。高應の花押を表す。	悉々書道 田尻文書 503号
500 田尻文書	知多高應書状	(年本新)2月16日	999002016	[知]多高應(花押)	田地三郎左衛門御所附牛	田地三郎左衛門御所附牛	田地三郎左衛門御所附牛へある。高應の花押を表す。	悉々書道 田尻文書 503号
501 牛島文書	制高應書状	(年本新)2月16日	999002016	[制]高應(花押)	制左衛門御御所	制左衛門御御所	制左衛門御御所へある。高應の花押を表す。	悉々書道 牛島文書 503号
502 内田文書	知多高應書状	(年本新)2月19日	999002019	[知]多高應(花押)	内田左近(花押)	内田左近(花押)	内田左近(花押)へある。高應の花押を表す。	悉々書道 内田文書 503号
503 牛島文書	知多高應書状	(年本新)2月27日	999002027	[知]多高應(花押)	相良斎(船房)	相良斎(船房)	相良斎(船房)へある。高應の花押を表す。	悉々書道 牛島文書 503号
504 五條文書	知多高應書状	(年本新)2月27日	999002027	[知]多高應(花押)	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所へある。高應の花押を表す。	悉々書道 五条文書 503号
505 五條文書	院朝重作書状	(年本新)2月27日	999002027	[院朝]重作(花押)	五條館まるい御御所	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所へある。高應の花押を表す。	悉々書道 五条文書 503号
506 牛島文書	院朝氏家迎應書	(年本新)3月7日	999003007	[院朝]氏家迎應(花押)	牛島美作守殿	牛島美作守殿	牛島美作守殿へある。高應の花押を表す。	悉々書道 牛島文書 503号
507 五條文書	知多常創書状	(年本新)3月8日	999003008	[知]多常創(花押)	中山人通駁	中山人通駁	中山人通駁へある。高應の花押を表す。	悉々書道 五条文書 503号
508 河島書店所蔵出直書状 (写)	河島書店所蔵出直書状	(年本新)3月21日	999003021	[河]島書店(花押)	笠置御御持侍御御中	笠置御御持侍御御中	笠置御御持侍御御中へある。高應の花押を表す。	悉々書道 五条文書 503号
509 五條文書	知多高應書状	(年本新)4月29日	999004029	[知]多高應	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所	五条館まるい御御所へある。高應の花押を表す。	悉々書道 五条文書 503号
510 五條文書	城越基行付	(年本新)4月29日	999004029	[城]越基行	王水殿	王水殿	王水殿へある。高應の花押を表す。	悉々書道 五条文書 503号



## 第VI章 北宮阿蘇神社の民俗学的調査 —北宮阿蘇神社の伝承—

### はじめに

本稿では北宮阿蘇神社の伝承について民俗学の立場から注目すべき点について述べる。

### 1、北宮阿蘇神社の概観

北宮阿蘇神社について、「国郡一統志」では「菊池郡北宮者阿蘇宮也菊池肥後守武政建立」と記されている。以下、「菊池市史 下巻」(1986) の記述により当社の概要を述べる。当社は大字北宮の中央、菊池川に臨む道路脇に位置している。祭神は国造速瓶玉命。天授4年（1378）、第16代菊池武政（1342～1374）が阿蘇北宮の分靈を勧請したものとされる。境内には寛文2年（1662）の明神鳥居、享保19年（1734）の石手水鉢、寛延2年（1749）の石灯籠があり、楼門には永禄5年（1562）の右大臣、左大臣像が安置されている。征西將軍宮軍配属（1966年に市文化財に指定）や能面なども納められており、本殿内には応永10年（1403）の男女各五神像がある。祭日は、隈府地区が9月9日、北宮地区が11月21日であり、地区青壮年による奉納宮相撲や北部地区ゲートボール競技大会などが行われる。境内には五社宮（八幡、若宮、新宮、山崎姫社、春日）、天満宮、稲荷社、猿田彦神も祀られ、およそ200m西方には御神輿休めの跡として榎の古木が残っている（下巻456～457頁）。

「肥後國誌」には「北宮大明神 祭北宮村ハ十一月廿一日隈府町ハ九月九日社人緒方和泉石川石見」とあり、當時から大きな祭礼はこの二つであった。

### 2、祭神

北宮阿蘇神社の五社宮の祭神は、山崎（第一座）、春日（第二座）、八幡宮（第三座）、新宮（第四座）、若宮（第五座）である。ただし昭和11（1936）年の「由緒書」（佐藤直人宮司筆）では、五社宮の祭神のうち第一座・第二座は「菊池経隆（二代）・菊池隆基（西郷系二代・西郷隆基）」と記されている。

鯱を食べるとなまず（皮膚に斑点を生じる症状）が出来る。北宮の氏子は代々、鯱を食べないものとされてきた。阿蘇の国造様（国造神社）は鯱の神様であり、その分靈を勧請しているからだと言われ、阿蘇で鯱を食べないと同様だという。

### 3、行事

「肥後國誌」では「永和四年八月菊池家十六代肥後守武政阿蘇北ノ宮ヲ勧請ス古ハ寄附の社領神宝等有シモ薩州勢乱入ノ時悉ク奪却ス征西將軍御寄進錦ノ旗ハ此時紛失シ軍配團扇ノミ残レリ形チ小ニシテ質素ノ古物也当社ハ北宮村隈府町等ノ氏神ニテ當郡鎮護ノ神ト云菊池家全盛ノ比ハ九月九日祭礼ニ社ヨリ西ニ方ツテ山ヲ飾リ神輿御幸アリテ翁ヲ波シ能式ヲ勤ム即チ此能ヲ山ノ能ト云リ其旧跡今ニ北宮村下ニ能場ト云所アリ菊池家斯絕ノ後能式モ絶タリ伝來ノ翁ノ面ニツアリ春日作ト云伝フ又瘦男ノ面アリカワズト名ク作者不知一説ニヒビノ作ト云」とある。

菊池氏全盛の時代には、社の西方に御旅所を設けて神輿の渡御もあり、能楽も奏せられ、盛大な祭礼であったことが伺えるが、天正年間の戦乱にて社宝・古文書類を焼失した。

（補）陣迹誌曰北宮大明神社ハ北宮村ニアリ阿蘇北宮ヲ勧請アリ菊池家全盛ノ時分ハ祭礼モ賑々敷行幸場ニ出座アリテ能ナト見物アリ」「行幸場ト云ハ北宮ノ未申ノ川上道ノ北ニ反余ノ屋敷アリ今ニ名テ棟敷場ト云神輿行幸アリテ能興行アリテ行幸能場トモ云菊池氏ノ棟敷掛リシ所也村タニヲ、セテ柴山ヲ出サス古

記ニ河原村ヨリ柴山三ツ奉ルトアリ此柴山ト云フハ屋台ナリ屋台ニ種々ノ飾物ヲ作リ奉納セシ也故ニ能ヲ山ノ能ト云又深川村ノ田ノ中ニ少シ堆キ所アリ神輿ヲ休メ奉ル仮殿ノ跡也今ニ其所ヲミコシヤスメト云又北宮村ノ西深川村ノ界ニ通リタル道今モ地方ノ下ヶ名ヲ上市場下市場ト云フ神輿通リタル道ニテ市立タル所ナリ」といった記述もみられ、ミコシヤスメ・上市場・下市場などの地名由来が記されている。

明暦2（1656）年再建時の棟札では当社の勅請・創建の年月は不詳とされており、「肥後国誌」では創建年を文和4（1355）年・永和4（1378）年のどちらと解すべきかの考證が述べられている。

平成12（2000）年9月に記された「北宮阿蘇神社御鎮座六百五十年祭記念事業奉賛会趣意書」では、北宮阿蘇神社が文和4（1355）年、肥後守菊池公が阿蘇大明神を北宮の地に勅請し、菊池北部郷（限府町外北部十二ヶ町村）の五穀豊穣、産業繁栄の祈願所とされたのが起源だと記されている。

#### 4、現在の行事

9月9日の秋の大祭には、隈府の方も、北宮の方も、参詣に来る。11月21日は「座の祭り」であり、この日は朝座、前日（20日）が夕座である。奉納相撲は近年も実施していたが、コロナ禍の令和2年以降は中断中。現在はゲートボールではなくグランドゴルフを行う。

座祭は、昭和63（1988）年当時、氏子は30戸ほど（5軒×6班。徐々に戸数が減ってきた）だった。全員が集まるのは大変なので、昭和の終わり頃に、5軒ずつ10軒が集まるように変えた。宮司・区長・これまでの座元5名・受け元5名と、これだけでも計12名となる。料理は受け元の女性たちが担当する。「ブリの切り身は何センチ×何センチ」など細かく次第が決まっていた。この当時は、宮司が座元宅で朝風呂に入って潔斎してから神事を行うなどしていたが、平成以降、集まる方の服装も略式が進んだ。

北宮阿蘇神社近く、菊池川沿いに立つ御神木の椋の木の根元に、70cm四方の竹で編んだ台を作り、夏と冬に水神様を祀る川祭りが行われる。夏には麦の粉団子に黄粉をつけて供え、冬には米の粉団子を座組の5家が作って供え、区民に配るのを習わしとしてきた。

#### 5、深川区 佐保川八幡宮の伝承・行事

ここでは北宮阿蘇神社宮司が兼務を務める佐保川八幡宮（深川区）の伝承・行事について記す。

『管内実態調査書 城北篇』（1960）に伝説「菊之池」が記されている（649頁）。「昔、深川村（菊池村）に広大な池があった。その形は花形をなし、池の辺り一帯に紅白の花が咲き乱れて非常に美しかった。この池を菊池則隆が「菊之池」と名づけてからこの名が起った。この池は常に満々と水を湛え、旱魃のため附近的の河川が涸れてもこの池の水は涸れることなく、谷中の田を潤したと伝えられる。」（この内容は『菊池郡誌』（1919）に掲げる。）

以下『菊池市史 下巻』（1986）、457～458頁の記述により佐保川八幡宮の概観を述べる。当社は菊池氏初代則隆の墓所の南方、大字深川の道路脇に位置し、祭神は応神天皇である。

創立は、「初代則隆が五穀豊穣・水運息災を祈り、佐保川（菊池川）のほとりに建立したといわれ、また『肥後国誌』には延久年中（1069～1074）に則隆がここに居を構え、宇佐八幡を勅請したと記されて」いる。

拝殿には文政2年（1819）、天保14年（1843）、嘉永2年（1849）の絵馬があり、境内に天明3年（1783）の石灯籠一対、石鳥居、玉垣などがある。祭日は12月8日で、境内には天満宮もある。

当社は安政7年（1860）に百年祭、以後50年ごとに祭りが行われ、当日はその年祭りを受け持った者（約13～14戸）による「節頭渡しの儀」が行われる。『熊本県神社誌』（1981）では氏子数50戸である。

## 佐保川八幡宮の主要行事

6月 足洗い御願立て（田植え終了後の農作祈願と無病息災の祈願）

8月1日 菊池則隆公墓前祭 菊池神社理事と当前が準備執行する。深川区で手伝いを行う。

10月15日 菊池神社秋の大祭（新宮さん）。もともと氏子であった深川区でもその手伝いをする。

12月最初の日曜日 注連縄造り。佐保川八幡宮、猿田彦碑用。

12月8日 佐保川八幡宮祭（収穫感謝）

12月最後の日曜日 門松造り

3月8日 三社祭り（佐保川八幡宮、天満宮、稻荷神社）

おからや野菜で「狐、菅原道真公、八幡神」の造り物を作り、拝殿内に供える。米菓子を供える。

## 三社祭り

毎年3月8日に深川区の佐保川八幡宮で行われる春祭りは、三社祭りとも言われ、当社に合祀されている三社（それぞれ猿田彦大明神・天満宮・正一位稻荷大明神と記された小さな幟が立つ。幟の台座は輪切りの大根）それぞれをかたどった造り物が拝殿内に飾られる。猿田彦大神は炭で、天神様（天満宮）はおからと小麦粉を混ぜたもので体、ニンジンで鳥帽子や錫を作る。稻荷はニンジンで出来た鳥居の背後にセリを配し、中に小さな狐の面を置く。三社をつなぐ参道の部分には、玄米で作られたお菓子（「ポン菓子」と青大豆による砂利が敷かれる）。

祭礼当日は、拝殿内で祝詞奏上、修祓、玉串奉奠などの神事が行われた後、神官（北宮阿蘇神社宮司）が御幣によってくじを引き翌年の座元を選ぶ「御籤御幣（みくじごへい）」が行われる。くじで選ばれた来年の座元は、神様（神事で使われた御幣）を背負って家まで帰る。

## 小括

北宮大明神の縁起・祭礼・ゆかりの地名等については『国郡一統志』『肥後国誌』『菊池風土記』などに記された内容が、「菊池郡誌」などを経由して今日も広く伝承されている。「嶋屋日記」にも折々登場する北宮阿蘇神社の座祭は、御松団子御能等と並び、中世以来今日まで伝えられてきた菊池の民俗文化を代表する「顔」の一つである。

『菊池都市神社誌』（熊本県神社庁菊池支部、1967）では、「特殊祭儀」の項で北宮阿蘇神社の座祭の概要を記している（207頁）。それによれば、11月20日と21日に座祭があり、20日が夕座・21日が朝座である。座元では門口に注連縄を張り、床の間には青竹の棚を仮設し、四方に注連縄をめぐらし、中央に御幣を祀る。供物はオゴク、神酒、かけ魚（若鰯）等である。神職が降神の儀を奉仕した後で「お座」を行う。翌年の座元は神職が神占にて定める、というのが当時の流れである。

平成元（1989）年の北宮阿蘇神社の年中行事記録には、以下の行事が記されている。総ざらえ（5月始め）、夏越・茅の輪くぐり（7月末）、小祭（3月末）、春祭・御願立て（4月9日）、川祭（夏）（7月中旬・麦の粉団子）、風止め（8月末）、御願はどき（10月始め）、川祭（冬）（12月中旬・米の粉団子）、座祭（11月21日）。これらの行事が、年行司5名を中心として営まれていた。祭礼の余興の一つとして造り物があるが、これは今日なお佐保川八幡神社の三社祭りで神占と共に伝承されており、地域の民俗文化を特色づける要素となっている。